

基本計画

- 目標1 誰もが健やかに暮らせる
「安心なまち」
- 目標2 人と文化を育む
「心豊かなまち」
- 目標3 にぎわいと活気を生み出す
「活力あるまち」
- 目標4 環境にやさしく災害に強い
「安全なまち」
- 目標5 自然と都市が共生する
「快適なまち」
- 目標6 市民と共に次世代を築く
「自立したまち」

基本計画における
リーディングプロジェクトの位置付け

まちづくりの目標1 ▶ 子育て、医療、社会福祉

誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」

● 基本方針

誰もが住みなれた地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる取り組みを推進します。

これにより、子どもから高齢者まで世代を問わず、性別や障害などによる差別のない、地域共生社会の構築を図り、「子育て、医療、社会福祉」の向上を目指します。

● 目標体系



まち・ひと・しごと創生総合戦略

※総合戦略体系に基づく「具体的施策」

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1-1-1 中心市街地の活性化 | 1-1-3 健幸まちづくりの推進 |
| 3-1-2 希望する子どもの数実現への支援 | 3-2-1 待機児童ゼロ・児童クラブの充実 |
| 3-2-2 利用者支援 | 3-2-3 子育て環境の充実 |

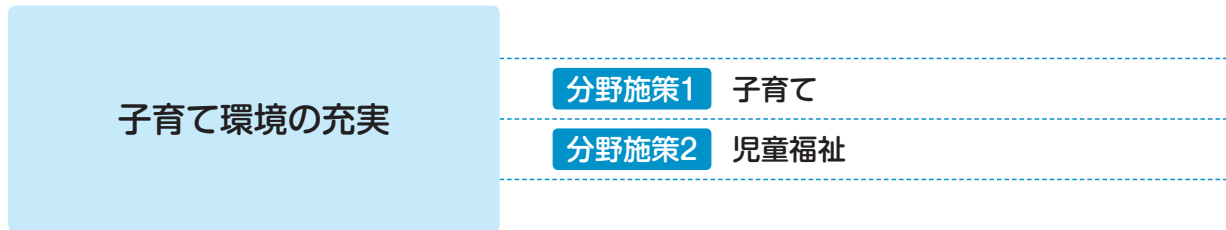
● 成果指標

アンケート指標（市民が思う割合）

| 指標名 | 現状値 (H28) | 目標値 (H34) |
|--|-------------|-------------|
| 子育て支援施策に関する満足度（子ども・子育てアンケート） ※「子育てしやすい」「どちらかといえば子育てしやすい」の合計 | 69.0% (H25) | 78.0% (H30) |
| 健康づくりの施策に関する満足度（市民意識調査） | 36.3% | 45.0% |
| 高齢者施策に関する満足度（市民意識調査） | 28.5% | 40.0% |
| 障害者（児）施策に関する満足度（福祉課調査） ※「満足」「やや満足」「ふつう」の合計 | 68.3% (H29) | 75.0% (H32) |

基本施策1 子育て環境の充実（出産、子育て）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|------------|--------------|--------------|
| 教育・保育の利用定員 | 1,508人 (H28) | 1,568人 (H34) |
| 乳幼児健康診査受診率 | 96.5% (H28) | 100% (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|------------------|--------|-----------|
| きらきら子ども・子育て応援プラン | 子育て支援課 | 平成27～31年度 |
| 障害児福祉計画 | 福祉課 | 平成30～32年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

● 主要な取り組みの概要

分野施策1 子育て

現 状 と 課 題

少子化の進行に伴い子どもの人口は減少傾向にあります。しかし、家族構成、就労形態の多様化などにより、保育の拡充や放課後の子どもの居場所づくり、出産、育児に伴う経済的支援などの幅広い充実が求められています。子育てに関する不安や悩み、加速する保育サービスのニーズに対応できるよう、社会資源を幅広く活用し、「出張型子育て支援センター」の開設、空き店舗を利用した「放課後児童クラブ」の増設、「保育所、認定こども園」の利用定員の見直しや「民間認可保育所」の新設により保育環境の整備を推進しました。ソフト面では、さまざまな利用者ニーズに対し、円滑な利用ができるよう行政窓口利用者支援員を配置し、きめ細かく的確な情報提供を行っています。保育、教育、医療など、経済的支援の継続、強化を行い、多方面から子育て世帯を支援することにより、安心して子育てできる環境づくりを推進しています。

核家族化の進行や経済的問題により、家庭生活に余裕がなくなっている世帯が増加傾向にあります。また、地域のつながりの希薄化などによって、身近なところで子育てについての助言や支え合う共助の関係が失われつつあることも懸念されています。こうした社会環境の中、子育てについての悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況の家庭もあると考えられることから、次代を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために家庭教育支援に努めています。

妊娠、出産、子育て期間を通して継続した健康管理を行うため、妊婦健康診査の助成や5か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児の乳幼児健診や相談を実施しています。若年層や高齢の妊産婦、外国人等、育児不安を強く訴え支援を有する妊産婦が増加し、子育て支援内容は個々のケースで複雑・多様化しています。そのため、ハイリスク妊産婦や要支援家庭の早期把握に努め、さらに、保健師による乳幼児全戸の家庭訪問を行い、子どもの発育状況、家庭の様子、保護者の育児力などを確認し、乳幼児の健全育成のために必要な支援を行っています。しかし、育児不安を抱える保護者は多く、育児中の保護者の孤立を防ぐためにも、迅速かつ継続した支援が提供できるよう関係機関との連携を図る必要があります。

このような現状を踏まえ、地域の身近な相談役として活動を実施する母子保健推進員の増員を行い、地域全体で母子保健向上に努めていきます。また、子育て家庭や妊産婦が、保健・医療・子育て・教育・福祉などの関係機関を円滑に利用できるよう、さまざまな支援や調整を行う利用者支援員と保健師、助産師など専門職の増員をさらに計画し、利用者ニーズに寄り添いながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない一体的な支援をするため、子育て家庭支援の機能強化を目的とした「子育て世代包括支援センター」の設置を検討しています。

取 り 組 み の 方 針

妊娠から出産、子どもの発育に係る支援、母子保健などの充実を図るとともに、切れ目ない子育て世代へのサポートや子育て環境の整備を図ります。

【出張型子育て支援センター】 子どもが自由に遊びながら親子同士が交流し、専門職員への子育てに関する悩み相談も気軽に行える広場を出張して提供。

【認定こども園】 小学校就学前の子どもやその親に対して、保育や教育といった子育てに関する包括的なサービスを提供する幼稚園や保育所、またその関連施設。

【子育て世代包括支援センター】 妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援、子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担うもの。

● 取り組みの概要

行政 の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 子育て環境の充実

子どもや保護者、子育て世代にとって良質な環境を提供し、子育てしやすいまちを目指します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------|---------------|
| ★ファミリー・サポート・センター事業 | 子育て支援課 |
| ★子育て支援センター事業 | |
| 子育て短期支援事業 | |
| 母親クラブへの補助 | |
| 子育て情報サービスの提供 | 子育て支援課、保健センター |
| ★子育て世代包括支援センターの設置 | |

(2) 教育・保育サービス、放課後児童対策の推進

地域性や保護者のニーズや児童の状態に応じてさまざまな教育・保育サービスが提供できるよう努めます。また、放課後の子どもたちの「居場所づくり」の充実を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|--------|
| 公立保育所の運営 | 子育て支援課 |
| 民間保育所、認定こども園などへの支援 | |
| 一時預かり、延長保育、障害児保育の充実 | |
| ★放課後児童クラブ事業 | |
| ★利用者支援に関する事業 | 生涯学習課 |
| 家庭教育学級事業 | |
| 訪問型家庭教育支援事業 | |

(3) 子どもの発育発達、育児支援対策の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の情報提供、育児に対する不安感や負担感の軽減のための仲間づくり、医療、保健、福祉、教育などの関係機関が連携し、安心して子育てや相談ができる体制を充実させます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------------|--------|
| 母子健康手帳交付、妊婦および家族支援事業 | 保健センター |
| 赤ちゃん訪問、妊産婦・乳幼児家庭訪問 | |
| 乳幼児健康診査事業 | |
| 育児相談、離乳食など栄養相談 | |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------------|--------|
| 乳幼児発達相談事業 | 保健センター |
| しつけ、歯の健康教育など子どもの健康教室 | |
| ★子育て支援メール「ママサポしもつま」配信事業 | |
| ★母子保健推進協議会の活動 | |

(4) 経済的支援の充実

安心して妊娠、出産を迎えるための支援や母子医療費支援、妊娠を望んでいる夫婦、子育て世帯、ひとり親家庭などを経済的に支援し負担軽減を図ります。

妊産婦および小児（0歳～中学生）を対象に医療福祉費支給事業を、さらに妊産婦や未就学児を対象に外来、入院時自己負担金の助成（自己負担助成事業）を実施し、医療費の負担軽減を図ります。

また、経済的理由により、児童生徒を就学させることが困難な家庭に対し、学用品などの一部を援助し、広く子育て世帯の経済的支援を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------------------|-----------------|
| ひとり親家庭などへの支援 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 教育・保育施設利用者負担額の支援 | |
| 未熟児養育医療費給付事業 | 保健センター |
| 妊婦・乳児委託健康診査事業 | |
| ★不妊治療費助成事業 | |
| 医療福祉費支給事業（妊産婦、小児、ひとり親） | 保険年金課 |
| ★妊産婦・未就学児医療費無料化事業 | |
| 幼稚園就園奨励費補助 | 学校教育課 |
| 就学援助制度 | |

市民の役割

- 子育てについて学び考え、子育て仲間と一緒に育児を楽しみ、保護者としての自覚と責任を持ちます。
- 各乳幼児健診はきちんと受診し、子育て教室などには積極的に参加します。
- 日頃から子どもの健康状態に気を配るとともに、かかりつけ医をもち医療機関を適切に受診します。

図表-1 教育・保育施設の定員数と利用児童数（箇所、人）

| 区分 | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | |
|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-----|
| | 箇所 | 定員 | 利用児童 | 箇所 | 定員 | 利用児童 | 箇所 | 定員 | 利用児童 | 箇所 | 定員 | 利用児童 | 箇所 | 定員 | 利用児童 | |
| 保育所 | 公立 | 2 | 220 | 225 | 2 | 220 | 217 | 2 | 220 | 196 | 2 | 220 | 194 | 2 | 220 | 201 |
| | 私立 | 4 | 460 | 496 | 4 | 460 | 502 | 4 | 460 | 528 | 4 | 510 | 542 | 4 | 540 | 555 |
| | 小計 | 6 | 680 | 721 | 6 | 680 | 719 | 6 | 680 | 724 | 6 | 730 | 736 | 6 | 760 | 756 |
| 小規模保育施設 | 私立 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 1 | 18 | 13 | 1 | 18 | 13 |
| 幼稚園 | 公立 | 6 | 520 | 247 | 6 | 520 | 243 | 6 | 520 | 213 | 6 | 520 | 202 | 6 | 520 | 171 |
| | 私立 | 3 | 365 | 204 | 3 | 365 | 217 | 3 | 365 | 214 | 1 | 35 | 32 | 1 | 35 | 32 |
| | 小計 | 9 | 885 | 451 | 9 | 885 | 460 | 9 | 885 | 427 | 7 | 555 | 234 | 7 | 555 | 203 |
| 認定こども園 | 私立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 175 | 177 | 2 | 175 | 188 |
| 合計 | 15 | 1,565 | 1,172 | 15 | 1,565 | 1,179 | 15 | 1,565 | 1,151 | 16 | 1,478 | 1,160 | 16 | 1,508 | 1,160 | |

出典：子育て支援課

図表-2 教育・保育施設等一覧

| 区分 | 名称 | 所在地 | 備考 |
|---------|----------------|-----------|-------------------|
| 公立保育所 | 下妻保育園 | 下妻丙172 | |
| | きぬ保育園 | 鬼怒254-1 | |
| 私立保育所 | 法泉寺保育園 | 本宿町2-52 | |
| | 大宝保育園 | 大宝725-1 | |
| | 西原保育園 | 高道祖5160 | |
| | もみの木保育園 | 半谷484-2 | |
| 小規模保育施設 | もみの木フレンズ | 半谷430-164 | |
| 認可外保育施設 | 大和保育園 | 長塚472 | 平成30年度から認可保育園移行予定 |
| 公立幼稚園 | 大宝幼稚園 | 大宝606 | |
| | 騰波ノ江幼稚園 | 若柳甲644 | |
| | 上妻幼稚園 | 半谷426 | |
| | 豊加美幼稚園 | 加養119 | |
| | 高道祖幼稚園 | 高道祖2638-1 | |
| | ちよかわ幼稚園 | 宗道2095 | |
| 私立幼稚園 | 下妻小友幼稚園 | 下妻乙269 | |
| 認定こども園 | 認定こども園ふたば文化 | 本城町1-54 | |
| | 認定こども園下妻いずみ幼稚園 | 下妻丁342-1 | |

出典：子育て支援課

図表-3 母子健康手帳交付数および母子訪問指導数（保健師による）（人）

| 区分 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 区分 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 交付数 | 381 | 400 | 361 | 365 | 303 | 妊産婦 | 219 | 260 | 274 | 300 | 321 |
| 出生数(参考) | 340 | 377 | 347 | 346 | 311 | 乳幼児 | 242 | 302 | 290 | 320 | 378 |

出典：保健センター

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 児童福祉

現 状 と 課 題

時代とともに子どもたちを取り巻く環境はさまざまな変化をしています。また、生活行動や様式も多様化しており、子どもたちの周囲には危険性が高く有害な情報に容易に触れやすい環境になります。子育て世帯が安心して、過ごせる環境づくりを地域全体で推進する取り組みが求められます。

児童虐待のない社会を目指し、児童虐待を見逃さない、虐待通報は義務であることを広く周知し、さらなる児童虐待防止の啓発普及が必要となります。

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、早期発見、早期対応と共に虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない総合的な支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会における取り組みを強化し、迅速な虐待対応に努めています。

子どもがいつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場などの整備、子連れでも安心して外出できるように身近な環境整備を地域全体で進めています。

取 り 組 み の 方 針

児童福祉施策の充実を図るとともに、児童虐待防止に努め、児童の健全育成を推進します。

図表-4 児童相談種類別児童受付の状況（件）

| 区 分 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 養 護 | 虐 待 | 27 | 17 | 19 | 30 | 47 |
| | その他 | 15 | 11 | 6 | 6 | 7 |
| 保 健 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障 害 | 肢 体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 視聴覚 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 言 語 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 重 心 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 知 的 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 自 閉 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非 行 | △ 犯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 触 法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 育 成 | 性格行動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 不登校 | 1 | 4 | 5 | 2 | 7 |
| | 適 正 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 育児しつけ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | | 9 | 12 | 13 | 3 | 16 |
| 合 計 | | 55 | 44 | 43 | 41 | 79 |

※平成28年度から、児童の面前でのDVや虐待などを心理的虐待として計上

出典：子育て支援課

● 取り組みの概要

行政 の役割

(1) 児童福祉の推進

子どもの心身の健全な発達を促し、子どもの権利の尊重、擁護の環境をつくるため、家庭、学校、地域での更なる連携を推進します。

子育てに関する不安や孤立感など、さまざまな悩みや不安を解消するため、家庭児童相談室における相談支援体制の継続強化と利用者支援員や保健師などによる子育てに関する相談体制づくりに取り組みます。

子どもが安心して過ごせる環境整備や、地域団体への支援を継続し、地域全体で児童福祉向上に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------|---------------|
| 要保護児童に係る事業 | 子育て支援課 |
| 児童遊園・子どもの遊び場に関する事業 | |
| 家庭相談員などによる相談事業 | 子育て支援課、保健センター |
| 子どもの安全（権利侵害）に関する事業 | 福祉課、子育て支援課 |

市民 の役割

● 子どもの健やかな成長を家庭や地域社会全体で支え、悩みを相談しあえる関係をつくります。



わいわいハウスの遊具で遊ぶ親子

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

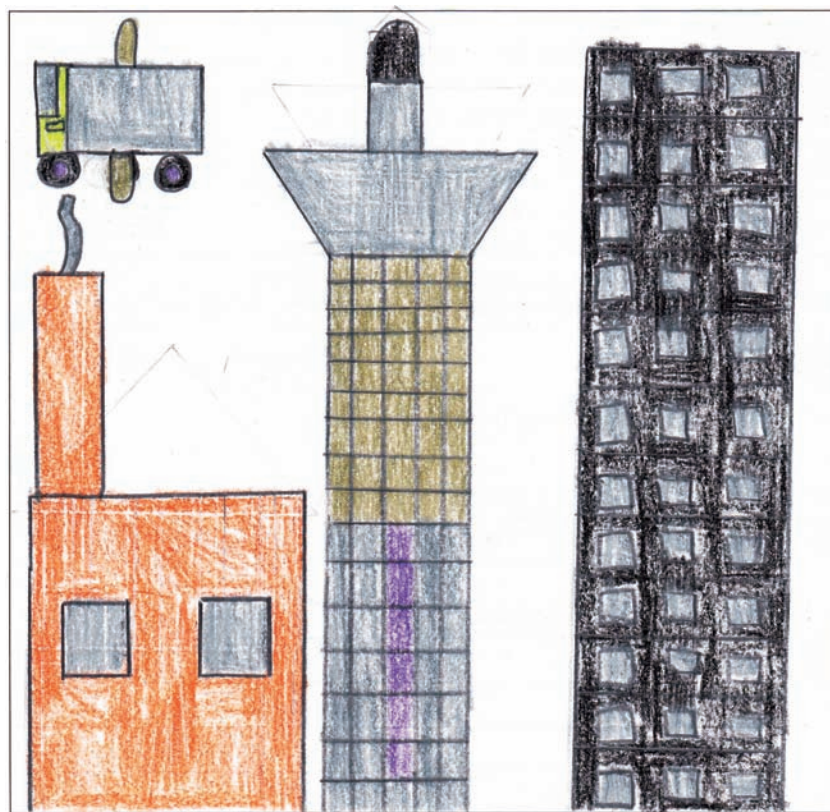
基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策2 保健・医療の充実（健康づくり、医療）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-------------|-------------|
| 国民健康保険税（現年度分）徴収率 | 93.5% (H28) | 95.0% (H34) |
| 特定健康診査受診率 | 36.7% (H28) | 60.0% (H34) |
| 大腸がん検診受診率 | 23.5% (H27) | 35.0% (H34) |
| 乳がん検診受診率 | 17.6% (H27) | 30.0% (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|------------------|--------|---------------|
| 国民健康保険データヘルス計画 | 保険年金課 | 平成30～35年度 |
| 特定健康診査等実施計画 | | 平成30～35年度 |
| 健康・食育しもつまプラン21 | 保健センター | 平成26～35年度 |
| 新型インフルエンザ等対策行動計画 | | 国、県の策定見直しに準ずる |
| 感染症予防対策実施計画 | | 毎年度策定 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディング
プロジェクト

資料

● 主要な取り組みの概要

分野施策1 保健

現 状 と 課 題

生涯を通じ健康で自立した期間を長く保つ「健康寿命」の延伸が重要となります。しかし、生活様式の多様化やストレスの増加により心身ともに健康を保つことが難しい現状にあります。

あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境の構築と健康に関する基礎知識の周知により健康格差の縮小を図ることが求められており、生涯健康で、いきいきと暮らすため市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、よりよい生活習慣と病気の予防、重症化予防に心がける意識の醸成や環境作りが重要となります。

栄養の偏り、不規則な食事、喫煙、飲酒、運動不足などの生活習慣に起因する、がんや糖尿病、高血圧といった生活習慣病が問題となっており、生活習慣病を未然に防ぐには健康診査や各種がん検診の受診率の更なる向上とともに、特定保健指導を含む受診後のフォローの充実が課題であり、健康無関心層や若い世代の生活習慣病予防の取り組みについても強化する必要があります。

さまざまな感染症の発症予防ならびに発症時の重症化や感染拡大を最小限にとどめるための感染症対策も求められます。

取 り 組 み の 方 針

若い世代から広く市民の健康づくりを促進し、積極的に自分の健康づくりに取り組む市民を増やし、健康寿命の延伸を図ります。



エクササイズ教室



減塩を意識した調理実習

● 取り組みの概要

行政 の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) ヘルスリテラシー（健康を決める力）の向上と生活習慣改善意識の醸成

特色ある健康教室や講演会などを開催し、健康への自主的な取り組みを支援するとともに、健康に対する意識の高揚を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------|--------------|
| 健康教育・相談事業 | 保健センター |
| ★健康づくり推進事業 | 保健センター、生涯学習課 |

(2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

健康診査、がん検診の受診率向上に努め、結果を生かした生活習慣の改善および重症化予防などを推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|--------------|
| 基本健康診査事業 | 保健センター |
| がん検診事業 | |
| 特定健康診査・特定保健指導事業 | 保健センター、保険年金課 |

(3) 地域における健康活動の活性化

地域の健康づくりリーダーなどの人財育成および活動の支援を行います。
また、食育による健全な食生活の実現や、食に関する情報提供を行い、市民の心身の健康増進を目指します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|--------|
| 食生活改善推進協議会の活動 | 保健センター |
| 食育推進事業 | |

(4) 感染症対策の推進

感染症の発症を予防するとともに、発症時に重症化と感染拡大を最小限にとどめ、感染拡大を可能な限り抑制するため、さまざまな感染症対策を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------|--------------|
| 感染症予防事業 | 保健センター |
| 予防接種事業 | |
| 献血推進事業 | 保健センター、保険年金課 |

市民 の役割

- 健康に関心を持ち、食事、運動、休養など健康づくりに取り組み、地域活動、ボランティア活動などに積極的に参加します。
- 生活習慣病予防や重症化予防のため健康診断を受診するなど自ら心身の健康を守り健康寿命の延伸に努めます。

【特定保健指導】 「高齢者の医療の確保に関する法律」の成立により、生活習慣病を予防するという観点で、平成20年4月から医療保険者に義務付けられることになった健康診査・保健指導。

【健康寿命】 零歳の者が健康で何年生きられるか示した数。平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いたもの。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策2 医療

現 状 と 課 題

生涯にわたり安心して生活を送るために、いつでもどこでも適切な保健医療サービスが受けられるよう、土、日、祝祭日、年末年始に市内の医療機関が輪番制で開設している休日在宅当番医や下妻保健センター内に夜間応急診療所を開設して、緊急時の診療を実施しています。また、緊急治療を要する小児の受入れを近隣の医療機関に協力を求め、輪番制による小児救急医療を実施し、医療体制の充実に努めています。

休日在宅当番医の診療は、年間約70日開設し、一日当たり約25人が受診し、夜間応急診療所には、年間約120人が受診するなど、救急時の医療提供の場として、市民に定着しています。

少子化が進み、子どもの人口減少を受けて、小児科の治療を取りやめる医療機関が増え、小児科医師を確保することが困難な状況にあります。

安心して医療が受けられるよう、診療科に偏りのない適切な医療の確保と救急医療に対応できる医療体制を強化するため、関係機関と連携を図る必要があります。

保険医療による診療を受けた場合、自己負担費用の一部を県と市で負担する医療福祉費支給（マル福）制度があります。受給者が経済的負担の軽減により安心して医療を受診出来るよう持続性ある制度運営を行う一方、医療費の増大による財源確保が課題となります。

取 り 組 み の 方 針

関係機関などの連携を図り、安心して医療が受けられる医療体制の充実を図ります。

図表-5 休日在宅当番医診療科目別・市町村別患者数

| 診療科目別患者数(医科分) | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 外科 | 101 | 150 | 99 | 173 | 76 |
| 内科 | 881 | 826 | 1,032 | 896 | 986 |
| 小児科 | 402 | 400 | 495 | 535 | 413 |
| その他 | 104 | 148 | 199 | 156 | 182 |
| 計 | 1,488 | 1,524 | 1,825 | 1,760 | 1,657 |

出典：保健センター（以下同じ）

| 市町村別患者数(医科分) | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 下妻市 | 1,062 | 1,078 | 1,312 | 1,183 | 1,168 |
| 八千代町 | 180 | 183 | 209 | 253 | 219 |
| 常総市 | 35 | 65 | 53 | 111 | 65 |
| 筑西市 | 64 | 77 | 91 | 58 | 71 |
| つくば市 | 69 | 37 | 40 | 44 | 43 |
| その他 | 78 | 84 | 120 | 111 | 91 |
| 計 | 1,488 | 1,524 | 1,825 | 1,760 | 1,657 |

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 地域医療・救急医療体制の強化

市民が求める医療を提供するため、市内の医療機関はもとより近隣の医療機関と連携して、救急医療、休日・夜間診療を実施し、広域体制により医療の充実を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|--------|
| 休日在宅当番医事業 | 保健センター |
| 救急医療体制の充実 | |

(2) 医療福祉費支給（マル福）制度の運営

県の実施要綱に基づき、妊産婦、小児、ひとり親、重度心身障害者などの医療費助成を行います。また、市独自事業として妊産婦および未就学児を対象に、自己負担助成事業を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|-------|
| 医療福祉費支給事業 | 保険年金課 |
| ★自己負担助成事業 | |

市民の役割

- 家族でかかりつけ医を決めて、医療機関を適切に利用するとともに医療費の抑制に努めます。
- 心臓疾患により、体調が急変した時の対策として、AED（自動体外式除細動器）の使用方法を理解するように努めます。
- 市のホームページや広報紙などから、夜間や休日など救急時の医療機関の情報収集に努めます。

【AED(自動体外式除細動器)】 自動体外式除細動器。突然、心停止状態に陥った人に用いる救命装置。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策3 国保、後期高齢者医療、年金

現 状 と 課 題

国民健康保険制度は、市民の健康保持、増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として極めて重要な役割を果たしていますが、医療技術の進歩や加入者の高齢化などにより、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。

後期高齢者医療制度は、運営主体である茨城県後期高齢者医療広域連合と協力、連携を図り、今後増々進む高齢化社会に向けて、より適切な運営が求められます。

国民年金制度は、安心・自立して老後を暮せるための社会的な仕組みとして大きな役割を担っているため、日本年金機構と協力、連携を図り事業推進に努める必要があります。

取 り 組 み の 方 針

市民の安心・健康を支える国民皆保険制度を維持するために、国、県や広域連合との連携を図りながら適切な運営に努めます。

図表-6 国民健康保険の状況

| 区 分 | 世帯数 (世帯) | 被保険者数 (人) | 保険給付費(円) | | 保険税現年度分調定額(円) | | 保険税現年分 徴収率(%) |
|--------|-------------|--------------|---------------|---------|---------------|--------|------------------|
| | | | 全 体 | 1人当たり | 1世帯当たり | 1人当たり | |
| 平成26年度 | 7,553 | 14,924 | 3,456,708,329 | 231,621 | 193,425 | 97,892 | 92.59 |
| 平成27年度 | 7,342 | 14,370 | 3,500,817,838 | 243,620 | 189,821 | 96,984 | 92.61 |
| 平成28年度 | 7,108 | 13,635 | 3,451,694,004 | 253,150 | 189,726 | 98,905 | 93.49 |

出典：保険年金課（以下同じ）

図表-7 後期高齢者医療の状況

| 区 分 | 平均被保険者数 (人) | 保険者負担額(円) | |
|--------|----------------|---------------|---------|
| | | 全 体 | 1人当たり |
| 平成26年度 | 5,457 | 4,518,808,824 | 828,076 |
| 平成27年度 | 5,533 | 4,645,270,215 | 839,557 |
| 平成28年度 | 5,606 | 4,719,057,666 | 841,787 |

図表-8 国民年金被保険者の状況

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 第1号被保険者(人) | 7,102 | 6,673 | 6,194 |
| 第3号被保険者(人) | 2,494 | 2,427 | 2,326 |
| 計 | 9,596 | 9,100 | 8,520 |

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 健康保険制度の円滑な運営

国民健康保険事業は平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、保険給付の安定化が図られるため、市は特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上、糖尿病重症化予防事業の実施など、予防重視の保健事業や保険料の徴収率向上のための取り組みを行います。

また、後期高齢者医療事業については、広域連合と連携し、保険料徴収率の向上や医療費適正化のための各種取り組みを行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|--------------|
| 国民健康保険 保険給付事業 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療事業 | |
| 国民健康保険 保健事業 | 保険年金課、保健センター |
| 国民健康保険税 賦課・徴収事業 | 保険年金課、収納課 |
| 後期高齢者医療事業保険料 徴収事業 | |

(2) 国民年金制度の円滑な運営

日本年金機構との連携を密にして、被保険者資格取得などの届出の促進に努めるとともに、保険料免除関係、給付関係の適正な受理、報告を図ります。

また、年金制度の周知徹底を図り、年金相談の充実に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------|-------|
| 国民年金事業 | 保険年金課 |

市民の役割

- 健康保険制度や国民年金制度に対する理解を深め、適正に受給します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策3 地域共生・社会福祉の推進（社会福祉）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------|-------------|-------------|
| 生活保護からの自立件数 | 12人/年 (H28) | 15人/年 (H34) |
| 障害福祉サービスの利用者数（障害児を含む） | 296人 (H28) | 357人 (H34) |
| シルバー人材センター登録者数 | 255人 (H28) | 300人 (H34) |
| 愛の定期便事業利用者数 | 371人 (H28) | 400人 (H34) |
| 介護保険料の徴収率 | 97.5% (H28) | 98.0% (H34) |
| ボランティアセンター登録者数 | 657人 (H28) | 670人 (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|----------------|-------|-----------|
| 地域福祉計画 | 福祉課 | 平成30～34年度 |
| 障害者計画 | | 平成21～30年度 |
| 障害福祉計画、障害児福祉計画 | | 平成30～32年度 |
| 高齢者保健福祉計画 | 介護保険課 | 平成30～32年度 |
| 介護保険事業計画 | | 平成30～32年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディング
プロジェクト

資料

● 主要な取り組みの概要

分野施策1 社会福祉

現 状 と 課 題

景気回復の流れの中、雇用情勢は改善が進んでいるものの、雇用の不安定化は依然として継続している状況にあります。また、高齢化および核家族化の進行に伴い、これまでの生活水準を維持することが困難な状況となっており、全国的に生活保護受給者数は増加しています。

本市においても同様の傾向を示しており、平成28年度平均の受給者数は230人、受給世帯数は204世帯、保護率は5.34%で人口1,000人当たり受給者数は5.34人と増加の一途をたどっています。このことから平成28年度から常勤の生活相談員1名を配置し、さらにはハローワークと連携して生活保護世帯の自立に向けた就労支援を行っています。生活保護受給期間は長期化している状況にあります。

今後は、関係機関と連携のもと、ケースワーカーや生活相談員を中心に稼働年齢層への就労支援を一層進めるとともに、世帯の状況に即した生活支援を行っていく必要があります。

生活保護に至る前の段階の低所得者については、生活困窮者自立支援事業の中で関係機関と連携し、福祉、労働および教育などの各分野において、自立に向けた総合的な支援を進めていく必要があります。

近年、全国的に頻発する局地的豪雨による水害や大規模震災の発生が懸念されている状況にあります。本市においても、東日本大震災や関東・東北豪雨に被災し、甚大な被害をもたらされたことから、災害救援物資、資機材の拡充や被災者の生活再建を支援する体制を整備する必要があります。

取 り 組 み の 方 針

さまざまな事情により経済的に困窮する市民に対して、各種社会保障制度の活用や関係機関との連携により、早期の問題解決ができるよう支援します。

図表-9 生活保護の推移（年度平均）

| 区 分 | 人口(人) | 保護世帯(世帯) | 保護人員(人) | 保護率(%) | 医療扶助(%) |
|--------|--------|----------|---------|--------|---------|
| 平成24年度 | 44,174 | 157 | 183 | 4.13 | 84.39 |
| 平成25年度 | 43,847 | 171 | 193 | 4.41 | 86.00 |
| 平成26年度 | 43,941 | 190 | 213 | 4.90 | 85.89 |
| 平成27年度 | 43,228 | 190 | 216 | 5.00 | 87.31 |
| 平成28年度 | 43,014 | 204 | 230 | 5.34 | 85.96 |

※保護率は(%)：保護人員の人口千人当たりの比率

出典：福祉課

※人口は常住人口の年度平均による

【ケースワーカー】 ソーシャル・ケースワーカーの略称。社会生活上の問題をみずから解決することが困難なために、専門的なサービスを必要としている個人または家族に対して、個別的な援助を与える専門技術を行う専門家。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 生活保護の適正実施

生活保護制度は、健康で文化的な生活が維持できるよう支援する制度であり、国民生活の最後のセーフティネットとして、低所得者支援の重要な役割を担っています。

生活保護の適正な実施に向け、関係機関と連携を強化し、世帯の状況に応じた適切な支援を行い、経済的自立の促進を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|-----|
| 生活保護に係る事業 | 福祉課 |

(2) 生活困窮者対策の推進

生活保護に至る前の段階の低所得者について、生活困窮者自立支援法に基づき関係機関と連携した面接相談を実施し、就労支援や住居確保支援の充実を図ります。

また、生活困窮者の子どもへの学習支援の実施を検討します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|-----|
| 生活困窮者自立支援事業 | 福祉課 |

(3) 災害対策事業の推進

日本赤十字社茨城県支部や下妻市地区赤十字奉仕団（民生委員、児童委員）と連携し、災害時に迅速な救護活動を実施できる体制の整備を検討します。日本赤十字社下妻市地区においては、災害救援物資、資機材の拡充や計画的な更新を進めます。

また、被災者が早急に生活再建ができるよう、災害救助法に基づく各種支援制度の活用を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------|-----------|
| 日本赤十字社茨城県支部下妻市地区事業 | 福祉課 |
| 災害救助事業 | 福祉課、消防交通課 |

市民の役割

- 経済的に困窮する市民に対する各種制度への理解を深めます。
- 災害救護活動などの日本赤十字社が行う事業に対し理解と協力を行います。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 障害者福祉

現 状 と 課 題

平成29年3月末現在、身体障害者（児）（身体障害者手帳所持者）は1,605人、知的障害者（児）（療育手帳所持者）は374人、発達障害者（児）を含む精神障害者（児）（精神障害者保健福祉手帳所持者）は206人、自立支援医療（精神通院）受給者は512人、難病患者（難病患者福祉手当受給者）は270人となっており、いずれも増加傾向にあります。

「障害者基本法」の改正により差別の禁止が規定され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、差別解消に向けた取り組みが具体化されました。これを受け、平成26年に、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求める「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准となりました。障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う共生社会を実現するためにも、障害に対する理解を深め、障害者の自立および社会参加支援の推進が必要となります。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービスが提供されています。本市でも、障害福祉サービスを利用する方は毎年増加しており、障害のある人が自らの望む地域で生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が必要となります。

取 り 組 み の 方 針

障害のある人が安心して暮らせる社会を目指し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進します。

図表-10 障害福祉サービス利用者数（人）

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 障害者 | 248 | 240 | 256 |
| 障害児 | 30 | 35 | 40 |
| 計 | 278 | 275 | 296 |

出典：福祉課

● 取り組みの概要

行政 の役割

(1) 障害に対する理解、社会参加・交流の推進

共生社会の実現を目指し、障害に対する理解が深められるよう周知啓発を図ります。また、障害者の社会参加や交流に向けた取り組みを推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-----|
| 障害者理解促進研修・啓発事業 | 福祉課 |
| 障害者基幹相談支援センター事業 | |
| 自発的活動支援事業 | |
| 地域活動支援センター事業 | |
| 障害者デイサービス事業 | |

(2) 障害福祉サービスの推進

障害のある人が住み慣れた地域で生活ができるよう、障害福祉サービスなどによる支援の充実を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-----|
| 障害者自立支援給付事業 | 福祉課 |
| 障害児通所支援等給付事業 | |
| 自立支援医療事業 | |

市民 の役割

- 障害に対する理解を深めます。
- 不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供に努めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策3 高齢者福祉

現 状 と 課 題

健康で就労意欲のある高齢者が増加していることから、その生活を維持しさらに豊かなものとするため、生きがいづくりや就労機会の確保など、社会参加を促進するための仕組みづくりが重要となります。

その一方で、身体、認知機能の衰えから生活機能の低下を招き、要支援・要介護状態になるおそれがあります。できるかぎり健康で元気な状態を維持するために、介護予防・健康づくり事業の効果的・効率的な実施、特に認知症対策への取り組みが必要となります。

核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていきます。ご近所や地域でのつながりの希薄化も進み、生活していく上で孤立する高齢者が増えており、地域での見守りや声掛け、だれでも気軽に集える「たまり場」づくり、ひとり暮らし高齢者向けサービスなどの充実が求められます。

取 り 組 み の 方 針

元気に楽しく生き生きとした高齢期を過ごせるよう、在宅福祉サービスや健康づくり、社会参加、就労支援などに取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進します。



ねんりんスポーツ下妻大会
(左：輪投げ、右：グランドゴルフ)



● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 在宅生活支援サービス事業の推進

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域、自宅などで日常生活を送れるよう、各種施策を実施します。
また、引き続き、ひとり暮らし高齢者を対象とした福祉サービスに取り組み、地域で見守る体制づくりを推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|-------|
| 高齢者福祉タクシー利用料金助成事業 | 介護保険課 |
| ひとり暮らし高齢者に係る事業 | |
| ねたきり老人等福祉手当、介護慰労金事業 | |
| 徘徊高齢者家族支援サービス事業 | |

(2) 生きがいづくり・就労支援・社会参加の推進

高齢者の生きがいづくりとともに、近年、退職してからも高齢者の就労的ニーズが高いことから、活力のある高齢者の社会参加を促進するための取り組みを推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|-------|
| 老人クラブ育成事業 | 介護保険課 |
| シルバー人材センター事業 | |
| ふれあいサロン運営事業 | |
| 高齢者スポーツ、文化活動に係る事業 | |

(3) 介護予防・健康づくり活動の推進

健康寿命を伸ばすため、介護予防、健康づくり事業に取り組み、「健幸まちづくり」を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|-------|
| 健康づくり事業 | 介護保険課 |
| はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 | |
| 体操教室、運動教室などに係る事業 | |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行政運営リーディング
プロジェクト

資料

(4) 安全・安心な地域づくりの推進

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に生活できるよう、地域全体で見守る体制づくりを推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| 高齢者等見守りネットワーク事業 | 介護保険課 |
| 高齢者の安全・安心に係る事業 | |

市民の役割

- 健康に留意して、いつまでも自立した生活が送れるよう、健康づくり事業などに積極的に参加します。
- 高齢、要介護状態になっても地域で生活できるよう、声かけや安否確認、地域福祉活動などへ積極的に参加します。
- 住み慣れた地域において、豊かな経験や技能を活用してさまざまなかたちで活動し、社会参加します。



シルバーリハビリ体操



にこにこ体操教室

図表-11 シルバー人材センター登録者数（人）

| 平成19年度 | 平成22年度 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 269 | 300 | 299 | 255 |

出典：シルバー人材センター

図表-12 愛の定期便事業利用者数（人）

| 平成19年度 | 平成22年度 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 250 | 288 | 330 | 371 |

出典：介護保険課

図表-13 高齢者福祉タクシー利用料金助成事業利用者数（人）

| 平成19年度 | 平成22年度 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 310 | 503 | 746 | 711 |

出典：介護保険課

図表-14 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業利用者数（人）

| 平成19年度 | 平成22年度 | 平成25年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 129 | 165 | 223 | 424 |

出典：介護保険課



認知症予防教室

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策4 介護保険

現 状 と 課 題

平成12年度から始まった介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として普及・定着しています。その一方で、高齢化に伴う介護費用は年々増加し続けており、第1号（65歳以上）および第2号（40歳以上64歳以下）の被保険者が負担する保険料も、さらに増加することが見込まれます。2025年（平成37年）には団塊の世代がすべて75歳以上となるほか、2040年（平成52年）には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上になるなど、人口の高齢化は進展してきており、今後も利用者の増加が見込まれます。

高齢社会の急速な進展が見込まれる中で、介護保険制度を取り巻く状況も大きく変化しており、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態などとなることの予防、要介護状態などの軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質の高く必要なサービスを提供していくことが重要です。同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築し、制度の持続を確保していくことが重要です。

地域の実情に応じて推進する介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護保険制度のもとで全国一律に行われていた予防給付の訪問介護および通所介護のサービスが事業に移行され、指定事業所によるサービスに加え、民間企業、ボランティア、NPOなど多様な主体を活用した地域支援や、多様なサービス事業実施の本格化が求められます。

取 り 組 み の 方 針

介護保険制度の普及・啓発および制度の円滑な運営とサービスの基盤整備の推進を図り、保険者機能の強化に努めます。高齢者の自立と尊厳を支えるケアを目指し、介護給付の適正化に取り組みます。

図表-15 介護認定審査総数

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|------|--------|--------|--------|
| 審査会開催（回） | | 96 | 97 | 94 |
| 審査総数 （件） | 下妻市 | 2,007 | 1,997 | 2,100 |
| | 八千代町 | 1,049 | 1,046 | 1,057 |
| | 計 | 3,056 | 3,043 | 3,157 |

※認定審査会委員20名（医師8名、歯科医師3名、薬剤師1名、保健・福祉関係8名）
4合議体（1合議体5名）
毎週火曜日・木曜日に審査会を開催

出典：介護保険課

図表-16 介護認定者総数（平成29年7月現在）

| 二次判定結果 | 非該当 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|--------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 件数（件） | 0 | 119 | 127 | 428 | 373 | 351 | 276 | 222 | 1,896 |
| 割合（%） | 0 | 6.3 | 6.7 | 22.6 | 19.7 | 18.5 | 14.6 | 11.7 | 100 |

出典：介護保険課

● 取り組みの概要

行政 の役割

(1) 介護保険制度の円滑な運用

介護保険法に基づき、円滑な事業の実施に取り組むとともに、制度の適正な運営のため、介護保険料の設定、確保に努めます。

また、年々増加する認定申請者に対して保険給付と総合事業の利用の適正化を図り、介護認定事業を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----------|
| 介護給付事業 | 介護保険課 |
| 介護保険給付適正化事業 | |
| 介護保険趣旨普及事業 | |
| 介護認定審査事業 | |
| 介護保険料 賦課・徴収事業 | 介護保険課、収納課 |

(2) 介護支援、生活のための基盤整備

高齢者の在宅生活を支えるため、施設サービス、介護者に対する支援などの充実を図るとともに多様な生活支援ニーズへの対応を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|-------|
| 施設サービスに係る事業 | 介護保険課 |
| 家族介護支援事業 | |

(3) 介護予防事業の推進

介護予防の重要性を踏まえ、事業を計画していくとともに住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を推進します。

また、総合事業の実施に合わせ、ニーズの把握、関係者間の情報共有などを図り、適切な事業整備を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| 一般介護予防事業 | 介護保険課 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | |

市民 の役割

- 介護保険制度によるサービスについての理解を深め、自分らしい質の高い生活が送れるようサービスを選択し、適正に利用します。
- 加齢に伴うフレイルの未然防止のため、必要な栄養の摂取と適度な運動を通じた体力の維持に努め、要介護状態となった場合においても、その他の適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを併用するなど、その有する能力の維持向上に努めます。

【フレイル】 高齢になることで筋力や精神面が衰える状態。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策5 地域福祉、地域包括ケア

現状と課題

生活スタイルの多様化や核家族化の進行に伴い、地域のつながりが希薄化する中、少子高齢化は着実に進行しており、生活上の支援を必要とする人の増加が見込まれます。このような状況の中、福祉に対するニーズはますます増大、多様化していくことが予想され、介護保険法や障害者総合支援法などによる公的サービスでは対応しきれない状況が懸念されています。

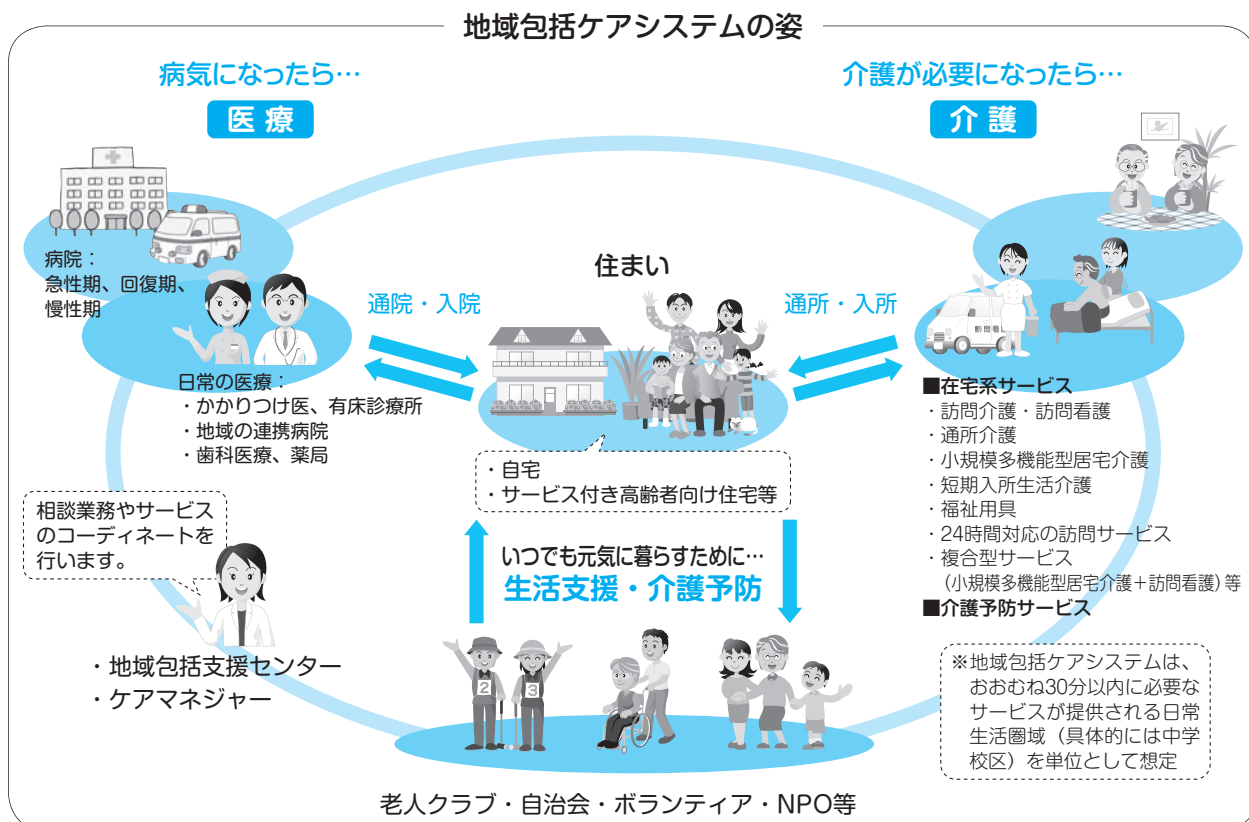
これらの課題に対応するためには、地域が一体となって支え合い、助け合う相互扶助の仕組みを推進する必要があり、その中心的な役割を担う民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体などとの連携を強化し、地域福祉活動を活性化させる必要があります。

増加傾向にあるひとり暮らしや認知症高齢者への支援、障害のある人が地域の中で安心して暮らせる環境作り、介護職などのマンパワーの不足への対応などが重要な課題となります。

今後、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを発展させる必要があります。

取り組みの方針

全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助・共助・公助の理念に基づき、地域共生社会の実現に取り組みます。



出典：厚生労働省

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 地域共生社会の構築

住み慣れた地域で、みんなが共に支え合い、助け合いながら安心して暮らせるような仕組みの構築を目指し、市民ニーズを反映した地域福祉計画を策定し、計画に基づく施策を推進します。

また、地域福祉活動の活性化を図るため、民生委員児童委員協議会やボランティアの育成、支援事業を実施している社会福祉協議会の活動を支援します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------------|-----|
| 地域福祉計画の策定および推進 | 福祉課 |
| 民生委員児童委員協議会補助事業 | |
| ボランティアセンター運営補助事業 | |

(2) 地域包括ケアシステムの構築

住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるため、地域の特性に応じた支援体制を構築します。

また、全ての住民が役割を持ち支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 介護保険課 |
| 地域包括支援センターの運営 | |
| 在宅医療・介護の連携 | |
| 認知症対策の推進 | |
| 生活支援体制の整備 | 福祉課 |
| 障害者の地域移行に係る事業 | |

市民の役割

- 地域で培ってきたつながりを生かして、互いに助け合いながら、見守り体制を強化します。
- 高齢者であっても地域を支える重要な一員であるとの認識を持ち、社会を支える担い手として地域での活動を行っていきます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

まちづくりの目標2 ▶ 教育、文化

人と文化を育む「心豊かなまち」

● 基本方針

子どもの健全な心身の育成を図るため、質の高い教育環境の整備や、郷土への誇り、愛着を持つことができるよう、郷土文化、芸術へのふれあいの機会づくりに努めるとともに、市民一人ひとりの学習、技能取得の機会づくりや意欲向上の取り組みを推進します。

これにより、市民一人ひとりが活躍することができ、下妻への郷土愛を生み育てることのできる「教育、文化」の向上を目指します。

● 目標体系



まち・ひと・しごと創生総合戦略

※総合戦略体系に基づく「具体的施策」

| | |
|------------------|--------------------------|
| 1-1-3 健幸まちづくりの推進 | 1-1-4 地震や風水害など地域防災・防犯の強化 |
| 1-3-1 市民協働のまちづくり | 3-2-5 質の高い教育環境の整備・充実 |

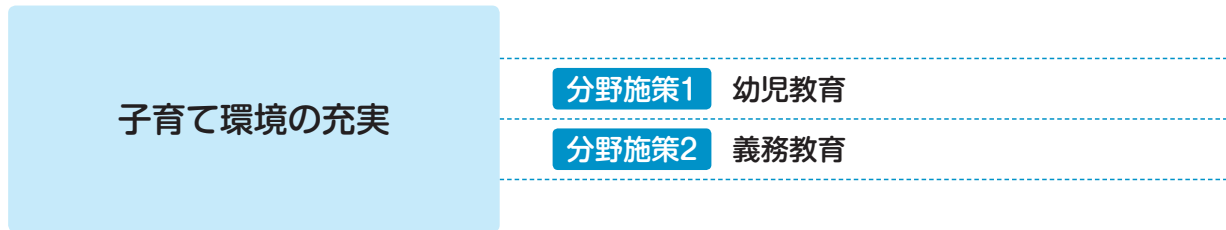
● 成果指標

アンケート指標（市民が思う割合）

| 指標名 | 現状値 (H28) | 目標値 (H34) |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 学校教育の施策に関する満足度 (市民意識調査) | 32.3% | 45.0% |
| 生涯学習、スポーツの施策に関する満足度 (市民意識調査) | 34.1% | 45.0% |
| コミュニティ活動と国際交流の状況に関する満足度 (市民意識調査) | 16.7% | 30.0% |

基本施策1 教育環境の充実（幼児、学校教育）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 外国語指導助手（ALT）の配置 | 小学校3人 中学校3人 (H29) | 小学校6人 中学校3人 (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|---------------|---------|------------------|
| 教育大綱・教育振興基本計画 | 学校教育課 | 平成27～31年度 |
| 子ども読書活動推進計画 | 指導課、図書館 | 平成27年度～（おおむね5年間） |
| スポーツ推進計画 | 生涯学習課 | 平成30～34年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 幼児教育

現 状 と 課 題

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、この時期に行われる教育は、小学校以降における「生きる力」の基礎を培うなど、子どもの心身の健やかな成長を促す上で極めて重要となります。そのため、幼児教育に携わる保育士や幼稚園などの教員には、子どもの育ちをめぐる環境や親の子育て環境などの変化に対応する力として、幼児の家庭や地域社会における生活および発達や学びの連続性を保ちつつ教育を展開する力、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、小学校などとの連携を推進する力などの総合的な力量が求められます。このようなことから、保育士や教員の資質や専門性について研修などを通じた一層の向上を図ることが必要となります。

子育て支援の望ましい在り方について、実施体制、内容や方法など効率的な運営を図り、幼児数の動向に応じた適正な再編を検討し、計画的な施設、設備、教材などの整備をしています。今後も、地域、幼稚園、保育園、小学校の連携を強化し、発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し、日照、採光、通風などに配慮した良好な環境を確保するとともに、幼児期の特性に応じて、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある幼児環境施設の整備が必要となります。

社会環境の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化などに伴い、家庭や地域における教育力の低下が指摘されていることから、家庭や地域における教育力の再生、向上を図り、家庭、地域、幼稚園などの三者の教育力を併せ、幼児教育の成果を小学校以降の学習や生活につなげていくことが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

幼児期は、人間形成の基礎が培われる時期であり、小学校以降における「生きる力」の基礎を培うために、幼児期からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

図表-17 公立幼稚園児数（人）

| 区 分 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大宝幼幼稚園 | 26 | 15 | 16 | 31 | 22 |
| 騰波ノ江幼稚園 | 15 | 15 | 14 | 14 | 13 |
| 上妻幼稚園 | 34 | 34 | 40 | 28 | 29 |
| 豊加美幼稚園 | 36 | 21 | 17 | 15 | 11 |
| 高道祖幼稚園 | 51 | 42 | 30 | 21 | 18 |
| ちよかわ幼稚園 | 81 | 86 | 85 | 62 | 36 |
| 合 計 | 243 | 213 | 202 | 171 | 129 |

出典：学校教育課（各年5月1日現在）

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 幼稚園運営の充実

幼児期の教育は、生涯学習の出発点であり、人間が一生を通じて成長発達していく中でも非常に重要であり、子どもの社会性、創造性、自立心を育てていくことができるよう、公立・私立幼稚園ともに支援します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-------|
| 幼稚園の就園支援 | 学校教育課 |
| 幼稚園運営事業 | |

(2) 幼稚園教育施設の整備

地域、幼稚園、保育園、小学校が連携し合い、すべての幼児が発達段階に応じた幼児教育を受けることができる幼児教育施設を目指し、公立幼稚園では効率的に運営を図るため、園児数の動向に応じた適正な再編を検討し、計画的な施設、設備、教材の整備を進めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-------|
| 幼稚園施設整備・維持管理 | 学校教育課 |
| 幼児教育教材整備の促進 | |

(3) 就学前教育体制の推進

時代の変化に対応した教育内容や指導方法の改善に努めるとともに、幼稚園が地域の幼児教育センターとしての機能が果たせるように、関係機関、団体と調整を図りつつ、相談体制を確立します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|------------------|
| 幼児教育推進のための事業 | 指導課、生涯学習課、子育て支援課 |
| 家庭教育学級事業 | 生涯学習課 |

市民の役割

● 学習の出発点となる幼児期の教育において、豊かな体験が得られるよう子どもたちを皆で支援していきます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行政運営リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 義務教育

現 状 と 課 題

学校教育については、教育をめぐるさまざまな課題を克服し21世紀を切り開く心豊かでたくましい人材の育成を目指すため教育の機会均等や教育水準の維持向上に取り組んでいます。誰もが質の高い教育を等しく受けることができるようさまざまな面から支援していく必要があります。また、安心して学校に通い、安心して学校生活ができ、教育環境を充実させることが必要となります。

学校施設の安全管理や屋外教育環境の整備、不審者対策などに取り組んでおり、児童生徒の個性を生かす教育環境の整備、危機管理などに適応した施設づくりの充実を図っています。

将来の高度情報通信ネットワーク社会に対応していくことは重要な課題であり、情報化に対応したICT機器類を計画的に更新し、児童生徒の必要な資質を養うとともに、さらなる学校教育環境の一層の充実を図っていく必要があります。

情報化やグローバル化といった社会的変化が進展しています。子どもたちがこのような社会的変化に、主体的に対応できるようになるためには、基礎的な知識・技能を修得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力を育む教育を推進していく必要があります。

主体的、対話的な学びを引き出す指導計画の改善と教材研究の工夫を図り、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力などを育む指導法の改善工夫について推進していくとともに、個に応じた多様な指導方法の工夫改善を図っていく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

子どもたちが、自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うために、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた児童生徒の育成を支援します。

図表-18 小・中学校の児童生徒・学級数

| 区 分 | 小学校 | | | | | | | | | | | 中学校 | | | | 合 計 | |
|--------|--------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 下妻 | 大宝 | 騰波ノ江 | 上妻 | 総上 | 豊加美 | 高道祖 | 蚕飼 | 宍道 | 大形 | 計 | 下妻 | 東部 | 千代川 | 計 | | |
| 平成25年度 | 児童・生徒数 | 721 | 221 | 114 | 400 | 128 | 180 | 203 | 38 | 301 | 203 | 2,509 | 647 | 405 | 274 | 1,326 | 3,835 |
| | 学級数 | 22 | 8 | 6 | 13 | 6 | 6 | 7 | 4 | 12 | 7 | 91 | 18 | 13 | 8 | 39 | 130 |
| 平成26年度 | 児童・生徒数 | 692 | 225 | 111 | 370 | 115 | 169 | 214 | — | 329 | 193 | 2,418 | 631 | 411 | 272 | 1,314 | 3,732 |
| | 学級数 | 22 | 9 | 6 | 13 | 6 | 6 | 8 | — | 12 | 7 | 89 | 18 | 12 | 9 | 39 | 128 |
| 平成27年度 | 児童・生徒数 | 679 | 219 | 115 | 359 | 101 | 163 | 212 | — | 340 | 184 | 2,372 | 619 | 387 | 284 | 1,290 | 3,662 |
| | 学級数 | 21 | 9 | 6 | 12 | 6 | 6 | 9 | — | 12 | 6 | 87 | 18 | 11 | 9 | 38 | 125 |
| 平成28年度 | 児童・生徒数 | 645 | 221 | 124 | 339 | 108 | 155 | 216 | — | 330 | 194 | 2,332 | 630 | 351 | 281 | 1,262 | 3,594 |
| | 学級数 | 20 | 10 | 6 | 12 | 6 | 6 | 8 | — | 12 | 7 | 87 | 19 | 11 | 9 | 39 | 126 |
| 平成29年度 | 児童・生徒数 | 643 | 219 | 123 | 334 | 117 | 149 | 206 | — | 335 | 195 | 2,321 | 599 | 350 | 260 | 1,209 | 3,530 |
| | 学級数 | 19 | 9 | 6 | 12 | 6 | 6 | 6 | — | 12 | 7 | 83 | 17 | 11 | 8 | 36 | 119 |

出典：学校教育課

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 学校教育環境の充実

地域と連携しながら通学路危険箇所の改善、学校教育の充実に努め、児童生徒が安心して通える学校、楽しい学校、信頼される学校の実現を目指します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------|---------------|
| 学校生活の充実・支援 | 学校教育課 |
| 地域との連携強化 | |
| 食育の推進 | 学校教育課、指導課、農政課 |

(2) 安全で快適な学校施設の整備

安全で快適な学校施設を考慮し、計画的に改修を行い、時代に合ったICT教育機器、教育備品、図書などを購入し、充実した学校教育環境の整備を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| ★学校施設整備・維持管理 | 学校教育課 |
| ★学校ICT環境整備・維持管理 | |
| ★教育備品整備の推進 | |

(3) 学力向上の推進

これからの子どもたちに求められる「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかなからだ」などの「生きる力」を育む教育が必要となります。確かな学力の定着とともに、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた児童生徒の育成を目指します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----|
| ★下妻市英語教育推進事業 | 指導課 |
| 幼稚園・学校訪問事業 | |
| 特色ある学校づくり支援事業 | |

市民の役割

- 保護者、地域が学校と連携し、ともに支えあいながら子どもたちの教育環境を良好に保ちます。
- 事業者は、子どもたちの体験活動やインターンシップの受け入れなどの支援を行います。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

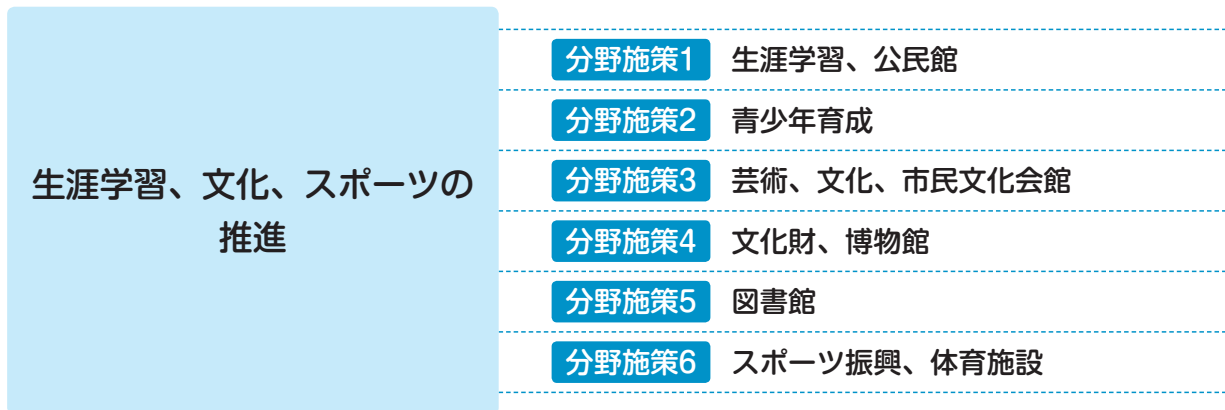
市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策2 生涯学習・文化・スポーツの推進 (生涯学習、文化、スポーツ)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|----------------|----------------|
| 生涯学習教室講座数、公民館教室講座数 | 152 (H29) | 185 (H34) |
| ふるさと博物館の入館者数 | 10,000人 (H29) | 12,000人 (H34) |
| 図書館資料数 | 195,800点 (H29) | 218,000点 (H34) |
| 体育協会・スポーツ少年団の団体数 | 52 (H29) | 60 (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|-------------|---------|------------------|
| スポーツ推進計画 | 生涯学習課 | 平成30～34年度 |
| 市立図書館資料収集方針 | 図書館 | 平成11年度～ |
| 市立図書館資料収集計画 | | 平成15年度～ |
| 子ども読書活動推進計画 | 指導課、図書館 | 平成27年度～（おおむね5年間） |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策1 生涯学習、公民館

現 状 と 課 題

社会構造の変化や価値観の多様化の中で、多くの市民は時代に対応した知識や技術の習得など、自己実現に大きな意欲を持っています。そこで生涯学習が果たす役割はますます重要となり、市民の学習ニーズに応じた施策を検討し、学習機会の提供に努めることが求められます。

市では、市民一人ひとりのそれぞれのライフステージにあった多種多様な学習ニーズに対応できるような生涯学習社会の実現を目指して「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる環境整備を図っています。

公民館や市民センターでは、市民の実生活に即した教育、芸術、文化に関する事業を展開するとともに、地域の住民にとって身近な学習機会の場として、また交流の場として利用されています。今後も市民の学習意欲の向上のため、学習機会の提供に努めていく必要があります。

生涯学習の推進には健全な家庭生活が基本であるという観点から、望ましい親のあり方を学ぶために、市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校において家庭教育学級を実施しています。悩みや不安を抱えた保護者が、家庭教育学級を通して意見交換をしたり、解決の方策を探ることで自分の教育観や子ども観、人生観を確立して、自身にふさわしい家庭教育を見出していくことを目的としています。今後も多くの保護者に受講してもらい、家庭教育の支援をしていくことで子どもの健やかな成長を支えていくことにつながるよう努める必要があります。

今後の課題としては、さまざまな学習活動から得た知識や技術を身に着けた人々が、地域社会やまちづくり活動の場で活躍できるような仕組みや支援体制を整備していくことにあります。そのためには、市民の生涯学習に対する要望を的確に把握し、サークルの育成や支援、生涯学習リーダーの育成に努めるとともに、生涯学習関連団体との連携が重要になってきます。また、施設については、さらに老朽化が進むことが懸念されることから、財政面を考慮しながら計画的かつ効果的に改修などを図っていくことが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

多様な学習ニーズに対応した講座などの生涯学習支援機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めます。



家庭教育学級講演会

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 生涯学習活動の推進体制の充実

市民が生き生きとした生活が送れるよう、多様な学習ニーズを捉え、市民一人ひとりのライフステージに応じたさまざまな学習意欲の要望に応えるとともに、施設の連携を強化し、市民の生涯学習活動を支援します。また、生涯学習の推進に向けて、市民の意識の向上に努め、学習情報を積極的に提供します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-------|
| 生き生き出前講座 | 生涯学習課 |
| 人権教育推進事業 | |

(2) 家庭教育の充実

生涯学習の推進のためには、健全な家庭構築が基本です。そこで、市では、家庭教育を教育施策の重点項目の一つとして位置づけ、家庭教育に関する学習機会の充実に取り組みます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|-------|
| ★家庭教育学級事業 | 生涯学習課 |
| 訪問型家庭教育支援事業 | |

(3) 社会教育の充実

生涯学習における望ましい社会教育のあり方について、各種関係団体と連携を図りながらその充実に努めます。社会教育団体に対しては、その自主性・主体性を尊重しながら、組織強化のための支援を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------|-------|
| 生涯学習団体育成事業 | 生涯学習課 |
| 社会教育指導員事業 | |
| 社会教育委員事務事業 | |

(4) 公民館活動の充実

各公民館、市民センターにおいて、市民ニーズに対応した講座の開設やサークル活動の支援を通じて、多種多様な学習機会を提供していきます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-----|
| 公民館教室事業 | 公民館 |
| 公民館まつり事業 | |

市民の役割

- 「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる生涯学習を進めるために、市民が主体的に学習の場に参加し、そこで習得した学習成果を豊かな地域づくりのために生かします。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策2 青少年育成

現 状 と 課 題

青少年を取り巻く環境は、虐待、いじめ、少年が引き起こす犯罪、有害情報の氾濫など深刻さを増しています。その要因としては、家庭での教育力の低下や地域社会における育成機能の低下、人間関係の希薄化などが指摘されています。

青少年の成長には、家庭や地域での豊かな人間関係や、社会環境の中でのさまざまな体験が大きな影響を与えます。そのため家庭や地域、学校が連携しながら、豊かな想像力と自発的に行動できる活力ある青少年を育成していくとともに、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を社会全体で担っていくことが強く求められます。

市では、青少年センターを核として、青少年を育てる下妻市民の会や下妻市青少年相談員連絡会が街頭巡回指導をはじめ、まち全体の環境整備活動を実施していますが、今後も子ども会育成連合会やスポーツ少年団など青少年健全育成団体、青少年関係団体と連携し、青少年の健全育成に努めていく必要があります。

多感な時期を迎える青少年には家庭環境を整えることも重要なことです。親と子の人間的な結びつき大切さや、家庭での豊かな人間関係が青少年に好影響を与えることなど、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むためには、家庭での教育が重要なことを、保護者に働きかけていく必要があります。

一方で、インターネットや携帯電話などの情報通信技術の急速な進展により、さまざまなトラブルや犯罪に巻き込まれるなど新たな問題も起きています。

今後はさらに、地域ぐるみで青少年を育む視点に立ち、家庭、地域、学校、企業、行政が連携を図りながら青少年の健全育成に積極的に取り組んでいくことが重要となります。

青少年の健全育成を推進するためには、子どもを見守る地域の目と、変化に気づき、早急に対応、支援する仕組みが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

青少年が心豊かに成長するため、青少年育成団体への活動を積極的に支援するとともに、関係機関などと連携し、非行防止などの啓発を図ります。

図表-19 巡回指導

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 巡回数（回） | 408 | 407 | 363 | 359 | 402 |
| 巡回参加者数（人） | 93 | 88 | 84 | 84 | 87 |
| 声かけをした人数（人） | 271 | 255 | 552 | 478 | 422 |

出典：生涯学習課

※巡回数は、9班編成による月1回の定例巡回と学校の長期休業中などに実施する特別巡回の回数です。

※巡回参加者数は、巡回に参加した青少年相談員の延べ人数です。

※声かけをした人数は、巡回時に声かけ指導を行った青少年の延べ人数です。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 推進体制の充実

家庭や地域が果たす役割の重要性を再認識し、地域、家庭、学校、関係機関、団体などとの連携を強化し、地域ぐるみでの青少年健全育成推進体制の充実を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|-------|
| 街頭巡回活動 | 生涯学習課 |
| 家庭教育学級事業 | |
| 市民意識の啓発活動 | |

(2) 青少年健全育成の支援

青少年が思いやりの心や豊かな人間性を育むことができるよう、青少年センターを中心として、青少年を見守るとともに青少年健全育成事業を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-------|
| 相談活動 | 生涯学習課 |
| 青少年の社会参加活動の推進 | |
| 青少年育成諸団体との連携強化 | |

市民の役割

● 家庭と地域が一体となつての青少年健全育成を推進し、保護者や大人の日常的な行動が青少年に与える影響が何より大きいことを認識した上で、市民総ぐるみで青少年を見守りそして支援します。



青少年を見守る巡回活動

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策3 芸術、文化、市民文化会館

現状と課題

近年、芸術にふれたい、文化活動に参加してみたいといった気運が、市民の間に高まってきていると感じられます。市民の芸術文化活動が盛んになることは、地域の芸術文化が発展していくことに大きな影響を与えることになると考えられることから、市民の向上心を育てていくことは重要です。

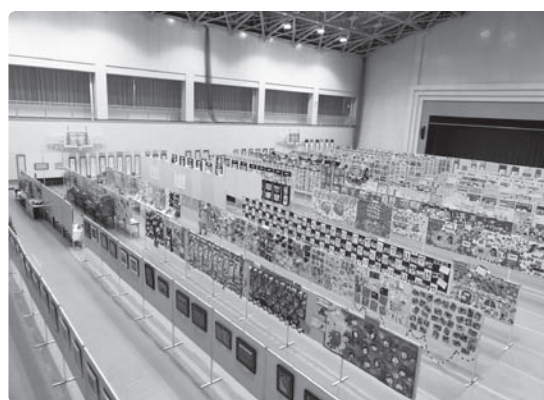
芸術、文化の向上を目的として毎年開催される市の文化祭は、下妻市文化団体連絡協議会を中心とした実行委員会により行われており、文化活動の発表の場として定着しています。今後、若い年代層の参加促進や幅広い活動に取り組むため、文化団体連絡協議会をはじめ各種文化団体の自主的な活動の支援が必要となります。

市民の音楽・芸術など多彩な文化活動の拠点として、また芸術・文化の提供の場として市民文化会館の果たす役割は大きく、有効な活用と施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。市民が手軽に音楽を楽しめる場として、またある時には映画鑑賞会を開催するなど身近な文化施設として、文化会館は市民に親しまれています。しかし、築後40年以上が経過しているため、建物や設備の老朽化が著しく、今後は計画的な改修が必要となります。

芸術、文化の継承の分野においても、下妻の歴史を正しく理解し、それを次の世代に語り継ぐことも重要な課題の一つであります。歴史認識を深めるためにも市民への学習の場を提供し、市民の文化活動への参画を促していく必要があります。

取り組みの方針

多くの市民が芸術・文化などの活動に親しむことができるよう、機会の充実に努めるとともに、芸術文化活動の活性化を図ります。



下妻市文化祭（左：ステージ発表、右：総合展示）

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 芸術文化活動・文化団体の支援

芸術文化活動の振興を図るため、文化活動団体や自主活動団体の育成・支援を実施します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| 芸術文化活動・文化団体の支援 | 生涯学習課 |
| 市民文化会館運営・管理事務事業 | |
| 文化祭事業 | |

市民の役割

- 地域の芸術や文化への理解を深め、その保護や保存に努めます。また、積極的に芸術文化に関する催しものを企画、開催するほか各種文化活動へ参加します。

図表-20 文化祭参加申込者数（人）

| 年度 (平成) | 参加申込者数 | | | | | | | |
|------------|--------|-------|---------|-------|-------|------|---------|-------|
| | 下妻会場 | | | | 千代川会場 | | | |
| | 展示部門 | 発表部門 | その他(催事) | 計 | 展示部門 | 発表部門 | その他(催事) | 計 |
| 24年度 | 5,214 | 1,139 | 428 | 6,781 | 1,184 | 251 | 23 | 1,458 |
| 25年度 | 5,238 | 1,337 | 318 | 6,893 | 1,168 | 290 | 22 | 1,480 |
| 26年度 | 4,987 | 1,194 | 308 | 6,489 | 1,197 | 261 | 22 | 1,480 |
| 27年度 | 4,691 | 1,087 | 320 | 6,098 | 1,152 | 268 | 20 | 1,440 |
| 28年度 | 4,689 | 1,143 | 308 | 6,140 | 1,145 | 220 | 15 | 1,380 |

出典：生涯学習課（以下同じ）

図表-21 文化祭作品数（作品）

| 年度 (平成) | 作品数 | | | | |
|------------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 下妻会場 | | | 千代川会場 | |
| | 総合体育館 | 下妻公民館 | 計 | 千代川公民館 | 計 |
| 24年度 | 4,386 | 602 | 4,988 | 1,286 | 6,274 |
| 25年度 | 4,120 | 604 | 4,724 | 1,302 | 6,026 |
| 26年度 | 4,326 | 544 | 4,870 | 1,123 | 5,993 |
| 27年度 | 3,611 | 720 | 4,331 | 1,514 | 5,845 |
| 28年度 | 4,026 | 550 | 4,576 | 1,290 | 5,866 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策4 文化財、博物館

現 状 と 課 題

市内には、後世に伝えていかなくてはならない有形・無形の文化財や歴史資料、埋蔵文化財や天然記念物など貴重な歴史的資源が数多く残されています。これらは次世代に大切に引き継がれていくものであることは言うまでもありませんが、新しい文化を創造していく上で欠かすこのできない地域の財産でもあります。

後世にこれらの文化財を残していくため、これまでに文化財の保存や補修、啓発活動に取り組んできましたが、今後も継続的に保護・保存していくためには、多くの方々の理解と整備や修復するための費用を確保することが必要となります。

有形・無形文化財や埋蔵文化財、民俗文化財などの保存・保護・伝承については、近年加速化する開発や生活様式の変化、家族形態の変化に伴い、破壊や消滅、断絶などの問題を抱えていることも現実です。こうした現状を知ってもらい、文化財に対する理解を深めてもらうためには、啓発活動の推進に努め、保護・保存・活用への協力要請など、所有者、管理者との連絡調整や組織づくりを推進していく必要があります。

さらに、地域の貴重な伝統芸能については、下妻市伝統芸能保存連合会などを中心に、その継承に努めるとともに、市の文化祭などの発表の場を通して市民への啓発を行っていく必要があります。

ふるさと博物館においては、市の歴史・考古・美術・文学・民俗などの貴重な資料の収集および保管をするとともに、詩人横瀬夜雨に関する資料などの展示のほか、企画展や講座、体験参加型のワークショップを開催し、下妻の歴史や文化の保全および普及に努めていく必要があります。今後も市内の文化団体への企画展示室の貸し出しを実施し、博物館を身近に感じていただけるよう活動の幅を広げることや、近隣市町村からの児童の見学を広く受け入れるなど、入館者数の増加に努める必要があります。

文化財の保存や保護、それらに携わる人々の高齢化や後継者不足など課題は多くありますが、郷土愛を育むため、「我がふるさと下妻」と誇りに思っていたいただくために、より実践的な文化財行政を推進していく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、出土品の文化財など、歴史資料の調査・収集・保護・保存・展示に努めます。



企画展（彫刻家・市村緑郎展）

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 文化財などの収集・保存・活用

歴史的文化財の発掘および貴重な資料の収集・保存・活用において、ふるさと博物館の有効活用を図り、市民の貴重な歴史遺産の保護に努めます。

また、市民の文化財に対する関心と保護意識の高揚を図るとともに、埋蔵文化財への理解と保護意識の高揚を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------------|-------|
| 指定文化財調査・管理・活用事業 | 生涯学習課 |
| 下妻市史、民俗資料および歴史資料の管理・活用事業 | |
| 埋蔵文化財調査・管理・活用事業 | |
| 文化財保護審議会事業 | |

(2) 伝統文化・芸能の振興

地域に伝承されてきた伝統文化や芸能など、文化資源の総合的な把握に努め、その活動団体への支援や地域イベントへの出演などの多面的な活用によって地域文化の振興を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-------|
| 伝統芸能支援事業 | 生涯学習課 |

(3) 博物館事業の推進

市に関わる人々の生活や文化に関する歴史・考古・美術・文学・民俗などの資料を収集、保管および展示し、市民に郷土の歴史を学ぶ場を提供します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-------|
| ふるさと博物館運営・管理事業 | 生涯学習課 |

市民の役割

●文化財や伝統文化について理解を深め、その保護や保存に努めていくとともに、後継者の育成に積極的に関わっていきます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行政運営リーディング
プロジェクト

資料

分野施策5 図書館

現 状 と 課 題

社会環境の変化や市民ニーズを踏まえながら、資料を購入、配架し、蔵書の充実に努めています。新聞、雑誌の書評や利用者への選書アンケートを取り入れた図書資料の収集を行い、研修、選書会などにも積極的に参加し、資料情報を得るとともに選書能力を高める努力をしてきました。

図書館を便利に利用してもらうため、本の閲覧、貸出、予約、相互貸借（県内図書館をネットワークで結んだ相互貸出サービス）を実施しています。

平成25年度よりWebによる予約を開始し、その利用普及に努めるとともに、平成26年度よりプライバシーを考慮して自動貸出機を設置し、その利用は年々増えています。図書館のサービス、管理運営などについて見直しを図りながらサービス体制を充実させていく必要があります。

車椅子の方が利用しやすいように書架の間隔を広く設け、スロープやマルチパーパストイレを設置しているほか、目の不自由な方のため、点字ブロックを設け、大活字本や点字本などを揃え、拡大読書レンズや拡大読書器を配置し、ボランティアによる対面朗読や音訳CDの作成を行っています。

平成13年の開館以来、図書館ボランティアしもつまがおはなし会や対面朗読や図書修理などを実施しています。会員は増減を繰り返しながらも維持しています。ボランティアの活動は図書館サービスの一部を担っており、今後も活動を支援します。

市内小中学校などに配送貸出、図書パック（団体貸出）、おはなし会、ブックトークなどの事業を行うとともに、図書館見学や職場体験、インターンシップなどの受け入れを行っています。また、平成29年度より子育て支援課、保健センターと連携して5か月児健診の際に乳児に絵本をプレゼントするブックスタート事業を始めました。これからも「下妻市子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」を基に子どもたちが読書に親しむ環境を整備します。

図書館を広く知ってもらい読書普及のきっかけとなるよう図書館まつりなどのイベントの開催や図書館のホームページ、twitter（ツイッター）などを活用し図書館のPRに努めています。今後も市民の興味関心をひく事業を行い利用機会を増やす取り組みが求められます。

取 り 組 み の 方 針

市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、資料および情報の収集・保存・提供などのサービスの充実と向上に努めます。

【マルチパーパストイレ】 多目的（多機能）トイレ。車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障害者、子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレ。

【ブックトーク】 あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。多くは学校や図書館などで、児童・生徒を対象に行われる。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 図書館事業の推進

市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、また市民の教養・調査研究に応えるために資料および情報の収集・保存・提供などサービスの充実と向上に努めます。

また、「下妻市立図書館資料収集方針」および「下妻市立図書館資料収集計画」に基づき資料を選定し、広く市民の利用に供するものとします。また、子どもの読書活動や学校支援事業を推進し、読書に親しむ環境づくりを進めます。さらに図書館事業に協力してくれる図書館ボランティアの活動支援に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-----------------------|
| 資料選定購入事業 | 図書館 |
| 図書館利用者サービス事業 | |
| 蔵書管理事業 | |
| 学校支援事業 | |
| 図書館ボランティア事業 | |
| ブックスタート事業 | 子育て支援課、 保健センター、図書館 |

(2) 図書館イベント事業の充実

図書館を広く知ってもらい足を運んでもらえるように、おはなし会、映画会、1日図書館員、講演会などを開催するとともに、子どもの読書活動を推進し、読書に親しむ環境づくりを進めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----|
| 図書館まつり事業 | 図書館 |
| おはなし会・映画会開催事業 | |
| 1日図書館員事業 | |

市民の役割

- 図書館で開催するイベントやボランティア活動に積極的に参加します。事業者や団体は、図書館事業を支援するほか、ボランティア活動の促進を図るため人材の育成や確保、ネットワークづくりに努めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、
行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

分野施策6 スポーツ振興、体育施設

現 状 と 課 題

生涯スポーツ事業においては、普及事業としてスポーツイベントや各種スポーツ教室を開催しています。また、市の社会体育施設については、年間を通して多くの市民に利用されており、健康づくり・体力づくりのために積極的に体を動かそうという、スポーツ振興への意識の高さがうかがえます。

高齢化社会を迎えた現代においては、いつまでも健康で元気に暮らせることが誰しもの願いです。この願いを実現させるためにも、健康増進のためのスポーツ普及が重要であり、生涯スポーツの環境づくりに努める必要があります。

しかしながら、各施設は老朽化が著しく、大規模な修繕が必要になることも考えられます。多様化する市民ニーズに応えるためにも、市の財政状況を考慮しながら将来にわたって計画的な施設運営が必要となります。

一方で、スポーツには子どもたちの豊かな人間性を培い、自ら学び、自ら考える、といった「生きる力」を身に付ける上で極めて重要な役割があります。また体力の向上は、次代を担う子どもたちの心身の健全な発育、発達のためにも社会全体で取り組まなければならない大きな課題となります。このような理念を基に、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図り、地方スポーツの振興と地方文化の発展を図る目的として「国民体育大会」いわゆる「国体」があります。これは国内最大のスポーツの祭典であり、平成31年9月には茨城県において開催されます。下妻市では、少年、少女（ともに高校生）のソフトボール競技が実施されますが、さまざまな形での市民の大会参加や、スポーツへの関心意欲の高揚など、スポーツを通じた心豊かでたくましい人づくりにつながる取り組みの推進に努める必要があります。

国体開催を機に、今後市内の野球場や周辺的环境整備などが進められていますが、他の施設についても施設の充実に努めるとともに、スポーツ団体や指導者の育成支援を継続しながら、誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会を提供するなど、生涯スポーツ社会の実現にむけた努力が求められます。

取 り 組 み の 方 針

生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、スポーツ環境の整備に努め、子どもから高齢者まで、さまざまな世代でスポーツ活動の充実に図ります。



砂沼マラソン大会



健康づくりウォーキング事業

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) スポーツ推進計画の策定

社会体育施設の整備や生涯スポーツの普及推進、指導者の養成など、計画的なスポーツの振興を図るため、スポーツ基本法に基づき下妻市スポーツ推進計画を策定します。

(2) 社会体育施設の整備・改修・有効活用

老朽化した施設の計画的な改修整備を図ります。
また、市民のスポーツニーズに応えるため既存施設の有効活用を図るとともに、学校体育施設の開放を通じて、生涯スポーツの振興を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-------|
| 体育施設維持管理・運営事業 | 生涯学習課 |
| 学校施設開放事業 | |

(3) 生涯スポーツの普及推進

市内での魅力のある事業を多く開催し、多くの市民が参加できる機会を提供するとともに、健康づくりやスポーツ文化へ触れることのできる環境づくりを図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------------------|--------------|
| スポーツ団体事業（体育協会、スポーツ少年団） | 生涯学習課 |
| ★スポーツ大会出場補助事業 | |
| 総合型地域スポーツクラブ支援事業 | |
| 砂沼マラソン大会事業 | |
| 国体推進事業 | |
| ★健康づくりウォーキング事業 | 生涯学習課、保健センター |
| 各種スポーツ教室、スポーツ普及促進事業 | |

(4) 指導者の養成と指導体制の確立

スポーツ指導者の養成と資質向上を図るとともに、多様なスポーツニーズに対応できる指導体制を確立します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------------------|-------|
| スポーツ推進委員会事業 | 生涯学習課 |
| スポーツ団体事業（体育協会、スポーツ少年団） | |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

市民の役割

- 健康づくり、体力づくりのために年齢や目的に応じてスポーツを楽しむことに努めます。また、スポーツを通して市民間の交流も活発にしていきます。

図表-22 体育施設の状況

| 施設名 | 住所 | 付属施設 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 総合体育館 | 本城町3-36-1 | 主競技場、柔剣道場、卓球場 |
| 千代川体育館 | 唐崎944 | 主競技場、柔剣道場、テニスコート |
| 柳原球場 | 柳原791 | 野球場、テニスコート |
| 砂沼球場 | 半谷724-1 | 野球場 |
| 小貝川ふれあい公園 | 堀籠1120 | ソフトボール場、サッカー場、パークゴルフ場 |
| 千代川運動公園 | 鬼怒257 | 野球場、多目的広場、ふれあいハウス |
| ほっとランド・きぬ | 中居指1126 | プール、サッカー場、グランドゴルフ場 |

出典：生涯学習課（以下同じ）

図表-23 体育協会加盟団体数および会員数

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 団員数（団体） | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 会員数（人） | 4,276 | 3,706 | 3,648 | 3,806 | 3,817 |

基本施策3 都市間交流・国際交流の推進 (都市間交流、国際交流)

● 施策体系

都市間交流・国際交流の推進

分野施策1 都市間交流、国際交流

● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|----------|----------|
| 都市間交流事業の実施回数 | 2回 (H28) | 6回 (H34) |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 都市間交流、国際交流

現 状 と 課 題

福井県あわら市と本市初となる姉妹都市提携から「姉妹都市交流事業補助金」を創設し、市民グループなどによる親善および交流を進めてきました。今後も文化やスポーツ、産業など幅広い視点から友好関係を深め、両市の発展につなげていく必要があります。

東日本大震災を教訓に、千葉県浦安市と締結した「災害時の相互応援に関する協定」を契機として、両市の市民や市職員の間でスポーツ交流や農業体験などの新たな都市間交流が生まれています。今後は同協定を締結している福井県あわら市や東京都足立区との都市間交流にも発展させていくことが期待されています。

産業振興や教育、文化などさまざまな分野で国際化が進展する中、本市では平成29年1月1日現在、市人口の3.9%、1,753人の外国人定住者が暮らしています。異なる文化や習慣を持つ外国人定住者の増加により、市民を取り巻く生活環境も変化していることから、多文化共生社会の実現を目指し、市民と外国人定住者が共に暮らしやすい環境を整備することが求められます。

本市における農産物の海外輸出による反響や2020年東京オリンピック、パラリンピックを視野に入れたインバウンド（訪日外国人旅行）などへの対応からも、さらに市民の国際理解を深めていくことが求められます。国際化や国際交流に対応したまちづくりを推進するため、情報収集や人材の育成、支援に努めていくことが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

姉妹都市や災害時応援協定を締結した都市との交流を促進します。また、国際交流活動を推進し、多文化共生の進展を図ります。



福井県あわら市との教育交流事業

【インバウンド】 中に入ってくるという意味。外国人を日本（自国）へ誘致すること。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 都市間交流の推進

関係都市間の市民や自治体職員の交流を推進し、地域の活性化を図ります。

また、季節ごとのイベントや教育、文化、スポーツなどの交流事業を積極的に展開し、市の魅力ある交流拠点を有効に活用するとともに、地域資源を大切に維持・保全し、交流人口の拡大を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-------------------|
| あわら市交流事業 | 企画課、指導課 |
| 浦安市交流事業 | 商工観光課、生涯学習課、生活環境課 |
| 足立区交流事業 | 商工観光課 |

(2) 国際交流への対応

各種行政情報などの多言語化に取り組むほか、広報活動や教育により相互理解を深め、市内の外国人定住者が生活しやすい環境づくりを推進します。

また、市民の国際理解を深め、国際社会に対応したまちづくりを進めるため、情報収集活動や人材、団体の育成・支援に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|----------|
| 多言語化への対応に係る事業 | 企画課、関係各課 |
| 日本語教室への支援 | 企画課 |

市民の役割

- 他地域の市民グループなどとの交流を推進するとともに、国際理解をいっそう深めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営リーディング
プロジェクト

資料



まちづくりの目標3 ▶ 観光、産業振興

にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」

● 基本方針

活力あふれる地域づくりのため、「まち」のにぎわい、「ひと」の活躍、「しごと」の創出を図り、地域経済の活力を生み、市内産業の活性化を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスによる余暇生活の充実など、勤労者福祉への取り組みを推進します。

これにより、下妻のにぎわいを呼び起こし、地域経済に活力があり、こころ豊かに働くことのできる「観光、産業振興」の向上を図ります。

● 目標体系



| まち・ひと・しごと創生総合戦略 | | ※総合戦略体系に基づく「具体的施策」 |
|--|--|--------------------|
| 1-1-1 中心市街地の活性化 2-3-1 観光資源の活用と魅力度アップ 3-2-4 ワーク・ライフ・バランスの実現支援 4-1-2 新たな産業の創出・起業支援の促進 4-2-2 担い手・新規就農者の育成支援 | 2-1-1 市内定住のための受け皿の整備 2-3-2 ブランド戦略とシティプロモーション 4-1-1 優良企業の誘致と地元雇用の創出 4-2-1 6次産業化推進・グローバル化への対応 | |

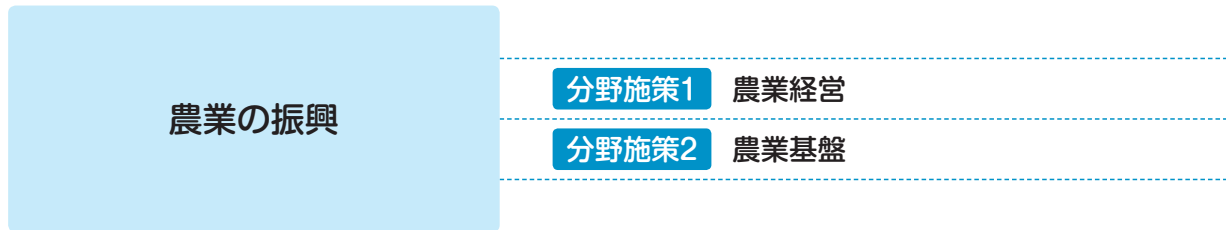
● 成果指標

アンケート指標（市民が思う割合）

| 指標名 | 現状値 (H28) | 目標値 (H34) |
|--|-----------|-----------|
| 産業（商・工・農業）基盤の整備による雇用環境にかかる不満足度（市民意識調査） | 36.0% | 25.0% |
| 産業振興の施策に関する満足度（市民意識調査） | 21.9% | 40.0% |
| 観光振興の施策に関する満足度（市民意識調査） | 25.2% | 40.0% |

基本施策1 農業の振興（農業）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|---------------|---------------|
| 担い手への農地利用集積 | 1,684ha (H28) | 2,791ha (H34) |
| ほ場整備率 | 84.0% (H28) | 86.0% (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|---------------------|----------|-----------------|
| 農業農村管理計画 | 農政課 | 平成30～34年度 |
| 農業振興地域整備計画 | | 平成28年度～（おおむね5年） |
| 田園環境整備マスタープラン | | 平成29～33年度 |
| 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 | 農業委員会事務局 | 平成29～35年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 農業経営

現 状 と 課 題

本市は肥沃な耕地と温暖な気候に恵まれ、水稻を主体として、果樹・野菜・畜産を組み合わせた複合型農業経営として発展してきました。

市内北部地域は、茨城県青果物銘柄産地指定を受けた「梨」を主に、南西部はスイカ・メロン・白菜・キュウリなど、南東部はカントリーエレベーターを核とした水稻・麦・大豆などの作付けが行われ、さらに養豚・肉用牛・養鶏などの畜産経営により首都圏への食糧供給基地となります。

近年、貿易自由化の動きが進展し、産地間競争の激化などが見込まれる中、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の拡大が懸念されるとともに、農業経営者は減少傾向にあります。

このような状況の中、本市の基幹産業である農業を振興するため、農産物のブランド化や品質向上を図り、農産物の輸出推進や担い手への農地集積を推進し、農家の収益性を高め、後継者が育つ環境づくりを進めます。

米政策については、平成30年度から行政主導型の生産調整が廃止され、生産者が需要を勘案しながら、過剰供給とならないように生産量を判断します。そのため、生産者が自主的に生産を行う必要があり、国の助成制度を活用しながら、経営安定を図ることが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

経営基盤の強化と経営革新や経営安定のための各種支援策に取り組み、農業事業者の経営支援を図ります。



ベトナム輸出商談会（下妻の梨）

【カントリーエレベーター】 穀物の乾燥・選別・貯蔵などを行う農業施設。貯蔵用サイロと、これに穀物を搬入するためのエレベーター。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 生産組織・集落営農の育成

国の農業構造改革に沿い、担い手農家や集落営農を積極的に支援するとともに、消費者ニーズの多様化や環境に配慮した、減農薬、減化学肥料栽培による「安全・安心」な循環型農業の振興に努めます。また、農薬の適切な処理や、衛生指導など、周囲の住環境との調和を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------------|-----|
| 経営体育成支援事業 | 農政課 |
| 経営所得安定対策直接支払推進事業 | |
| 水田農業構造改革対策事業（産地づくり対策助成金） | |
| 農林航空防除事業 | |
| いばらきの園芸産地改革支援事業 | |
| 鳥獣被害対策事業 | |
| 家畜畜産物衛生指導事業 | |
| 農業用廃プラスチック適正処理対策事業 | |

(2) 後継者対策、担い手育成

農地の集積や経営改善などの支援施策を積極的に行い、県や関係機関との連携のもと、農業後継者の育成に努めるとともに、認定農業者への施策を強化します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----|
| 担い手育成総合支援対策事業 | 農政課 |
| 機構集積協力金交付事業 | |
| ★新規就農者対策事業 | |

市民の役割

● 安全で安心な下妻産農産物を積極的に消費し、地元の農産物生産者を応援します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

資料

分野施策2 農業基盤

現 状 と 課 題

基盤整備は、現在、県営ほ場整備事業として大宝/大宝沼地区で実施しています。平成28年度の水田の整備率は84.0%と県平均（78.7%）を上回っていますが、未整備の地区においては、農業従事者や借り手の不足による遊休農地が増加しています。また、畑地帯の整備率も40.6%と県平均（39.9%）を上回っていますが、更なる収益性の向上が求められます。

既設の用水路やかんがい排水路では、更新時期を迎えた農業用施設があります。これらの農地や農業用施設は、整備後の保全管理の在り方において、地域における共同活動の取り組みが大変重要であり、農業の有する多面的な機能を維持し、さらに発揮していくため、地域活動を支援していく必要があります。

農業の担い手が減少し耕作放棄地が増えていく中で、農地を有効活用し集約を図っていくため、農地台帳および農地に関する地図の公表が義務化され、農業委員会の窓口やインターネット「全国農地ナビ」で農地情報を確認できるようになりました。農業者が活用できるように、最新の情報を提供を行っていく必要があります。また、近年、新規の農業者年金加入者が減っており、加入推進を図る必要があります。

農地法に関する申請が年々複雑化しており、また、平成30年度より農地法関係事務について、茨城県より権限が移譲となる見込みであることから、専門的知識を有する人材の育成・確保が求められます。

取 り 組 み の 方 針

安全な農産物の供給、効率的かつ持続性のある農業の確立を図るため、ほ場における未整備地区の事業化推進、畑地帯における霞ヶ浦用水の事業推進、農業用施設などの長寿命化対策、多面的機能発揮における地域活動の促進に努めます。



基盤整備された農地での稲刈り作業

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 農村整備事業の推進

「農村振興基本計画」に基づき、計画的な基盤整備を図るとともに、組織間の情報共有を行い、着実な事業の推進を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-----|
| 農業基盤整備事業 | 農政課 |
| 県営土地改良事業推進事業 | |
| 多面的機能支払交付金事業 | |

(2) 農業者への支援

農地台帳に基づく農地情報を全国農地ナビに反映し、担い手への農地集積・集約化や荒廃農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化に活用するとともに、農業者年金について、戸別訪問や説明会などの加入推進活動を行ってまいります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|----------|
| 農地台帳整備事業 | 農業委員会事務局 |
| 農業者年金加入推進事業 | |

(3) 農地利用・保全の推進

農業委員会において、農地法に基づく適切な認定審査を行うとともに、専門人材の育成・確保を進めてまいります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|----------|
| 農地法関係事務事業 | 農業委員会事務局 |
| 農地パトロール事業 | |
| 違反転用の是正指導事業 | |

市民の役割

- 農業者間のみならず、他の産業や市民など、連携の幅を広げながら、農地が果たす多面的な機能を認識し、営農を続ける環境づくりを進め、農地の維持と存続に努めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

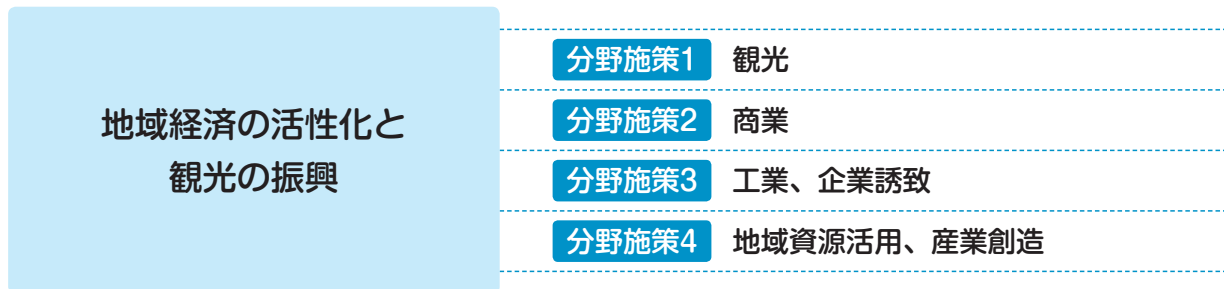
市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策2 地域経済の活性化と観光の振興 (観光、商工業、企業誘致、地域支援)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--------|------------------|------------------|
| 観光入込数 | 1,805,600人 (H28) | 2,000,000人 (H34) |
| 新規創業者数 | 1人 (H28) | 2人 (H34) |
| 製造品出荷額 | 1,727億円 (H26) | 2,000億円 (H32) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|----------|-------|-----------|
| 観光振興基本計画 | 商工観光課 | 平成23～32年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 観光

現 状 と 課 題

本市に所在する観光資源を市内外にPRすることは、大変重要です。今後は、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の茨城県内全線開通や、いきいき茨城ゆめ国体2019、東京オリンピック、パラリンピック2020の開催など、多くの人々を呼び込む機会を生かして、市内の観光振興につなげるために、今ある観光資源を再発掘・再認識し、さまざまなライフステージに対応した観光施策に取り組むことが必要となります。

余暇の過ごし方の変化に伴い、観光客のニーズが多様化する中、いわゆる安近短の小旅行や日帰りで自然、文化を体験する体験型観光が人気となります。本市においても点在する既存の観光資源を有機的に結ぶ取り組みにより滞在型の観光につなげていくことが重要となります。併せて、観光客を迎える側としての市民意識改革にも取り組んでいく必要があります。

ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）などを有効活用し、即時性、双方向性を伴った戦略的な観光情報の発信が求められます。

本市に所在する歴史的・自然的観光資源と「さん歩の駅・サン SUNさぬま」、「Waiwaiドームしもつま」など、新たな交流の拠点を含めながら、歴史と自然、農産物の豊かなこの地域へ何度も観光客に足を運んでいただけるよう、新たな魅力を創出する必要があります。また、交流人口拡大のために不可欠なイベント事業も継続しながら、年間を通した観光客誘致策を推進することが求められます。

取 り 組 み の 方 針

周辺地域や遠方の人々が興味を持って訪れる、「下妻らしさがあふれ、地域の産業振興につながる観光」を目指した施策を推進します。また、交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化・高度化する観光・レクリエーションニーズに即した取り組みを図り、交流人口の拡大に努めます。



下妻まつり 千人おどり



さん歩の駅サン・SUNさぬま

【SNS】 人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。Webサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

● 取り組みの概要

行政 の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 観光資源の充実

「大宝八幡宮」「宗任神社」「小島草庵跡」など、神社や寺院を中心とした歴史的観光資源と、「砂沼」「鬼怒川」「小貝川」や四季折々の花々など自然的観光資源、ならびに、田植えや稲刈り、梨狩りなど、本市の中心産業である農業を体験する事業も絡めながら、「さん歩の駅・サン SUNさめま」「Waiwaiドームしもつま」など、新たな観光施設を総合的に融合し、観光客が市内を周遊できる施策を実施します。

また、下妻ゆかりの食の開発や商品のブランド化など食・農産物を活用した観光資源づくりを図るとともに、観光客のニーズを踏まえ、「健幸」をキーワードとした観光振興を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|------------|
| 観光施設などの運営に係る事業 | 商工観光課、関係各課 |
| 観光資源などの活用に係る事業 | 商工観光課 |

(2) 観光プロモーションの推進

観光施設を最大限に生かし、観光資源のネットワーク化を図るとともに、イベントを通じた交流人口の確保のために、魅力のあるイベントの実施に努めます。

また、特色ある下妻の風土を市内外に発信し、より多くのフィルムコミッションを誘致できるように努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-------|
| ★観光事業 | 商工観光課 |
| 受入体制事業 | |
| フィルムコミッション事業 | |

(3) 広域連携体制の充実

行政だけの連携にとどまらず、商工団体、農業団体などの民間組織との連携を推進するとともに、茨城県西地域や県南地域との連携を深め、広い観光ゾーンとしての魅力向上に努めます。

また、関東鉄道常総線沿線自治体との連携も強化し、広域的な観光情報の発信に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------|-----------|
| 広域観光周遊事業 | 商工観光課 |
| 関東鉄道常総線を活用した観光振興事業 | 商工観光課、企画課 |

市民 の役割

- おもてなしの心の醸成に努めます。
- 観光ボランティアとして協力します。
- 一人ひとりが本市の自然や食文化などの観光資源を理解し、広くPRをします。

【フィルムコミッション】 映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関。映画撮影などを誘致することによって地域活性化、文化振興、観光振興を図る。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策2 商業

現 状 と 課 題

県内の経済状況は持ち直しの動きが続いており、本市の個人消費動向は堅調に推移している一方、大型商業施設やインターネットによる販売に押され、商店数については減少傾向にあります。

郊外型大型商業施設やロードサイド型店舗、コンビニエンスストアなどに買い物客が流出しており、経営近代化、合理化の遅れ、後継者問題など、経営環境に対応できなくなり廃業に至るケースが多く、商店街の活力は年々低下しています。しかし、買い物弱者である高齢者に配慮し、まちなかに移動できる支援を構築しながら、商店街と高齢者の交流を図り発展を目指しています。また、地域資源を活用や地域ポイント制度の活用などについて、庁内各課や商工会と連携を図り、商店街で密着したサービスの提供が受けられるよう支援していく必要があります。

国際的に日本の開業率は低く、起業に無関心な人の割合は高いが、起業を目指す人が創業に至るケースは多く、いかに関心を高めていくかが重要となります。本市においては、商工会や関係機関と連携し、新規創業セミナーなどを企画するなど、新規事業者の掘りおこしに努めています。また、中心市街地の空き店舗を活用して起業をする場合は、店内改装費および店舗賃借料の補助するなど、起業者の支援に努めています。

毎年10月に開催される「しもつま砂沼フェスティバル」において、市内商店などの出店や事業所の紹介をしながら、「おもてなし」の意識の醸成に取り組み、誰もが安全・安心に過ごせ地域交流の場となるよう推進しています。

取 り 組 み の 方 針

買い物弱者である高齢者などに配慮した商店街づくりや、創業希望者が空き店舗などを活用し起業できるよう努めるとともに、大型店と商店街が共存できるような施策を展開し、商業の活性化を目指します。

図表-24 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

| 区 分 | 平成14年 | 平成16年 | 平成19年 | 平成24年 | 平成26年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数（力所） | 715 | 694 | 600 | 511 | 482 |
| 従業員数（人） | 4,306 | 4,053 | 3,717 | 3,105 | 3,231 |
| 年間商品販売額（億円） | 998 | 889 | 936 | 835 | 1,042 |

出典：茨城の商業

【地域ポイント制度】 イベント参加やボランティア活動等を行った場合にポイントを付し、一定のサービス等に還元するもの。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 地域経済の活性化

さん歩の駅サン・SUNさぬまやWaiwaiドームしもつまの施設と連携し、さまざまな出会いとふれあいを育む環境づくりを基本に、地域に密着したサービス、イベントにより商店街の維持、活性化に努め、生産者（販売者）と消費者とのふれあいや交流の機会づくりを進めます。

商工会などの関係機関と連携し、商店街の活性化を支援するとともに、経営の近代化や経営基盤の強化充実に努めます。また、事業者の育成や後継者の確保などの課題はありますが、円滑な資金繰りのために各種融資制度が活用できるよう、指導体制の強化を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-------|
| 商店街の活性化事業 | 商工観光課 |
| 地域商業の育成・支援事業 | |
| 融資・補助などに係る事業 | |

(2) 地域・団体との共同事業の充実

店舗の前面改装や街路灯などの共同事業の充実など、商店街のイメージアップを図り、回遊性をもち便利で親しみのある商店街の魅力づくりを促進します。

また、まちづくりと商業振興の両面において、大型商業施設と商店街が共存できるような施策を展開しながら、地域貢献につながる活動を支援します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|-------|
| 商業団体・共同事業 | 商工観光課 |
| 大規模小売店舗立地法に係る事業 | |
| ★空き店舗活用起業等補助に係る事業 | |

市民の役割

- 身近にある良い店を発見し、買い物をして、多くの人にその店の良さを伝えます。
- 事業者や団体は、自ら積極的に、消費者の嗜好・ニーズを的確にとらえて、魅力ある店舗づくりに取り組みます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策3 工業、企業誘致

現 状 と 課 題

過去5年間に於いて、工業団地を中心に新規6社、拡張2社の計8社、面積で40ha超の誘致実績があり、既存工業団地は完売しています。そのため、新規工業団地造成として「しもつま鯨工業団地」(約31ha)に着手していますが、自治体間の競争が激しくなっており、経済情勢なども踏まえた需要と供給を見極めるのが難しい状況にあります。

取 り 組 み の 方 針

AI(人工知能)や最新設備機器などの導入、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援し、企業の定着に努め、また新分野を開拓する企業の誘致を図ります。

図表-25 下妻市工業団地概要(平成29年度)

| 工業団地名 | 面積(ha) | 住 所 |
|----------------|--------|--------|
| つくば下妻工業団地 | 23.3 | 下妻市大木 |
| つくば下妻第二工業団地 | 17.4 | 下妻市半谷 |
| ニューつくば下妻工業団地 | 2.3 | 下妻市大木 |
| 藤花工業団地 | 10.5 | 下妻市下妻 |
| 大木工業団地 | 21.7 | 下妻市大木 |
| 五箇工業団地 | 17.7 | 下妻市五箇 |
| しもつま桜塚工業団地 | 25.0 | 下妻市高道祖 |
| はかり工業団地 | 4.6 | 下妻市高道祖 |
| しもつま鯨工業団地(造成中) | 31.2 | 下妻市鯨 |
| 合 計 | 153.7 | |

出典：企画課

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 工業団地の造成と優良企業の誘致

企業ニーズに合わせた工業団地の造成を行い、企業誘致を推進します。
 また、企業の新規立地や増設に伴う各種の許認可や届出に係わる相談について、窓口を一本化しワンストップでスピーディな対応に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-----|
| 企業誘致推進事業 | 企画課 |

(2) 優遇制度の継続と企業立地後のフォローアップ活動

企業誘致に関わる優遇制度（固定資産税の課税免除、雇用促進奨励金）を引き続き継続するとともに、企業立地後のフォローアップ活動として、人材確保に向けたハローワークや工業高校などへの同行訪問の実施や定期的な企業訪問による操業環境の充実に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|---------|
| ★優遇税制、雇用促進奨励金 | 税務課、企画課 |



しもつま鯨工業団地造成計画地 (31.2ha)

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策4 地域資源活用、産業創造

現 状 と 課 題

ビASPARKしもつま、道の駅しもつま、やすらぎの里しもつまなどの地域交流拠点施設については、安全・安心かつ新鮮な下妻産農産物をはじめとした本市の特産品の販売や、都市部住民との交流の拠点として運営してきたところです。また、道の駅しもつまについては、集客力の向上を図るために大規模改修を実施しました。今後、周辺地域で類似の施設の設置が予定されていることから、競争力を向上させるための魅力あるサービスの提供や、さまざまなイベントの開催などによる認知度のアップも必要となります。

農産物の生産、加工、販売を一体的に行う農業の6次産業化については、事業への取り組みについて意欲的な生産者の育成が求められます。既に事業を展開している生産者の実績を柱に、他の生産者に対する情報提供を継続し、事業への理解を深めながら、取り組みを支援していく必要があります。

本市の特産品などのPRについては、本市と関係の深い首都圏の自治体や県内での大規模イベントなどに参加し、実施をしてきたところです。これを継続し、さらに多くの人に本市を知ってもらう取り組みが必要となります。

都市部住民との交流については、農産物の収穫体験を中心に、受け入れを行ってきました。こうした都市部ではあまり体験できない企画を通じ、本市のファンを増やしていくことが必要となります。

千葉県浦安市をはじめ、都市部での下妻産農産物の定期販売を行ってきたところです。本市の農産物の味が認められ、固定客も増加しつつあります。また、これをきっかけとして、都内の飲食店で本市の野菜が活用されるなどしました。こうした状況を活用し、販売の拡大や販路の開拓に寄与する取り組みが求められます。

農産物加工施設を利用して活動する各団体は、地元農産物を原材料とした商品の販売などに努めてきました。今後も、安全・安心な加工品を消費者に届けられるような商品の開発、販売および販路の拡大を図っていくことが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

地域交流拠点施設を活用し、特産品の販売拡大を図ります。また、都市部の住民を対象に農業体験を中心とした企画を実施し交流を図ります。さらに、農業の6次産業化に取り組む生産者を支援します。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 地域資源活用、産業創造

ビアスパークしもつまの経営力の向上を推進し、道の駅しもつま、やすらぎの里しもつま農産物千代川直売所の指定管理者とも協力しながら収益性および施設の魅力向上を図ります。

周辺地域の類似施設よりも消費者に選んでもらえる施設運営を進めます。農業の6次産業化については、国、県と連携しながら、事業に着手している生産者の経営の安定化を支援します。都市部住民のニーズを掴みながら、都市農村交流を継続し、米、梨を中心とした収穫体験に加え、リピーターが増える事業を企画し、交流の活性化を促します。

都市部で行っている本市農産物の直売箇所を増やし、大規模イベントに限らず、地域の小規模イベントへも継続的に出店することにより本市の知名度のアップおよび販路の拡大を図ります。併せて、農産物加工団体における活動を支援し、消費者に安全・安心かつ魅力的な新商品を提供できるよう、必要な支援を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------------|-------|
| 農業構造改善事業などによる整備施設管理事業 | 商工観光課 |
| 都市農村交流事業 | |
| 特産品研究普及活動支援事業 | |

市民の役割

- 農産物や地域交流拠点施設をはじめとする本市の地域資源の魅力を発信し、かつ、活用しながら都市部住民との交流を深めます。
- 安全・安心で魅力のある特産品を消費者に届けます。また、消費者へのPRを積極的に行い、かつ都市部での直売を活用しながら、販路の拡大に努めます。



にぎわう道の駅しもつまの農産物直売所

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

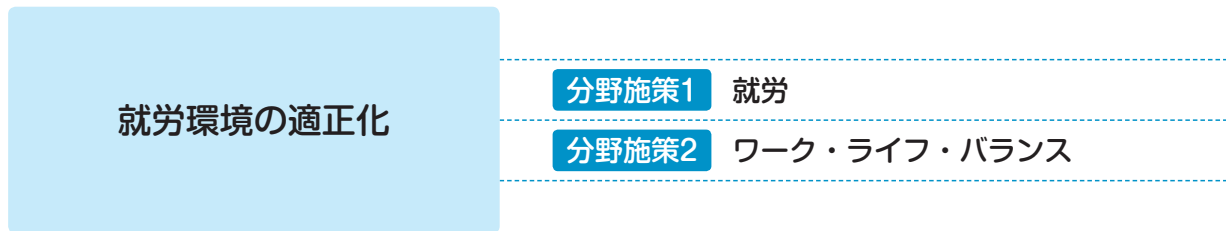
市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策3 就労環境の適正化 (雇用、就労、ワーク・ライフ・バランス)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------------|---------------|---------------|
| 労働力人口 | 23,356人 (H27) | 22,500人 (H34) |
| 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 (市民協働課調査) ※ | 29.2% (H28) | 50.0% (H34) |

※「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」の策定における意識調査

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|-------------|-------|-----------|
| 男女共同参画推進プラン | 市民協働課 | 平成29～33年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 就労

現 状 と 課 題

雇用環境が改善する中で、中小企業では人手不足感が強まっており、有効求人倍率も上昇してきています。しかしながら、企業が求める職種と求職者の求める職種のミスマッチが生じています。仕事内容に魅力があり、柔軟な働き方ができる中小企業は、就職先として選ばれている状況です。

生産年齢人口減が労働力不足に繋がっているが、高齢者の労働参加を促すことと働く女性を増やすことが望まれており、労働参加促進の取り組みが始まっています。また、高齢者や女性に限らず、職種によっては居住地域を限定しない働き方も可能になります。

就労希望者を支援するため、職業訓練機関などと連携し、職業能力の開発に関する情報を収集し啓発をしています。また、妊娠、出産、育児をしながら働く女性のために短時間勤務制度や育児休業など、労働制度の取得推進を図ることが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

就労希望者を支援するため、職業訓練機関などと連携し情報提供を行います。また、再就職者などへの支援として、各種講座やセミナーの開催の情報提供を行います。さらに、青年無業者（ニート）を支援するため、就労支援機関と連携し、情報提供を行います。

図表-26 労働力状態の推移（人）

| 区 分 | | 15歳以上人口 | 労働力人口 | 労働力人口 | | 非労働力人口 |
|-------|---|---------|--------|--------|-------|--------|
| | | | | 就業者総数 | 完全失業者 | |
| 平成7年 | 計 | 37,416 | 24,724 | 23,830 | 894 | 12,664 |
| | 男 | 18,763 | 15,298 | 14,696 | 602 | 3,460 |
| | 女 | 18,653 | 9,426 | 9,134 | 292 | 9,204 |
| 平成12年 | 計 | 38,982 | 25,645 | 24,615 | 1,030 | 13,220 |
| | 男 | 19,434 | 15,422 | 14,778 | 644 | 3,927 |
| | 女 | 19,548 | 10,223 | 9,837 | 386 | 9,293 |
| 平成17年 | 計 | 39,381 | 25,283 | 24,072 | 1,211 | 13,492 |
| | 男 | 19,515 | 15,078 | 14,276 | 802 | 4,014 |
| | 女 | 19,866 | 10,205 | 9,796 | 409 | 9,478 |
| 平成22年 | 計 | 38,473 | 24,404 | 22,625 | 1,779 | 13,667 |
| | 男 | 19,068 | 14,397 | 13,151 | 1,246 | 4,446 |
| | 女 | 19,405 | 10,007 | 9,474 | 533 | 9,221 |
| 平成27年 | 計 | 37,558 | 23,356 | 22,200 | 1,156 | 13,480 |
| | 男 | 18,627 | 13,576 | 12,809 | 767 | 4,656 |
| | 女 | 18,931 | 9,780 | 9,391 | 389 | 8,824 |

出典：国勢調査

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 雇用・勤労者対策

ハローワークや企業と連携した雇用機会の拡大を図り、若者の地元就職・地元定住を促進します。
また、出産・子育て期におけるニーズに応じた、育児休業制度の充実、時間短縮勤務や再就職のしやすい労働制度の推進を図ります。

さらに、関係機関と協力して労働者の安全、健康に関する啓発を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-------|
| 就労支援に係る事業 | 商工観光課 |
| 労働制度の周知啓発に係る事業 | |

市民の役割

● 各種講座やセミナーを受講し、知識、技能を身につけます。



外国人就労定着支援事業（日本語教室）

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 ワーク・ライフ・バランス

現 状 と 課 題

今日の生活意識の変化や労働時間の短縮などによる余暇時間の増加、余暇ニーズの多様化に伴い、各種研修、講座などを企画し、労働者の生活安定と福利厚生制度の周知を図るなど、勤労者福祉施設の充実に努めています。

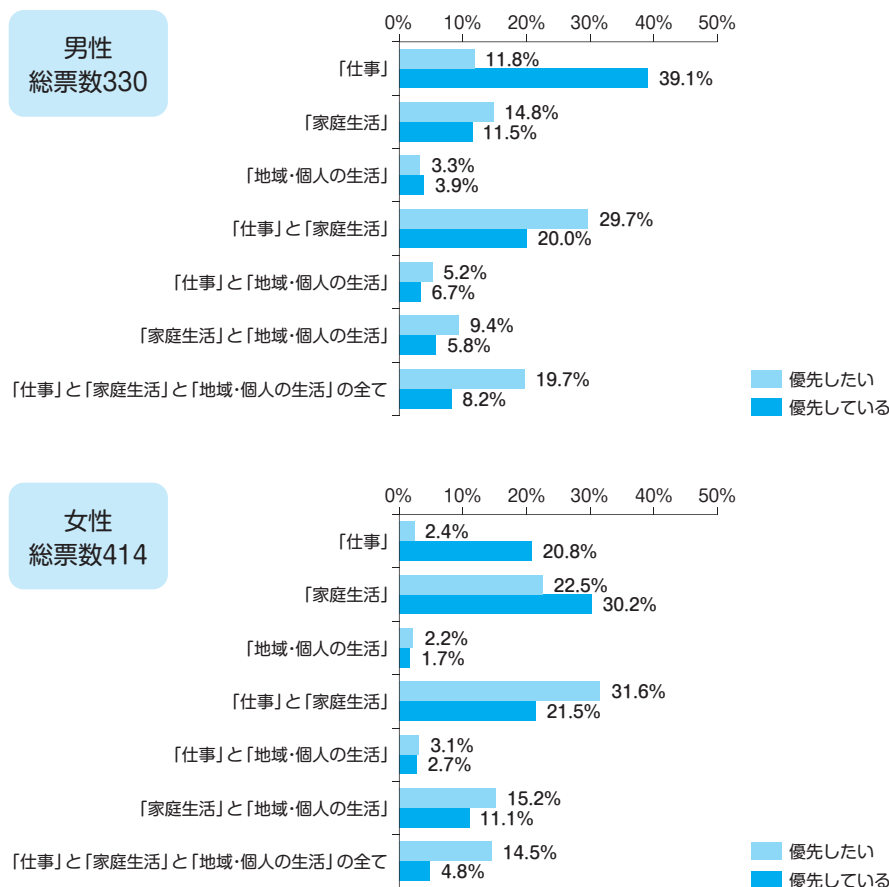
仕事と家庭生活の調和に関しては、市民意識調査において、「仕事」を現実に優先している人の割合が、「仕事の優先」を希望している人の割合よりも多く、希望と現実の間には大きな差があり、仕事の負荷が家庭生活や個人の生活にマイナスの影響を及ぼしています。

市民がワーク・ライフ・バランスを実現させるため、働き方の見直しや家庭生活、地域活動とのバランスのとれた生活の支援、さらに、行政や市内企業において仕事と生活の両立できる職場環境の整備が求められます。

取 り 組 み の 方 針

仕事と生活の調和を推進し、勤労者福祉施設の利用促進を図り、健康でゆとりある労働環境づくりに努めます。

図表-27 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実



出典：第3次下妻市男女共同参画推進プラン（平成28年度調査より）

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

勤労者が安定した生活を送ることができるよう雇用機会の確保と就業の安定に向けた支援に努めるとともに、福利厚生充実や勤労者福祉施設の利用促進を図るなど、健康でゆとりある労働環境づくりを促進します。

また、ワーク・ライフ・バランスを啓発し、子育て支援や保育サービスの充実や男性の育児休業取得促進を図り、子育てにおける女性の負担軽減を進めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------------|-------|
| ★勤労福祉施設の運営事業 | 商工観光課 |
| ★ワーク・ライフ・バランスの周知啓発に係る事業 | 市民協働課 |
| ワーク・ライフ・バランスに係る事業推進 | |

市民の役割

- 勤労者福祉施設の講座を受講し、余暇時間を有効活用します。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事の負荷が家庭生活や個人の生活にマイナスの影響を及ぼさないライフスタイルを心がけます。
- 男性が育児休業を取得することに対する意識改革、利用促進に努めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

まちづくりの目標4 ▶ 生活、環境

環境にやさしく災害に強い「安全なまち」

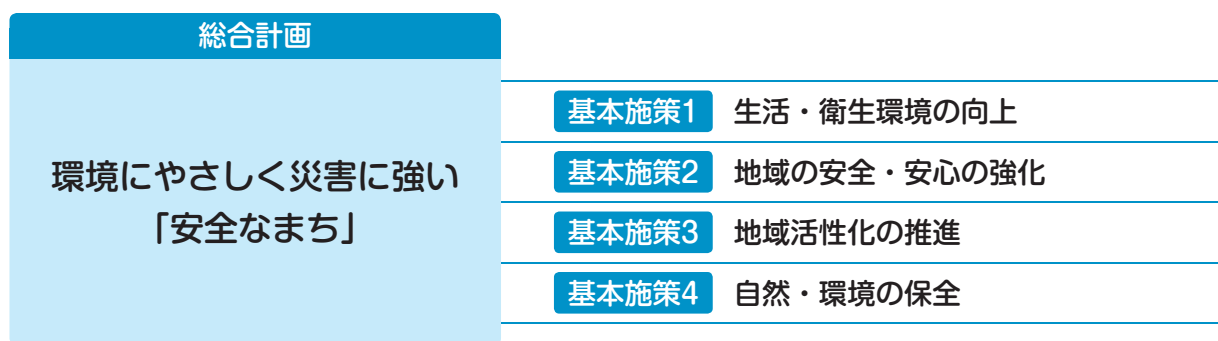
● 基本方針

環境負荷の少ない循環型社会の構築のため、市民一人ひとりの意識と行動を促し、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができる環境保全の取り組みを推進します。

また、地域ぐるみで、自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高めるとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助、共助意識の高揚のための取り組みを推進します。

これにより、安心して安全な地域づくりを図り、下妻に暮らし続けることができ、下妻を訪れたい、住んでみたいという人々を呼び込むこともできる「生活、環境」の向上を目指します。

● 目標体系



まち・ひと・しごと創生総合戦略

※総合戦略体系に基づく「具体的施策」

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1-1-2 公共交通・交通ネットワークの充実 | 1-1-4 地震や風水害など地域防災・防犯の強化 |
| 2-1-1 市内定住のための受け皿の整備 | 2-2-1 市外からの転入への支援（定住促進） |
| 2-2-2 空き家対策及び空き家の活用促進 | 2-3-1 観光資源の活用と魅力度アップ |
| 2-3-2 ブランド戦略とシティプロモーション | 3-1-1 出会いの場の創出 |

● 成果指標

アンケート指標（市民が思う割合）

| 指標名 | 現状値（H28） | 目標値（H34） |
|------------------------------------|----------|----------|
| 騒音、振動などの公害の状況に関する満足度（市民意識調査） | 57.3% | 65.0% |
| 避難場所を知っており、防災マップも確認したことがある（市民意識調査） | 34.9% | 100.0% |
| 定住志向：住み続けたい人の割合（市民意識調査） | 66.4% | 70.0% |
| 環境の施策に関する満足度（市民意識調査） | 32.0% | 50.0% |

基本施策1 生活・衛生環境の向上(生活環境、衛生)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 公害（苦情）発生件数 | 129件 (H28) | 90件 (H34) |
| 行政収集可燃・不燃ごみ | (H28) 可燃ごみ8,016t 不燃ごみ 439t | (H34) 可燃ごみ7,214t 不燃ごみ 395t |
| ごみの減量化・資源ごみリサイクルの推進 | 683t (H28) | 751t (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|--------------------|-------|-----------|
| 環境基本計画 | 生活環境課 | 平成25～34年度 |
| 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 | | 平成27～31年度 |
| 一般廃棄物処理計画 | | 毎年度策定 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 公害

現 状 と 課 題

環境保全意識の高まりに伴い、企業による公害防止対策は進みつつありますが、市民の家庭ごみの安易な野外焼却や農作業に伴う一過性の野焼きなどに起因するばい煙公害、畜産業や堆肥製造施設から発生する悪臭公害など、公害苦情の発生が継続しています。

土砂などによる土地の埋立、盛土およびたい積が適正に行われるよう、条例を定め規制していますが、一部の事業者による不適正な土砂のたい積事案が発生しており、対策の強化が必要です。

住みよい生活環境を確保するためには、事業所などから排出される大気汚染物質や水質汚濁原因物質の排出状況を監視するとともに、公害防止意識の普及・啓発が必要です。同時に、地域においても市民が自ら環境を守るために、「野焼きをしない、させない。住みよい環境は自分たちの力で」などのルールづくりを進める必要があります。

公害の監視体制については、工場や事業所のばい煙発生施設や排水処理施設の立入検査を行うとともに、河川、用水路、排水路などの水質検査を実施し、検査結果が基準を満たしていないものについては、改善の指導をしています。ただし、公害関係の法律に基づく特定施設を設置しているにもかかわらず、届出をしていない事業所もあると思われ、そうした事業所に対する指導が課題となっています。また、行政による公害防止パトロールを実施するとともに、市民の県ボランティア監視員の協力により、廃棄物の不法投棄（野外焼却含む）の発見・通報が実施されています。

公害防止対策として、「環境基本法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」、「下妻市公害防止条例」に基づき事業所の指導を実施するとともに、「下妻市の公害行政」の発行、広報紙などへの掲載および市独自のチラシの作成・配布により市民意識の啓発に取り組んでいます。

取 り 組 み の 方 針

大気汚染物質や水質・土壌・地下水汚染などを監視し、有害化学物質などへの対応に努めることで、健康で安心して暮らせる生活環境を保全します。



ボランティア監視員による不法投棄の発見

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 公害発生対策の推進

市民や事業者に対し、周辺環境への迷惑行為を含む公害を発生させない生活様式や事業活動を推進させる一方、水質汚濁発生の際は、関係機関および専門機関と連携しその対応にあたります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------------------|-------|
| 公害苦情処理事業 | 生活環境課 |
| 土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積の許可事業 | |
| 水質大気等検査事業 | |

(2) 公害への市民意識の啓発・向上

河川などの水質検査を公表し、自然環境を守る市民意識を高めるとともに、水質汚濁防止の啓発を図ります。市民や事業所に対し、広報やチラシなどの各種の方法により公害防止意識の普及啓発を図ります。

また、市民協働により、ボランティア監視員の協力を得て廃棄物の不法投棄（野外焼却含む）の発見、通報など監視体制の強化を図り、下妻警察署、茨城県などの関係機関と連携し取り締まりを行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| 公害防止啓発事業 | 生活環境課 |
| 公害監視、取り締まりに係る事業 | |

市民の役割

- 住み良い生活環境を守るため、野焼きなどで公害を出さないよう注意するとともに、公害防止のパトロール活動などに協力し、地域の環境は自分たちの手で守ります。
- 事業者は、公害の防止規則を守り、廃棄物の不法処理などを行わないようにして、環境を大切にします。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 墓地、葬斎場

現 状 と 課 題

墓地埋葬法において墓地行政は、墓地管理および埋葬などの宗教的感情に配慮しながら、公衆衛生・公共の福祉の見地から進めることが地方自治体の重要な住民サービスであるとしています。

墓地の適切な管理を維持するためには、墓地台帳の整理など適正な管理体制を構築する必要があります。共同墓地からの改葬や、墓地の拡張および管理者の変更などの申し出に際しては、迅速に対応していく必要があります。

現在、市内には寺院墓地や共同墓地などがありますが、「家」の意識の変化や信仰の多様化によって墓地や埋葬の考え方も変化しており、個人や地域の価値観に応じた墓地の管理・運営が求められていることから、利用者および地域のニーズを把握し、対応を検討する必要があります。

火葬場および公営斎場として、下妻地方広域事務組合が運営する「ヘキサホール・きぬ」があります。市民の生活様式の多様化により、自宅葬から民間の斎場や公営の斎場を利用する形態に変化しています。

今後も施設利用の動向や需要を的確に把握し、利用者の多様なニーズに応じた利用形態による施設運営に努めていく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

市民・利用者の利便・ニーズを適切に捉え、施設・土地の適切な管理・運営を図ります。

図表-28 ヘキサホール・きぬ利用状況（件）

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 火 葬 | 530 | 504 | 543 | 511 | 488 |
| 斎 場 | 325 | 262 | 344 | 308 | 319 |

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 墓地、葬斎場の適切な管理・運営

下妻地方広域事務組合と連携し、ヘキサホール・きぬの適切な運営を図ります。施設利用の動向や需要を的確に把握し、利用者の多様なニーズに応じた利用形態を提供できるよう施設運営の充実を図ります。

また、墓地台帳の整理などの適正な墓地管理体制を構築し、墓地行政の充実を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------|-------|
| 墓地埋葬法事業 | 生活環境課 |

市民の役割

- 個人墓地や共同墓地を適切に管理します。



ヘキサホール・きぬ（葬斎場）のエントランス

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策3 ごみ対策、リサイクル

現 状 と 課 題

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの集積所が生活形態の多様化により増加傾向にある一方で、一般ごみの排出、分別方法にあっては、ルールを守らない、分別がされていないなど回収に支障をきたしており、指定ごみ袋、回収コンテナにおいての分別徹底を周知する必要があります。

ごみの減量化を図るため、市民の環境意識の向上と3R（リデュース…ごみになる物を減らし、大切に長い期間使う。リユース…使い終わった物を捨てないで、もう一度使う。リサイクル…資源ごみを、もう一度使える資源として使う。）の理解を深める必要があります。

環境負荷低減のため、さらなるごみ減量化を推進するにあたり、プラス2R（リフューズ…ごみになる物を断る。リペア…壊れても直せるものは修理して使う）を取り入れ、環境保護のための循環型社会形成の取り組みを実施する必要があります。

また、環境美化対策として毎年市内小中学校、各自治区、各事業所、各種団体などの協力により「市民清掃デー」を実施しています。

取 り 組 み の 方 針

循環型社会を実現するため、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指すとともに、効果的、効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

図表-29 委託収集 可燃ごみ・不燃ごみの推移（ト）

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | 7,841 | 7,850 | 7,843 | 7,999 | 8,016 |
| 不燃ごみ | 482 | 456 | 478 | 467 | 439 |

※クリーンポートへの直接搬入分は含まれていません。

出典：生活環境課（以下同じ）

図表-30 委託収集 資源ごみの推移（ト）

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| かん | 112 | 104 | 93 | 93 | 89 |
| びん | 281 | 268 | 290 | 288 | 292 |
| ペットボトル | 122 | 126 | 117 | 134 | 129 |
| 古紙 | 271 | 286 | 283 | 274 | 241 |
| 古布 | 23 | 21 | 23 | 22 | 22 |

※かんは、アルミ・スチールの合計。 古紙は、新聞紙・段ボール・雑誌などの合計。

● 取り組みの概要

行政 の役割

(1) 環境美化の推進

課題となっている排出・分別方法の徹底、ごみ減量に対する理解の向上、不法投棄の防止、抑止に向けた取り組みを継続し、市民の衛生意識の向上を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|-------|
| ごみ減量対策・リサイクル推進事業 | 生活環境課 |
| ごみ処理の推進体制に係る事業 | |
| ごみ処理の施設などの運営に係る事業 | |
| ごみの不法投棄に係る事業 | |
| ごみ分別アプリ利用促進事業 | |

市民 の役割

- 排出する可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみについては、分別の徹底を実行し、ごみ減量の推進と回収に支障をきたさないよう努めます。また、集積所への搬入においては、収集日当日のルールを徹底し、集積所の美化に努めます。
- ごみ減量化推進のため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実施に取り組みます。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基調に、さらにプラス2R（リフューズ、リペア）を加えた実施に取り組みます。



ごみ分別アプリ



小型家電回収ボックス

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策2 地域の安全・安心の強化 (防災、防犯、危機管理)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|------------|------------|
| 刑法犯認知件数 | 501件 (H28) | 400件 (H34) |
| 交通死亡事故件数 | 7件 (H28) | 0件 (H34) |
| 消費生活センターへの相談件数 | 140件 (H29) | 200件 (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|--------|-------|-----------|
| 地域防災計画 | 消防交通課 | 平成24年度～ |
| 交通安全計画 | | 平成28～32年度 |
| 国民保護計画 | | 平成18年度～ |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 防災、国民保護

現 状 と 課 題

近年、地球温暖化の影響などにより、豪雨による風水害や、地震などの自然現象が世界各国で発生し、毎年のように各地で多くの被害が発生しています。

本市においても、東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨災害では多くの甚大な被害が発生したほか、突発的な集中豪雨などにより、家屋への浸水被害などが発生しています。他県では住宅の密集や気象などの条件が重なり、約40,000㎡を焼失する大規模火災が発生しました。

国際情勢の緊張から、テロや他国からの武力攻撃など、これまで想定していない事態への対応など、市民の生命、身体、財産の保全に向け、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、事態に応じた多様な備えが求められます。

市民への重要な情報伝達手段である防災行政無線のうち、特に下妻局は設置から30年が経過し、機器の老朽化や送信基準への適合の問題などにより、千代川局との統合を含め、機器の更新が必要な時期となります。

災害の規模により、他自治体への応援要請が必要となることも想定し、近隣および協定自治体などと連携を図る必要があります。また、市内の指定避難所、緊急避難場所への避難が困難である場合、他自治体の避難施設への避難を想定し、広域的な避難計画を策定する必要があります。

平成27年9月関東・東北豪雨災害をきっかけに国土交通省が「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として鬼怒川、小貝川の再整備と併せて、流域自治体と連携して「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設置し、ハード・ソフト両面で水害に備える施策を講じています。河川整備終了後も、各自がタイムラインを活用するなどして「水防災意識社会の再構築」に向けた取り組みをすすめ、社会全体で水害に備えることが重要となります。

従前の施設、計画では対応できない災害を完全に防ぐのは困難ですが、事前に官民ができる準備をしていくことで被害を最小限に抑えることができます。こうした減災という観点から、常に計画、体制を計画的に更新していくとともに、「自助」、「共助」の重要性を啓発し、市民による「自主防災組織」の結成、活動を促進することが急務となります。

大規模火災に対する備えとして、消防団活動、防火PR活動について市民の理解をさらに深めるとともに、消防団の装備の充実、団員の定数確保なども喫緊の課題となります。

国民保護措置の実施を想定した関係機関との連携の強化や、国土強靱化地域計画の策定なども求められます。

取 り 組 み の 方 針

大規模災害や武力攻撃・テロ攻撃などの多様化する危機への対応および発生した危機に対する被害の軽減を目指し、危機管理体制の更なる向上を図ります。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 地域防災体制の強化

「地域防災計画」に基づき、適切な防災体制の構築を図り、計画的な施設整備を行うとともに、防災や減災への意識啓発、普段からの取り組みの促進など、平時からの防災への取り組みを推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|-------|
| ★防災体制整備事業 | 消防交通課 |
| 消防体制・防火対策事業 | |

(2) 防災基盤の整備

大規模災害や国民保護事態における市民への情報伝達手段の再構築や、災害時の防災拠点や避難場所などの整備を図るとともに、防災備蓄品の計画的な管理や、緊急避難時の行政システムの保存体制や通信システムの改修など、災害時に備えた基盤整備を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-------|
| 防災施設整備事業 | 消防交通課 |
| 消防施設整備事業 | |
| 国民保護整備事業 | |

市民の役割

- 災害発生時の初動体制への備えとして、引き続き家庭でできる物資の備蓄や家具転倒の防止策などを行います。
- 市の防災訓練などに積極的に参加するほか、地域の自主防災組織にも参加することで、日頃から地域のつながりを深め、災害時を想定した避難行動要支援者の把握、訓練などを積極的に行います。
- 防災行政無線や報道、関係機関のホームページなどから、災害や防災の情報を積極的に取得します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 交通安全、防犯

現 状 と 課 題

交通事故発生状況を見ると、全国、県内、下妻警察署管内ともに減少傾向にありますが、死者数については全国では減少しているものの、県内、下妻署管内ではともに減少傾向にはありません。特に、全国的な特徴でもある高齢者の関係する交通事故が、大きな割合を占めています。平成29年には道路交通法が改正され、認知症などに対する対策が強化されました。

交通安全対策については、警察や市交通安全対策協議会などと連携し、事故の発生場所などの傾向を分析し、事故の現状や特徴などを市民に周知徹底する必要があり、あらゆる機会を通して、事故の状況や注意点などの啓発が急務となります。

自転車の交通事故対策として子どもや高齢者の自転車競技大会を推進するほか、コミュニティサイクルやサイクリングロードの推進など、安全に楽しむための施策が必要となります。

幹線道路での事故発生が多く、ドライバーの交通マナーの向上が重要となります。

防犯に関しては、警察や防犯協会などの関係機関との連携強化を図ると共に、防犯ボランティアパトロールなど、自分たちのまちは自分たちで守るという意識付けを図り、広めることが重要となります。

近年、高齢者などを狙った二セ電話詐欺事案が多く発生し、県内でも毎年多額の被害が発生しています。

市では平成29年度、既存の蛍光灯や水銀灯などの防犯灯を一斉にLED化しました。これにより電気料金の縮減や、球切れがなく維持管理の軽減が図られます。この事業で設置したLED防犯灯が故障した場合は、平成39年度までリース会社が修理します。

犯罪抑止の観点から、市の施設に防犯カメラの設置を進めており、今後、警察署と連携し、街頭防犯カメラの設置を進めていく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

市民、地域、警察、市などが連携を図りながら情報を共有するとともに、交通安全や防犯などに関する啓発活動を強化し、市民の意識の醸成に努めます。



小学校での交通安全教室



地元高校生による安全運転の呼びかけ活動

● 取り組みの概要

行政 の役割

(1) 交通安全の推進

下妻市交通安全対策協議会など関係機関、団体と連携を図りながら、交通安全意識や交通マナーの向上、交通安全施設の整備を図るとともに、安全、円滑、快適な道路交通を確保するため、カーブミラー、ガードレール、路面標示、警戒標識、赤色回転灯などの施設整備を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------|-------|
| 交通安全啓発事業 | 消防交通課 |
| 交通安全施設整備事業 | |

(2) 地域の防犯意識の向上

市民や地域の防犯意識の向上を図るため、市、警察、自警組織、防犯連絡員などの連携強化を図り、自主的な活動を中心とした安全な地域づくりに取り組みます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|-------|
| 防犯パトロール事業 | 消防交通課 |

(3) 犯罪抑止のための設備の推進

犯罪の発生を抑止するため、LED防犯灯、街頭防犯カメラなどを設置し、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|------------|
| 防犯灯設置事業 | 消防交通課 |
| 防犯カメラ設置事業 | 消防交通課、関係各課 |

市民 の役割

- 交通事故防止のため、ドライバーおよび自転車は、飲酒運転根絶を含む交通法規の遵守と早めのライト点灯、歩行者は反射材の着用や横断時の確認など、交通事故を無くす意識を高めます。
- 市や警察署から提供される情報を積極的に入手し、防犯意識を高め、地域で犯罪を未然に防ぐ活動を推進します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策3 消費者支援

現 状 と 課 題

消費者を取り巻く社会環境は急激に変化しており、インターネットや携帯電話などにおける被害や振り込み詐欺、高齢者などを狙った悪質な訪問販売、契約、解約をめぐるトラブルなど、消費者問題はますます複雑多様化し、深刻化しています。

本市では、消費者相談にきめ細やかに対応し、公正で効率的に消費者トラブルを解決するため、平成21年度消費生活センターを開設しました。平成28年度に市消費生活センターに寄せられた相談件数は140件となります。

安全で安心できる消費生活を送るためには、市民自らが知識や判断力を高めて、正しい情報を選択できる消費者になることが求められており、今後も広報紙やホームページで消費生活に必要な各種情報の提供および消費生活講座の開催や消費生活関連資格の取得など、消費者の自主的な活動を促進し、トラブルの未然防止や対策など消費者救済を図っていく必要があります。

現在、市内の消費者団体である消費者友の会は、消費生活に関する学習や消費生活意識の啓発に努めていますが、情報化の進展に伴う流通手段の複雑化や商品の多様化など消費者の主体的な学習活動の必要性が高まっていることから、消費者団体のさらなる育成・強化が必要となります。

取 り 組 み の 方 針

市民生活を安全で豊かなものとするため、消費生活の向上を図るとともに、さまざまな消費者教育、啓発、情報提供に努めます。

図表-31 下妻市消費生活センターにおける消費生活相談件数（件）

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 苦情相談 | 142 | 128 | 145 | 143 | 121 |
| 問合せ | 16 | 17 | 17 | 19 | 19 |
| 合 計 | 158 | 145 | 162 | 162 | 140 |

出典：商工観光課

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 消費者支援・消費者活動の推進

複雑化、高度化する消費者問題に対応できるよう情報の提供や啓発を行い、消費者が正確な判断をもって安全で安心な消費生活が送れるよう、消費者啓発の充実に努めます。また、若年者から消費者教育に取り組み、さまざまな体験や行動を通して、権利と責任を理解し、正しい判断ができるよう消費者の育成に努めます。

消費者被害の救済や未然防止のために、消費生活相談の充実に努めます。また、広報誌やホームページを活用し消費生活センターの認知度を高め、消費者被害が早期解決を図れるよう取り組みます。さらに、消費生活相談員の資質向上のために各種講座を受講し、新たな相談業務に対応できるよう努めます。

消費者団体の主体的な取り組みに基づき、市民への消費生活情報の発信や意識啓発を促進するため、秋のイベント開催時に消費生活展を開催し、生産者（販売者）と消費者とのふれあいや交流の機会づくりを進めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-------|
| 消費者の意識向上に係る事業 | 商工観光課 |
| 消費生活センター運営事業 | |
| 消費生活展の開催 | |

市民の役割

- 消費者として、適切な行動に結びつける実践的な能力を育むための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。
- 事業者や団体は、消費者の動向を注視しながら、法律を遵守した適切な商行為を推進します。



消費生活相談

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図

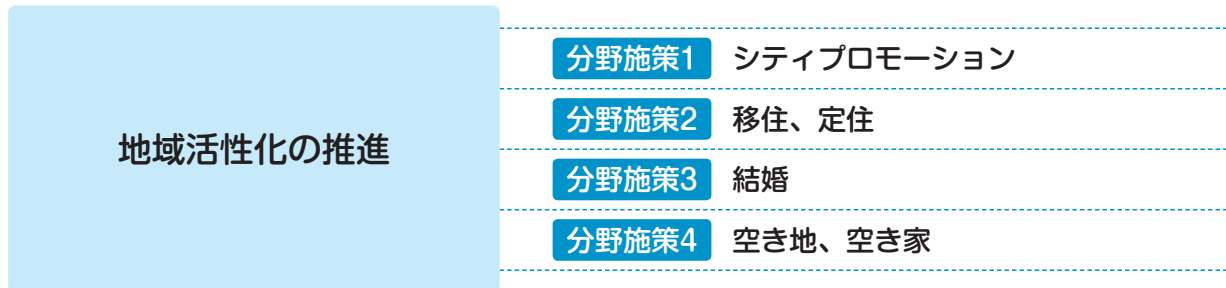


人々までよりびょういんがらいい

下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策3 地域活性化の推進（地域振興）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|----------|-----------|
| 市民や民間などによるシモンちゃん活用件数 | 7件 (H28) | 10件 (H34) |
| 空き家バンク制度を活用した成約件数 | 一件 (H28) | 3件 (H34) |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 シティプロモーション

現 状 と 課 題

近年、茨城県は民間調査会社が行う魅力度調査において低迷が続いており、本市としても魅力度の向上は必須となっています。これまで、市イメージキャラクター「シモンちゃん」の活用や農産物のトップセールス、ふるさと納税制度による市内特産品を生かしたお礼の品の送付などにより本市の魅力を広くPRしてきました。今後は、平成31年にいばらき国体、平成32年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、本市にも観光需要が高まっていく可能性が考えられます。またTPP協定などにより市内農産物を海外に進出させる好機であると考えられます。

地場産業の活性化と各種産業の活用がより進む中、さらに選ばれるまちとなるため、「地域、特産品、観光資源」のブランド化を進めるとともに、シティプロモーションのさらなる展開により本市への関心度の深化を目指す必要があります。農業体験やイベントへの参加など、交流や体験機会の拡大に取り組み、さまざまな機会をとらえて国内だけでなく、海外へ向けても本市の魅力や特性を積極的に発信していくことで、まちのイメージアップを図り、交流人口の拡大と市内への定住促進につなげていくことが求められます。

取 り 組 み の 方 針

下妻ブランドの効果的なプロモーションを行うとともに、下妻への愛着・誇りの形成を促進します。



市内農産物（梨）の海外輸出



シモンちゃんポロシャツの製作・販売

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) シティプロモーションの推進

市民としての地域への愛着や誇り、住み続けたいという意識の形成を促進します。「下妻らしさ」を追求しながら、全庁的な取り組みとしてシティプロモーション事業を推進し、強化を図ります。

新たな発想や手法によるPR活動を展開し、本市の認知度を高め、交流人口や定住人口の増加につなげます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|-----|
| 情報発信推進事業（シティセールス） | 企画課 |
| ★シモンちゃん活用事業 | |
| ★住みよい下妻PR事業 | |

(2) ブランド戦略の推進

本市の特産品については、より多くの人に関心を持ってもらうツールの一つとして研究開発をさらに進め、新たな商品開発と海外を含めた販路の拡大を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------|---------------|
| ★下妻ブランドの創出 | 農政課、商工観光課、企画課 |
| ふるさと下妻寄附制度（ふるさと納税） | 企画課 |

市民の役割

- 下妻市の魅力を発掘し、SNSや口コミなどを通して多くの人に下妻市の魅力を発信します。
- 事業者や団体は特色ある商品の生産やサービスの提供を行い、市と協力してブランド化を目指します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策2 移住、定住

現 状 と 課 題

人口減少時代に突入し、地方においては、大幅な人口減少と高齢化の進展に伴い、労働力や企業の流出、産業の衰退などによる地域社会の活力の低下、税収の低迷による財政の悪化など、今後も厳しい状況が見込まれています。その一方で、都市部においては、いわゆる「団塊の世代」の大量退職、ゆとりや豊かさ志向への国民のライフスタイルの変化、UIJターンや二地域居住の普及などにより、「都市から地方への移住、交流」の気運が高まってきています。近年、各自治体では、都市から地方への移住や交流の促進に関する取り組みが拡がりつつあり、おためし移住の実施や地域おこし協力隊の受け入れのほか、移住定住を奨励する補助金の交付などが行われています。その他、定住を促進する取り組みとして三世同居または近居を支援する施策が実施されています。

本市においても県や民間が主催する移住相談会への参加をはじめ、移住促進ツアーの実施や空き家バンク制度などに取り組んでいます。さらに、就職や創業を支援しながら、生まれ育った故郷へ里帰りしやすい環境づくりを進めるなど、本市に住みたい、住み続けたいと思われる魅力的なまちづくりに取り組み、流出人口の抑制と流入人口の確保を図る必要があります。

取 り 組 み の 方 針

「選ばれるまち」を目指し、本市の魅力に共感する人が生涯にわたって暮らしたいと思えるまちづくりを進めます。



移住促進バスツアーで市内施設を見学する参加者

【地域おこし協力隊】 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

【UIJターン】 3つの人口還流現象の総称。Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

【二地域居住】 団塊の世代のリタイアで、都市住民に広がることが予想されている生活様式。都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすもの。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 移住への支援

市外に住む人が、就職や結婚、転職などをきっかけに、本市に移住することを選択できるよう、ニーズにあった転入支援を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|-----|
| ★U・Iターンワンストップ窓口設置事業 | 企画課 |
| ★若者・子育て世代住宅取得応援制度 | |
| ★空き家バンク制度 | |

(2) 定住促進

就職や結婚、転職などの生活の転換期を迎えた人が、本市に住み続けることを選択できるよう、既存の資産の活用などを支援し、定住促進を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------------|-------|
| ★住宅リフォーム資金補助事業 | 商工観光課 |
| 合併浄化槽設置補助事業 | 生活環境課 |
| ★住宅用太陽光発電システム設置補助事業 | |
| ★環境配慮型新エネルギー設備導入補助事業 | |
| ★若者・子育て世代住宅取得応援制度 | 企画課 |

市民の役割

- 他市町村からの移住者をあたたかく受け入れる仕組みを構築するとともに、子育て環境の向上および高齢者が安心して暮らせる多世代同居、近居を推進します。

【環境配慮型新エネルギー設備】 家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策3 出会い、結婚

現 状 と 課 題

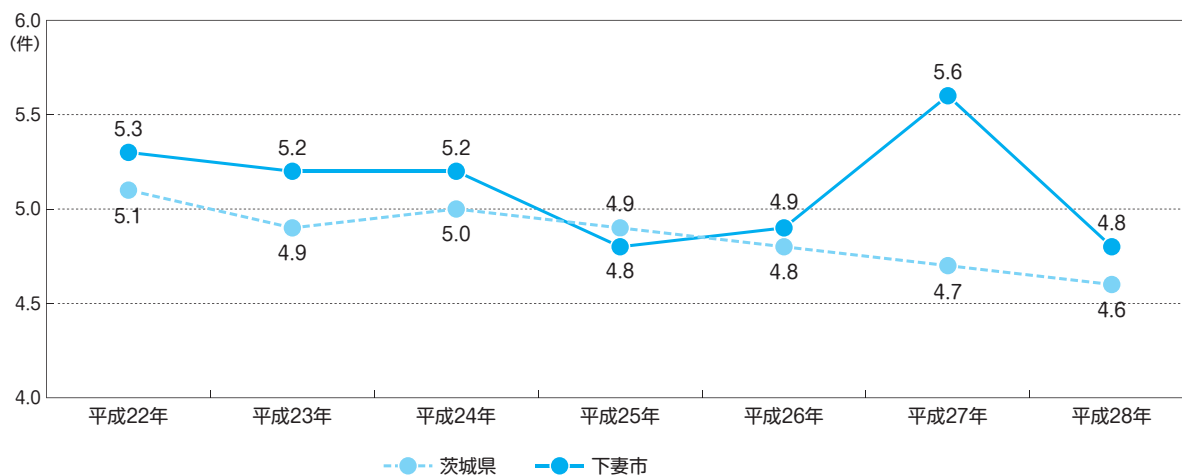
家族観、結婚観の多様化や、仕事と子育ての両立の難しさなどが、若者の未婚化、晩婚化の進展に影響しています。茨城県や市は、結婚する機会、希望する相手に巡り合わないなどの問題を解決させるため、一般社団法人いばらき出会いサポートセンターやいばらきマリッジサポーターなどの婚活事業を支援し、出会いの場の創設を展開しています。

「大好きいばらき県民会議」から委嘱を受けた常総線沿線4市および県西市町の「ネットワーカー」が協力し合い、婚活イベント「LOVE TRAIN 常総」を年1回開催し、若い独身男女の出会いの場の創設や地域資源をPRして、地域に目を向けてもらう機会提供を行い、少子化対策、地域活性化を図っています。

取 り 組 み の 方 針

希望する時期に、希望する在り方で結婚できるよう若者世代からの意識啓発を積極的に推進するとともに、地域、企業、行政が連携して、結婚の機会創出などによる支援を行います。

図表-32 人口千人当たりの婚姻率の推移



出典：茨城県動態調査

【ネットワーカー】 大好きいばらき県民運動の地域推進員。市町村からの推薦を受けて、地域の人たちのネットワークづくりに取り組み、住みよい茨城づくりを進める地域活動の実践者。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 出会いサポート、婚活支援

結婚を希望している方が理想の相手と出会えるよう、婚活支援団体が企画したイベント情報などを広報紙を通じて市民へ提供します。

また、市と婚活支援団体が総合連携を深め、効果的な婚活事業の展開が行えるよう支援します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------------|-------|
| 婚活・結婚支援事業 | 市民協働課 |
| ★いばらき出会いサポートセンター支援事業 | |
| ★いばらきマリッジサポーター支援事業 | |
| ★民間団体による婚活イベントへの支援事業 | |
| LOVE TRAIN 常総 | |

市民の役割

- 結婚を希望する方が、積極的に婚活イベントに参加しやすいまちづくりを目指します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

【マリッジサポーター】 若者の結婚を支援するため、地域における世話役として、出会いの相談や仲介等の活動を行っていただくボランティア。

分野施策4 空き地、空き家

現 状 と 課 題

本市では、下妻市空き地の除草に関する条例や規則に基づき、空き地の除草に関する指導助言を行っています。空き地とは、宅地化された状態で現に人が使用していない土地で、農地は含まれません。空き地の所有者または管理者は定期的に除草するなど、適正に管理しなければならないこととなりますが、雑草が繁茂し、周辺住民より市に苦情が寄せられると現地確認を行い、不良状態（雑草などが繁茂し、かつ放置されているため、周辺の住民に迷惑を及ぼす状態）にあると認められた際には、状況写真を添付し適切な管理を促す通知を発送しています。

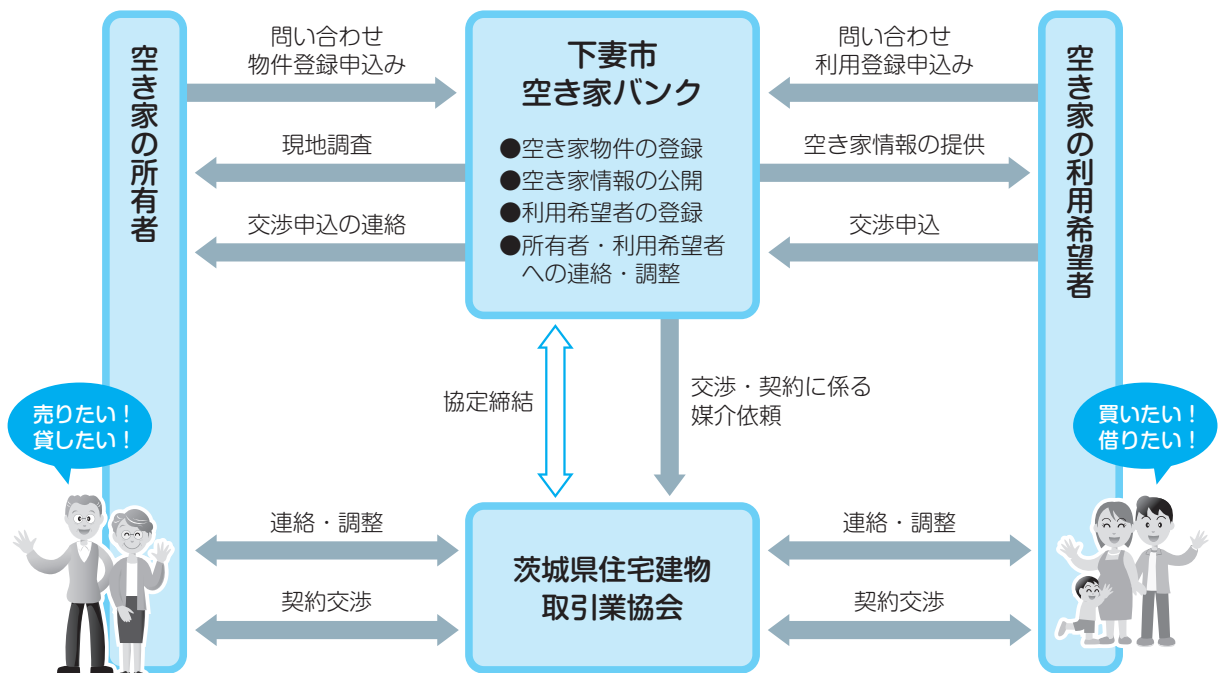
空き家の状況は各戸異なるものの、空き家の存在は地域の治安や環境の悪化を招く要因として挙げられています。これに対して、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことで、全国的に空き家の取り壊しや、利活用が検討されており、本市においても、空き家対策協議会の設置を検討するなど、市内に点在する空き家の利活用を含めた適正な管理意識の醸成を深めていく必要があります。

特別措置法における、地域住民の生命、身体または財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用の推進などの目的達成のため、関係部署が連携し、または専門部署の編成を含めて総合的に対応していく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

市内に存在する空き地や空き家の適切な管理を行い、利活用方策の検討や、法律に基づく計画的な処分などを行います。

下妻市空き家バンク制度の仕組み



出典：企画課

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 空き地および空き家の管理・利活用

空き地が不良状態にあると認めるときは、土地の所有者または管理者に対し、必要な措置を講ずる指導または助言し、土地の管理状態の改善を図ります。

市内の空き家の適正な管理を所有者や管理者に指導助言するとともに、空き家の情報を提供することで、空き家の有効活用による移住、定住の推進に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-------|
| 空き地の除草に関する指導助言 | 生活環境課 |
| 空き家の防火・防犯対策事業 | 消防交通課 |
| ★空き家バンク制度 | 企画課 |

市民の役割

- 空き地を定期的に除草するなどの適切な管理を行い、周辺住民に迷惑をかけないように心がけます。
- 空き家を適切に管理するとともに、取り壊しや利活用について検討します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策4 自然・環境の保全（自然、環境）

● 施策体系



● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|--------------------|-------|-----------|
| 環境基本計画 | 生活環境課 | 平成25～34年度 |
| 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 | | 平成27～31年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 自然、環境

現 状 と 課 題

本市の自然環境との共生を図るため、無秩序な整備などを規制し、景観の維持を図る必要がある一方で、市民生活に危険を及ぼす可能性のある自然生物の駆除や処理などについては適切な対処が求められます。

地球温暖化対策については、市役所内部での実践活動とともに市民に対しては広報などで啓発活動を行っています。今後は、市民・事業者・環境団体・市の連携のもと、地球温暖化対策をより一層促すために、啓発活動の拡充、環境イベントや講演会などの開催による環境意識の醸成など、地域ぐるみの取り組みが求められています。

自然動植物保護については、自然と人間の共生を目的とした環境づくりが必要であることから、水質汚濁から河川を守るための水質調査を実施するとともに、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターにおいては自然を生かした環境学習が行われています。そのほか、野生絶滅種コシガヤホシクサの最後の自生地である砂沼では野生復帰事業が行われています。

自然エネルギーについては、地球温暖化の原因である石油や天然ガスなど化石エネルギーへの依存を抑制するため、太陽光発電などの自然エネルギーの活用への転換が求められており、自然環境や市民生活に支障を来すことがないように、適切な設置を誘導することが重要です。

これらの状況を踏まえ、今後、貴重な自然を保全し、健全な生態系を維持・回復させるために自然環境保護に対する認識を高め、市、市民、関係機関が連携した取り組みが重要です。

取 り 組 み の 方 針

市民のかけがえのない共有財産である砂沼などの市内に残る自然環境の保護・保全に努めます。



小貝川流域に生息する国蝶オムラサキ



コシガヤホシクサ講演会

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 環境意識啓発の推進

環境共生社会を実現するため、環境に与える負荷の軽減と、環境保全への貢献について、市民、事業者、行政が各々の立場や役割分担に応じて、相互に連携、協力し、自主的、積極的に参加できる体制づくりを目指し、環境意識啓発に取り組みます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------------|-------|
| 省エネ法事業者使用エネルギー中長期計画書作成事業 | 生活環境課 |
| 環境政策の推進に係る事業 | |
| 環境意識の普及啓発に係る事業 | |

(2) 自然保護および自然生物駆除

良好な生態系の維持・形成を実現するため、貴重な自然を慈しみ、身近な自然環境を維持・保全するとともに、自然動植物の保護・管理、生物多様への対応などに取り組みます。また、市民生活に危険を及ぼす可能性のある自然動植物の駆除や処理に取り組みます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------------------|-------|
| 鳥獣の保護および管理、狩猟の適正化事業 | 生活環境課 |
| 畜犬登録、狂犬病集合注射事務、ペット飼養指導、犬猫の苦情対応 | |
| 有害鳥獣捕獲許可事業 | |
| 特定外来生物駆除、スズメバチ駆除処理事業者紹介 | |

(3) 自然エネルギーの活用促進

地球温暖化対策およびエネルギーの安定供給を目指す観点から、省エネルギーの啓発を図るとともに、自然環境や市民生活に支障を来すことがないよう配慮し、太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------------------------|-------|
| ★住宅用太陽光発電システム設置補助金事業 | 生活環境課 |
| 太陽光発電の適正な設置、管理に関するガイドラインに基づく協議および指導 | |
| 環境配慮型新エネルギー設備導入補助事業 | |

市民の役割

- 日常の暮らしやまちづくりを地域と地球の環境との関わりで考え、身近な自然に親しむとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践します。
- 事業者は、地球的規模で環境に配慮した事業活動を行い、温室効果ガスの排出抑制など地域や地球にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。
- 地球温暖化防止策に取り組むほか、エネルギー利用の効率化を図ります。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

まちづくりの目標5 ▶ 都市基盤

自然と都市が共生する「快適なまち」

● 基本方針

自然との共生をすすめる本市だからこそその魅力ある街並み形成と住環境整備や、合併以後のハード整備の着実な進行、そしてそれらを堅実なものとする都市計画の立案、整備といった「まちづくり」の取り組みを推進します。

これにより、必要な都市開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市であるからこそできる、安全と快適さが行き届く「都市基盤」の向上を目指します。

● 目標体系



まち・ひと・しごと創生総合戦略

※総合戦略体系に基づく「具体的施策」

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1-1-1 中心市街地の活性化 | 1-1-2 公共交通・交通ネットワークの充実 |
| 1-3-1 市民協働のまちづくり | 2-3-1 観光資源の活用と魅力度アップ |
| 3-2-3 子育て環境の充実 | |

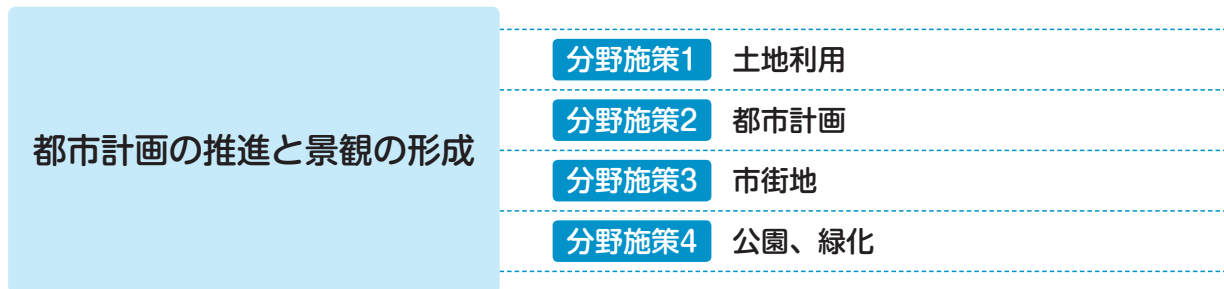
● 成果指標

アンケート指標（市民が思う割合）

| 指標名 | 現状値 (H28) | 目標値 (H34) |
|--|-----------|-----------|
| 都市整備の施策に関する満足度（市民意識調査） | 24.4% | 40.0% |
| 道路網の整備状況にかかる不満足度（市民意識調査） | 36.9% | 25.0% |
| 通勤・通学の便利さ（公共交通・道路の渋滞等）にかかる不満足度（市民意識調査） | 49.2% | 35.0% |

基本施策1 都市計画の推進と景観の形成 (都市計画・整備)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|-------------------|---------------------|
| Wa i w a i ドームしもつまの利用者数 | — 〈H28〉 | 150,000人/年 〈H34〉 |
| 市街地内の人口密度 | 25.0人/ha 〈H27〉 | 25.0人/ha 〈H34〉 |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|-------------|-------|-----------------|
| 都市計画マスタープラン | 都市整備課 | 平成21～40年度 |
| 立地適正化計画 | | 平成30～49年度 |
| 環境基本計画 | 生活環境課 | 平成25～34年度 |
| 農業振興地域整備計画 | 農政課 | 平成28年度～（おおむね5年） |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、
行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 土地利用

現 状 と 課 題

本市全域が都市計画区域で、農林漁業との健全な調和を図りつつ用途地域の指定に基づき、住居系、工業系の都市的土地利用を誘導し、都市づくりを進めてきました。しかしながら、区域区分を設けていない非線引都市計画区域のため、用途無指定地域での開発も多く、郊外にも商業施設や居住が拡散しています。

さらに、つくばエクスプレス沿線開発や首都圏中央連絡自動車道、常総インターチェンジの開通が、今後本市における開発動向に影響を与えることが予想されます。特に、工業系の土地利用については、既設の工業団地が完売し土地利用が確定しており、上記の開発インパクトの受け皿を整備して、用途の混在を避け健全な土地利用を誘導する必要があります。

農地は行政区域面積の約55%で、土地利用上大きな部分を占めています。農業は本市の基幹産業である農産物の生産の場としての本来の機能のみならず、水源の涵養、市民にうるおいを与える緑の空間など、田園景観を構成する要素などの多面的機能を果たしていることから、農業振興地域整備計画を適切に運用、管理し、優良農地を確保するとともに、農地の利用集積、担い手農家の育成などにより耕作放棄地の発生を防止することが課題となります。

商業用地は中心市街地や幹線道路沿いなどを中心に分布しており、行政区域面積の約2%を占めています。中心市街地は周辺地域を含めた拠点市街地としての機能を果たしてきましたが、モータリゼーションの進展による郊外への店舗出店など社会情勢の変化により空洞化が進んでおり、中心市街地の活性化が課題となります。

人口増加を前提としたこれまでの土地利用計画から、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応した持続可能な都市構造への転換が必要となります。

取 り 組 み の 方 針

地域特性を生かした土地利用の形成に努めつつ、土地利用構想に位置付ける都市的土地利用については、周辺環境と調和の上、柔軟な対応を行います。



上空から見た中心市街地

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 計画的な土地利用の推進

土地利用構想を踏まえ、地域の特性を生かし、都市基盤の整備および都市機能の育成と優良農地、集落環境の保全に努めるとともに、自然環境のバランスを考慮した計画的な土地利用を図ります。

また周辺都市との連携も視野に入れ、広域的観点で効果的な土地利用を図りながら、都市機能の強化を目指します。

市民の役割

●市が定めた土地利用計画をもとに、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。

図表-33 地目別土地利用の推移（千㎡）

| 区分 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 田 | 23,416 | 23,415 | 23,373 | 23,363 | 23,351 |
| 畑 | 20,779 | 20,721 | 20,667 | 20,623 | 20,523 |
| 宅地 | 14,257 | 14,280 | 14,351 | 14,381 | 14,472 |
| 池沼 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 山林 | 3,656 | 3,656 | 3,595 | 3,550 | 3,387 |
| 原野 | 245 | 245 | 244 | 244 | 263 |
| 雑種地 | 2,845 | 2,883 | 2,975 | 3,045 | 3,208 |
| その他 | 15,612 | 15,610 | 15,605 | 15,604 | 15,605 |
| 合計 | 80,880 | 80,880 | 80,880 | 80,880 | 80,880 |

出典：税務課

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 都市計画

現 状 と 課 題

本市全域が非線引都市計画区域で、旧下妻市は昭和29年、旧千代川村は昭和49年にそれぞれ都市計画区域が計画決定されており、平成19年に合併に伴う都市計画区域の統合を行いました。また、平成20年度に、旧市・村の都市計画マスタープランの統合を基本とした見直しを行い、新たに「下妻市都市計画マスタープラン（計画期間：平成21年4月から20年間）」を策定し現行計画となります。

用途地域については、旧下妻市385haは昭和48年に、旧千代川村104haは昭和58年に都市計画決定され、平成19年に都市計画区域の統合と併せて用途地域の統合を行いました。その後、「つくば下妻第二工業団地」地区や「しもつま桜塚工業団地」地区を工業専用地域として拡張し、用途地域面積は536haで市域に対する割合が6.6%、内訳は住居系用途が72%、商業系用途が7%、工業系用途が21%になります。

用途地域は、住居系、商業系用途が関東鉄道常総線の下妻駅、宗道駅の周辺に、その縁辺や郊外に工業系用途が設定されています。今後の少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化に対応するため、工業系以外の用途地域内に都市機能や居住を誘導し、公共交通との連携と集約による持続可能なまちづくりを推進する必要があります。

市の都市施設については、都市計画道路23路線が昭和36年から平成10年にかけて都市計画決定され、都市公園6公園が昭和42年から平成11年にかけて都市計画決定されています。都市計画道路は6路線が整備済、都市公園は4公園が整備着手されています。

都市施設については、計画決定から長期間事業化の目途がたっていない施設があり、都市的土地利用の変遷や人口減少や少子高齢化など今後の社会情勢の変化、モータリゼーションの進展と首都圏中央連絡自動車道などの道路交通網の整備やつくばエクスプレスの開通などにより広域交通体系の変化により、計画決定の内容が、現況や将来動向と齟齬が生じている状況であるため、事業化に向けての検討と併せて、都市施設のネットワークの見直しを行う必要があります。

取 り 組 み の 方 針

下妻市都市計画マスタープランにもとづき魅力ある都市づくりを推進するとともに、立地適正化計画による持続可能な都市構造への転換を図ります。

【非線引都市計画区域】 市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域。

【モータリゼーション】 英語で「動力化」「自動車化」を意味。自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 都市計画の推進

茨城県都市計画区域マスタープラン、下妻市都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用の誘導や都市施設の計画、整備を行い、地域特性を生かした魅力あるまちづくりを推進します。

また、地域公共交通網形成計画や公共施設等総合管理計画などの関連施策と連携・整合を図り、立地適正化計画による連携と集約による持続可能なまちづくりへの転換を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------------------|-------|
| 都市計画に関する業務 | 都市整備課 |
| 都市計画マスタープランに係る事業（計画推進） | |
| 都市施設、用途変更、区画整理に係る事業 | |
| ★立地適正化計画 | |

市民の役割

- 「下妻市都市計画マスタープラン」などの計画を尊重し、まちづくりに協力します。整備された都市基盤を有効かつ大切に使います。
- 事業者や団体においては、「下妻市都市計画マスタープラン」などの計画に基づき、まちづくりの制度を遵守した開発や建設を行い、まちづくりの一翼を担います。

図表-34 用途地域一覧表

| 種類 | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
|--------------|---------|---------|
| 第1種低層住宅専用地域 | 139 | 26.0 |
| 第2種低層住宅専用地域 | 7.6 | 1.4 |
| 第1種中高層住宅専用地域 | 26 | 4.8 |
| 第2種中高層住宅専用地域 | 41 | 7.6 |
| 第1種住居地域 | 125 | 23.3 |
| 第2種住居地域 | 22 | 4.1 |
| 準住居地域 | 28 | 5.2 |
| 近隣商業地域 | 25 | 4.7 |
| 商業地域 | 13 | 2.4 |
| 準工業地域 | 3.8 | 0.7 |
| 工業地域 | 38 | 7.1 |
| 工業専用地域 | 68 | 12.7 |
| 合計 | 536 | 100.0 |

出典：都市整備課

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策3 市街地

現 状 と 課 題

本市では、下妻駅周辺を中心に形成された下妻地区市街地と千代川庁舎を中心に形成された千代川地区市街地の2つの市街地で構成され、用途地域が指定されています。

本市の中心市街地は下妻駅西側に形成されています。これまで郊外部への商業立地が進んだことで空き店舗の増大による商店街の衰退が懸念されていましたが、砂沼周辺地区における都市再生整備計画事業によって、「Waiwaiドームしもつま」や「さん歩の駅サン・SUNさぬま」が整備され、中心市街地の活性化が期待されています。

土地区画整理事業は、下妻駅東側において3地区計43.4haで実施され、良好な市街地が形成されていますが、空き地が点在しており、公共投資による良好な都市基盤ストックが最大限に活用されていない状況です。また下妻東部土地区画整理事業（全5地区、約63ha）は、適切な時期に事業化に向けて取り組むこととなります。

下妻地区市街地を通過する国道125号は、24時間自動車類交通量（上下合計）が約18,000台前後となっており、沿道にはまちなかのにぎわい拠点となる「Waiwaiドームしもつま」が整備され、ロードサイド型の商業施設も集積しています。市外からのアクセスも良い国道沿道には、交流やにぎわいを生み出す資源となる施設が立地していることから、これらを有機的に連携し、さらなる魅力の向上、発信を行うことで本市の交流人口の増加に寄与するものと考えられます。

都市公園は主に市街地内で整備されており、市街地の大部分が徒歩利用圏内となっているほか、下妻駅地区市街地は砂沼広域公園に隣接し親水空間のある豊かな都市環境となります。また、公共下水道は、用途地域などの中心市街地における整備を先行して進めてきており、市街地のほぼ全域が排水区域となります。

まちなかへの居住誘導と、市役所庁舎などの再整備や宗道駅周辺の大規模未利用地を活用した市街地への都市機能誘導を図ることで、これまでの公共投資による都市基盤ストックの有効活用を図るとともに、中心市街地における都市機能の維持、充実を図る上でベースとなる人口を確保することが必要となります。

砂沼周辺地区での都市再生整備計画事業を生かし、交流人口の増加による市街地のにぎわいを創出するとともに、歩行ネットワークの充実や地域コミュニティ形成の機会の創出、プレイスメイキングの常設化などによる、住みたくなる環境づくりが必要となります。

集約型都市構造の実現に向けては、道路、公園、下水道などの都市基盤が整備されたまちなかへの居住や都市機能の立地を誘導していくことが必要となります。

取 り 組 み の 方 針

下妻駅および宗道駅周辺の市街地の活性化を図るため、居住や都市機能の立地を誘導するとともに、砂沼などの地域資源を生かした市街地整備を推進します。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 市街地整備の推進

市街地の生活環境の向上を目指し、都市計画道路や公共下水道などの都市基盤の整備を推進します。特に中心市街地においては、「下妻市都市計画マスタープラン」や「下妻市中心市街地活性化基本計画」に掲げられた各種事業を推進し、日常生活に必要な都市機能が集約した「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の構築を目指します。

なお、下妻地区市街地においては砂沼広域公園などの自然を生かした施設景観の維持を図るとともに豊かな水辺環境を生かした事業を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-------|
| 市街地整備に係る事業 | 都市整備課 |
| ★砂沼広域公園に係る事業 | |

(2) 土地区画整理事業の検討

良好な市街地の形成や中心市街地の活性化を目指し、社会経済情勢や財政状況を勘案しながら、土地区画整理事業の導入を検討します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-------|
| 市街地での区画整理に係る事業 | 都市整備課 |

(3) 市街地の活性化

「さん歩の駅サン・SUNさぬま」や「Waiwaiドームしもつま」などを活用し中心市街地の活性化を図るとともに、市街地内の遊休地の活用などにより、都市機能の集約と居住の誘導を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------------|-------------|
| ★中心市街地活性化に係る事業 | 商工観光課、都市整備課 |
| ★都市再生整備計画事業 | |
| ★立地適正化計画 | |
| ★プレイスメイキングに関する事業 | |
| ★コミュニティサイクル事業 | |

市民の役割

●整備された都市基盤や公有・民有の既存ストックを有効活用し、市街地内の定住促進や交流人口拡大などに関与し、市街地エリアの価値の向上に努めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策4 公園、緑化

現 状 と 課 題

都市公園は、砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園、やすらぎの里公園など、12カ所が開設されています。

県営の広域公園である砂沼広域公園は、市の観光名所となっており、夏のプールである砂沼サンビーチ、ウォーキングやジョギングのほか、花の名所として市内外からの利用者が多く、市営の総合公園である小貝川ふれあい公園は、花畑のポピーが「花のまちしもつま」の中核として定着しており、年間を通して多くの利用者が訪れています。また、近隣公園であるやすらぎの里公園は、市の南の玄関口であり、地域の交流拠点となっており、ほか街区公園である9カ所は、主に街区に居住する者が利用する公園となります。

一般的に公園は、住民の暮らしにさまざまな効果をもたらしており、その効果は大きく分けて2つあります。一つは、公園を休養、休息やさまざまな余暇活動、運動、地域のコミュニティ活動などに利用することで市民にもたらされる「利用効果」です。もう一つは、緑に覆われた空間が存在することによって都市機能や都市の環境などが向上する「存在効果」です。

市の1人当たりの公園面積は、県内でも上位であり、市全体で12カ所、62.14ha（平成29年4月1日現在）の都市公園が設置されています。その一つひとつが、また個々の公園が相互に結びつきながらこれらの効果を発揮し、市民生活を支える重要な環境インフラとなります。

開設より年数の経過している公園が多いため、遊具などの公園施設について、老朽化が進んでおり、公園利用者が安全で快適に公園施設を利用できるための公園施設の維持更新が課題となっている。特に、砂沼サンビーチについては、昭和54年に開園し施設の老朽化が著しく、来園者が安全・安心に利用できるための改修が必須であり、今後の運営についても関係機関との協議検討が必要となります。

花の街づくり推進につきましては、「花のまちしもつま」を推進するために、市民ボランティア団体や地元自治会などの協力により、国・県道沿いなどの各花壇の維持管理を実施しています。

取 り 組 み の 方 針

魅力的な水辺空間や緑豊かで「花のまちしもつま」に相応しい公園として、市民のやすらぎの場となるよう、自然と調和した公園緑地の整備と管理を行います。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 公園などの適切な維持管理

市民の憩いの場である公園について、安全・安心に利用していただけるよう、公園利用者の利便性向上のための適正な維持管理を行います。

老朽化の進んだ遊具などの公園施設について、適正な修繕および計画的な更新の実施を行います。「花のまちしもつま」を推進するために、国県道沿いなどの各花壇の維持管理を、市民ボランティア団体や地元自治会などの協力を仰ぎながら引き続き実施します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| ★砂沼広域公園に係る事業 | 都市整備課 |
| ★小貝川ふれあい公園に係る事業 | |
| ★やすらぎの里公園に係る事業 | |
| ★街区公園に係る事業 | |
| ★花の街づくり推進事業 | |

市民の役割

●公園を休養、休息やさまざまな余暇活動、運動、地域のコミュニティ活動などに利用することで、心身の健康の維持増進や子どもの健全な育成などを図ります。また、「花のまちしもつま」を推進するために、地域の各花壇の維持管理活動や公園の管理運営活動に協力、参加します。

図表-35 都市公園一覧表

| No | 種別 | 名称 | 所在地 | 面積(m ²) | 遊具(基) |
|----|--------|---------------|------------|---------------------|-------|
| 1 | 広域公園 | 砂沼広域公園 | 長塚乙4番地1 | 255,600 | 19 |
| 2 | 総合公園 | 小貝川ふれあい公園 | 堀籠1650番地1 | 282,260 | 19 |
| 3 | 近隣公園 | やすらぎの里公園 | 大園木251番地1 | 28,990 | 7 |
| 4 | 街区公園 | 多賀谷城跡公園 | 本城町二丁目50番地 | 12,316 | 7 |
| 5 | | 上町公園 | 下妻丁232番地 | 4,115 | 4 |
| 6 | | 三道地公園 | 下妻丁124番地4 | 918 | 2 |
| 7 | | 陣屋公園 | 下妻甲1番地4 | 672 | 6 |
| 8 | | 本宿公園 | 本宿町一丁目22番地 | 1,363 | 5 |
| 9 | | つくば下妻工業団地公園 | 大木1000番地5 | 10,178 | — |
| 10 | | つくば下妻第二工業団地公園 | 半谷1100番地18 | 6,515 | — |
| 11 | | 千代川緑地公園 | 鬼怒250番地 | 12,909 | 7 |
| 12 | 東部中央公園 | 本宿町三丁目50番地 | 5,500 | 2 | |

出典：都市整備課

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策2 社会基盤の整備・拡充（社会基盤）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|---------------------------|------------------------|
| 市営住宅の入居率 | 94.2% (H28) | 97.4% (H34) |
| 都市計画道路の整備延長 | 14,931m (H28) | 17,000m (H34) |
| 上水道普及率 | 93.47% (H28) | 93.89% (H34) |
| 下水道普及率 | 29.5% (H28) | 34.6% (H34) |
| 下水道加入率 | 68.1% (H28) | 70.0% (H34) |
| 鬼怒川・小貝川クリーン大作戦によるごみ収集量 | 39.36m ³ (H29) | 30m ³ (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|----------------------|-------|-----------|
| 公共施設等マネジメント計画 | 財政課 | 平成29～58年度 |
| 耐震改修促進計画 | 建設課 | 平成28～32年度 |
| 橋梁長寿命化修繕計画 | | 平成25年度～ |
| 水道ビジョン計画 | 上下水道課 | 平成30～39年度 |
| 水道事業経営戦略 | | 平成29～38年度 |
| 公共下水道事業経営戦略 | | 平成29～38年度 |
| 鬼怒小貝流域下水道関連公共下水道事業計画 | | 平成5～32年度 |
| 生活排水処理基本計画 | | 平成26～47年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策1 住宅、宅地

現 状 と 課 題

市営住宅は、現在9団地155戸ありますが、施設の老朽化が進んでおり、修繕費用が増加傾向にあることや住民のニーズが変化していること、将来の本市の人口が減少する見込みであること等の理由から、今後は財政状況を勘案しながら、市営住宅の建替えのほかに、民間住宅に対する家賃補助など、市が建物を持たずに同水準のサービスを提供する方法についても検討する必要があります。

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月に施行され、新耐震設計法が導入されています。それ以前の旧耐震基準で設計され、耐震性が不十分と判断される住宅などに対し、地震時における建築物の被害の軽減や市民の生命と財産保護を図るために建築物の耐震化を推進する事業に取り組む必要があります。

開発行為に係る協議申請受付件数は、過去3年間の平均では年間7.6件となっており、その間に実施された開発行為の総面積は約22haでした。開発行為は、市街地の外側（用途地域の指定のない地区）で行われることが多く、市街地が拡散する傾向にあります。今後も宅地開発の適正化を確保するため、行政指導が必要となります。

取 り 組 み の 方 針

市民の住生活をより豊かなものとするため、市民生活に深く関わる施策と密接な連携を進めることにより、総合的な住宅施策を展開します。

図表-36 公営住宅（市営・県営）の管理戸数一覧

| 種 別 | 名 称 | 所在地 | 管理戸数 |
|------|--------|------------------------------------|------|
| 市営住宅 | 今峰住宅 | 下妻丙95-1 | 14戸 |
| | 小島西側住宅 | 小島33 | 12戸 |
| | 西町住宅 | 下妻乙183-2 | 14戸 |
| | 新石堂住宅 | 小島1102 | 24戸 |
| | 石堂住宅 | 小島1152、1153-1、1158-1、1161-1、1161-5 | 70戸 |
| | 大宝住宅 | 大宝584-1 | 4戸 |
| | 陣屋住宅 | 下妻甲30 | 12戸 |
| | 本宿住宅 | 下妻乙935 | 2戸 |
| | 新堀住宅 | 小島981-1 | 3戸 |
| 県営住宅 | 下妻アパート | 下妻丙160 | 72戸 |

出典：建設課（平成29年3月31日現在）

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 市営住宅の管理運営

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として低所得者のために建設された住宅であることから、生活に困窮する者に対し、市営住宅が公平かつ的確に供給されるよう運営します。また、入居者の快適な住宅環境を保てるよう適切な維持管理を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|-----|
| 市営住宅の管理運営 | 建設課 |
| 県営住宅などの情報提供 | |

(2) 建築物の耐震性の確保

「下妻市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅耐震診断士派遣事業および木造住宅耐震改修助成（設計、工事）補助事業などを実施し、建築物の耐震性の確保、改修を推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----|
| 木造住宅耐震改修費補助事業 | 建設課 |
| 木造住宅耐震診断士派遣事業 | |

(3) 良好な居住環境の確保

市内全域が非線引き都市計画区域であることから、都市計画法に基づく開発許可制度は0.3ha以上の開発行為に限って適用されています。本市では良好な宅地を確保するために「下妻市宅地開発事業に関する指導要綱」を定め、0.1ha以上の宅地開発事業について規制、指導を実施します。

宅地開発事業の施行においては、必要な基準などに基づき、その適正な施工が確保されるよう指導を行い、開発区域およびその周辺における良好な居住環境の整備と災害の防止を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-----|
| 開発許可申請に係る協議 | 建設課 |
| 宅地開発事業に関する指導 | |

市民の役割

- 市営住宅の在り方について、理解を深めます。
- 住まいや住環境に対する意識を高め、自らが所有する建築物を適正に維持・管理します。
- 地域のコミュニティなどを通じて積極的に住まいやまちづくりにかわり、自らのまちについて考え、周辺地域の特性などに配慮し良質な住宅や良好な住環境の維持・創出に努めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策2 景観、住環境

現 状 と 課 題

本市には古くからの集落や既成市街地が形成されるほか、砂沼、鬼怒川、小貝川などの自然景観、さらに、大宝八幡宮をはじめとする歴史的景観などもあり、これまで自然や地域と調和しながら形づくられてきた良好な景観要素が多く残されています。

このような景観要素の保全と活用にあたっては、その景観のもつ背景や価値を認識し、未来に向けて継承することが不可欠であり、今後も、恵まれた自然を大切にしながら市民生活の利便性向上を図る取り組みが必要となります。

屋外広告物については、「茨城県屋外広告物条例の施行に関する下妻市規則」により、「良好な景観の形成、風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を目的に広告物の設置場所や大きさなどについて必要な規制を行っています。また、依然として電柱などの禁止物件への「はり紙」、「はり札」や「立看板」が、街の良好な景観形成の大きな阻害要素となっており、美しいまちの景観や自然環境を守るため、関係機関などの協力を得ながら、違反広告物の撤去などに努めています。

取 り 組 み の 方 針

自然景観、歴史的景観を生かした地域の活性化と魅力の向上に努め、景観・住環境に関する法令を遵守し良好な都市景観の形成を目指します。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 景観の保全と住環境整備

市の持つ自然、歴史景観や文化景観を基調にしながら、市街地など都市的魅力が調和した住環境の整備を図ります。

そのため、良好な景観形成に向けたルールづくりに努めるとともに、市民、事業者が身近な景観を認識しながらそれぞれの役割を理解し、景観に配慮した開発や住環境づくりに取り組むための体制づくりに努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------|-------|
| 屋外広告物に関する事業 | 都市整備課 |

市民の役割

- 魅力あるまちなみを創出するために、景観にかかる身近なルールについての理解を深め、実践します。
- 事業者や団体は、市民や市が取り組むまちづくりに協力し、情報共有に努め、地域や景観との調和に配慮します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

分野施策3 国道、県道

現 状 と 課 題

市の幹線道路は、広域幹線道路である東西軸としての国道125号、南北軸としての国道294号の2路線をはじめ、主要地方道や一般県道など13路線の県道により道路体系の骨格を形成しています。国道294号については、現在では圏央道常総ICに接続する重要な幹線道路となっており、市内においては一部区間を残し4車線化が完了しています。国道125号については、市内西部の長塚地内において、交通量の増加に伴い幅員の狭小が原因で慢性的な交通渋滞が発生しているため、市内長塚地内から八千代町へ連絡する下妻・八千代バイパスの早期整備が待たれるところであり、早期に事業着手できるよう八千代町と連携を図り、より一層の整備促進を県に強く要望していく必要があります。

県道については、主要地方道が2路線、一般県道が11路線あり、市内を放射状に走る体系となります。県道の整備については、市内工業団地から国道294号を東西に結ぶ都市計画道路南原・平川戸線（一般県道山王下妻線）においては、「合併市町村幹線道路緊急整備支援事業」の対象道路の指定を受け、市内大木地内から大宝地内の一部区間約2000mについては、市で事業実施をしており、平成33年までに整備を図る予定となっております。また、一般県道沼田下妻線の一部改良（バイパス）整備の早期完了およびその他県道についても通学路の歩道設置、右折レーンのない交差点の改良などについて、県に要望していく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

国道、県道の事業推進に向け、整備促進を図るため、関係市町、関係機関と連携し、国、県への要望活動を継続的に実施します。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 国道、県道の整備促進

国道の整備については、周辺市町との緊密な連携を図り、渋滞の慢性化を解消するため、国道294号の全線4車線化および国道125号下妻・八千代バイパスの整備を国、県に強く要望し、早期完成を目指します。

県道の整備については、一般県道沼田下妻線の一部改良(バイパス)事業の整備促進を県に要望します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------------|-----|
| 国道294号の全線4車線化の整備促進 | 建設課 |
| 国道125号(下妻・八千代)バイパスの整備促進 | |
| 県道沼田下妻線の一部改良の整備促進 | |

市民の役割

- 整備された幹線道路を有効に、大切に使います。道路の整備や維持管理に協力します。



国道294号

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策4 市道

現 状 と 課 題

1級・2級市道および都市計画道路などの幹線道路については、国・県道の基幹道路を補完する幹線道路として重要な役割を担っており、災害に強い安全で快適な道路網づくりに向け、順次計画を進めているところです。市の縦軸方向となる南北の道路網については国道および主要地方道と連携が強化され交通網がほぼ形成されていますが、未だ整備が立ち遅れている横軸方向となる東西の道路については幹線道路としての南原・平川戸線および南部環状線の早期完成に向け、整備を推進する必要があります。また、身近な生活道路として役割を担うその他の市道については、幅員が4m未満の道路が多く存在し、整備が立ち遅れていることから、側溝整備事業や維持管理なども含め、計画的に整備を実施していくことが必要です。特に集落内の道路については、幅員が狭小なところが非常に多いため、防災上の観点からも敷地のセットバックを沿道の居住者に遵守していただくとともに、切迫する財政状況を考慮し、事業費のコスト縮減が図れる新工法の検討や採用が必要となります。

全国的に公共インフラの寿命が近づく中、その対策として施設だけではなく、橋梁の耐震工事や改修工事の計画的な実施が求められます。本市においても橋梁長寿命化修繕計画などを策定し、公共インフラの安全維持に努めており、引き続き計画的な管理を図る必要があります。

取 り 組 み の 方 針

安全なまちづくりを推進し、災害時の輸送力を確保するため、1級・2級市道および都市計画道路の効率的・効果的な整備を推進します。また、生活道路の側溝整備や維持修繕、橋梁の老朽化への対応を図ります。

図表-37 道路の状況（平成29年3月31日現在）

| 区 分 | 路線数 (線) | 実延長 (m) | 改良済延長 (m) | 改良率 (%) | 舗装済延長 (m) | 舗装率 (%) |
|-----|------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| 市 道 | 3,486 | 1,038,212 | 360,628 | 34.7 | 723,147 | 69.7 |
| 一 級 | 22 | 57,789 | 52,382 | 90.6 | 56,870 | 98.4 |
| 二 級 | 25 | 51,888 | 32,449 | 62.5 | 50,219 | 96.8 |
| その他 | 3,439 | 928,534 | 275,795 | 29.7 | 616,058 | 66.3 |

出典：建設課

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 市道の整備推進

計画的な道路整備を図り、市内の交通循環確保に努めます。また、整備予定道路などについては、関係機関などと連携し早期の工事着手を目指します。

生活道路については、歩行者優先の観点から安全で円滑な道づくりを目指し、側溝の整備や舗装改良を推進します。また、集落間の連絡機能の向上と防災上の障害を解消するため、道路の拡幅改良を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|-----|
| 都市計画道路 南原・平川戸線の整備事業 | 建設課 |
| 南部環状線など幹線道路の整備事業 | |
| 生活道路の整備・維持管理に係る事業 | |

(2) 橋梁の維持・管理

狭隘な橋梁については、取付け道路の整備に合わせて拡幅改良を図ります。

また、定期点検および橋梁長寿命化修繕計画による修繕を実施し、安全な通行ができるよう計画的な維持管理に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------|-----|
| 橋梁の整備に係る事業 | 建設課 |
| 橋梁の管理に係る事業 | |
| 橋梁の定期点検に係る事業 | |

市民の役割

- 整備された道路を有効かつ効果的に活用し大切に利用します。
- 生活に密着した道路の整備や維持管理について積極的に協力します。



舗装整備された市道

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策5 上水道

現 状 と 課 題

上水道事業は、安全で安定した水の供給を図るもので、市民生活に直結しており、その健康を守る上でも必要不可欠なものです。上水道の水源は、県西広域水道用水供給事業（県水）からの受水と市内の地下水でまかなわれています。既に、市内全域が給水区域となり、井戸水から上水道への全面切り替えなどにより、普及率は着実に伸びていますが、節水型家電の普及などにより、給水量は伸び悩んでいる状況にあります。

災害時および事故時における対策としては、水の安定供給を図るため、給水区域のブロック化を進めてきましたが、市内に2カ所の浄水場があることから、非常時に使用する連絡管の増設、増径、既設施設の耐震化ならびに他事業体との広域化による応援体制も検討していく必要があります。

水道料金については、銀行振込やコンビニ収納などの導入により、収納率の向上と住民サービスの向上を図ってきました。料金体系については、今後、施設計画（内容、時期）と財政計画（料金、起債）などのバランスについて複数のケースを立案し、検討していく必要があります。

上水道事業の財源は、施設を整備する上で給水区域が点在しているために建設コストが割高になっていることから、企業債借入金が多くを占めています。また、井戸水と上水道の併用など、依然として井戸水への依存度が高く、給水量が伸びないなど、費用対効果が十分に反映されていない状況にあり、施設については整備を行ってから30年以上が経過し、更新時期が到来しています。

取 り 組 み の 方 針

人口減少などに伴う水需要の減少に応じた施設規模の適正化を図りつつ、各施設の耐震化、更新・改築を計画的に行い、施設の健全性を確保し、安全・安心な市民生活を支える持続可能な水道事業を図りながら経営の合理化に努めます。

図表-38 下妻市上水道事業推移

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給水区域内人口（人） | 43,969 | 43,595 | 43,319 | 43,011 | 42,791 |
| 年度末給水人口（人） | 39,785 | 39,556 | 39,686 | 39,808 | 40,001 |
| 普及率（％） | 90.48 | 90.74 | 91.61 | 92.55 | 93.48 |
| 給水戸数（戸） | 13,910 | 14,149 | 14,332 | 14,576 | 14,818 |
| 1日最大配水量（ m^3 ） | 10,960 | 10,911 | 10,668 | 10,876 | 11,127 |
| 年間配水量（ m^3 ） | 3,607,001 | 3,538,334 | 3,549,634 | 3,595,295 | 3,649,634 |
| 1日平均配水量（ m^3 ） | 9,855 | 9,694 | 9,725 | 9,823 | 9,999 |
| 年間総有収水量（ m^3 ） | 3,438,016 | 3,438,634 | 3,412,660 | 3,453,004 | 3,521,060 |
| 有収率（％） | 95.32 | 97.18 | 96.14 | 96.04 | 96.48 |

出典：上下水道課

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 上水道事業の普及推進

上水道への加入促進を図るため、戸別訪問による加入促進を図るとともに、市民への水道事業への理解普及を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------|-------|
| 水道加入促進事業 | 上下水道課 |
| 水道料金徴収事務事業 | |
| 広報宣伝事業 | |

(2) 水道供給施設などの適切な管理

浄水場および配水場の適切な管理、運用を行うとともに、安心でき、安定した給水体制を維持します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------------|-------|
| 水道施設の建設改良事業 | 上下水道課 |
| 浄水施設の維持管理事業 | |
| 配水施設の維持管理事業 | |
| 水質の適正保全管理業務 | |
| 浄水場および配水場の運転管理事業 | |

市民の役割

● 安全で安定した上水道への全面切替を進めるとともに、水道料金の期限内納付に努め、水道事業の運営を支えます。



砂沼浄水場

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策6 下水道

現 状 と 課 題

本市においては、ほぼ市内全域(宅地などの区域)を下水道計画区域としています。現在、小貝川を境に、西側を鬼怒小貝流域下水道関連事業計画区域、東側を小貝川東部流域下水道関連事業計画区域として整備を進めています。鬼怒小貝流域下水道関連事業は、平成4年度より市街地から整備を実施し、平成11年度に一部供用を開始しました。また、小貝川東部流域下水道関連事業は、今後の事業着手に向け、関係機関と協議を進めています。しかし、本市の下水道普及率は、国や県全体に比べ低い状況にあります。また、下水道への接続状況においても、上昇傾向にはありますが、伸び悩んでいる状況です。

下水道の整備には、膨大な事業費が必要となります。本市は住宅地などが市内全域に分散しているため、下水道管の延長が長くなるなどの要因により相対的に事業費が割高となる傾向にあります。このため、効率的な整備区域の拡大による下水道普及率の向上が課題となっています。

下水道加入率も県全体と比較して低い状況にあります。今後は、将来の公営企業会計適用も見据え、事業の健全な運営を行っていくためには戸別訪問などによる加入促進を強化し、使用料収入を確保する必要があります。

取 り 組 み の 方 針

公共下水道の整備を計画的に推進し、未普及区域の解消を図り、併せて健全な運営に努め、安定した下水道事業を進めます。

図表-39 下水道事業などの推移

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 供用開始面積 (ha) | 464.4 | 467.9 | 476.5 | 483.9 | 489.6 |
| 供用開始件数 (件) | 3,975 | 4,002 | 4,085 | 4,148 | 4,193 |
| 加入件数 (件) | 2,779 | 2,920 | 3,069 | 3,182 | 3,269 |
| 下水道普及率 (%) | 27.3 | 27.7 | 28.4 | 29.1 | 29.5 |
| 下水道加入率 (%) | 63.9 | 65.8 | 66.8 | 68.4 | 68.1 |
| 生活排水処理総合普及率 (%) | 59.2 | 60.0 | 60.8 | 61.7 | 62.4 |

出典：上下水道課

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 下水道の加入促進

下水道未加入者への戸別訪問を定期的を実施し、下水道加入率の向上を図るとともに、排水設備の適正な設計審査および完了検査を実施し、指定工事店への法令順守の徹底を求めています。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|-------|
| 下水道加入促進事業 | 上下水道課 |
| 下水道受益者負担金賦課徴収事業 | |
| 下水道使用料賦課徴収事業 | |
| 排水設備の設計審査および検査事業 | |
| 排水設備指定工事店の指定および指導事業 | |

(2) 下水道施設などの適切な管理

下水道整備事業に対する継続的な財源確保や効率性追求に努め、整備計画区域内の早期整備実現を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|-------|
| 污水管布設事業 | 上下水道課 |
| 公共汚水柵設置事業 | |
| 下水道台帳整備事業 | |

市民の役割

- 下水道に対する理解を深め、下水道が整備された区域では、迅速に下水道への接続を図り、整備効果の向上に努めます。
- 下水道を使用する際は、法令などの環境基準に適合した水質の下水を流すように取り組みます。



下水道用カラーマンホール蓋図柄

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策7 河川

現 状 と 課 題

本市には、鬼怒川や小貝川をはじめ一級河川が8河川あり、そのうち国管理が2河川、県管理が6河川となります。また、木田川など市管理の準用河川は3河川となります。一級河川は、継続的に改修事業が進められており、近年では、鬼怒川、小貝川の堤防補強工事や護岸補修工事、流下断面確保のための河道掘削工事、北台川堤防補修工事などが実施されました。

鬼怒川には無堤防区間や断面不足の区間があり、平成27年9月の関東・東北豪雨では、前河原地区で溢水が発生し、甚大な被害となりました。また、小貝川では下流から中流部にかけて、断面不足や漏水の恐れのある箇所が一部存在しています。鬼怒川緊急対策プロジェクトにより前河原地区に堤防が整備されましたが、今後も継続して築堤および補強工事などを強く要望し、治水の向上に努める必要があります。

国や県に改修を働きかけていくとともに、市管理の準用河川について整備を推進する必要があります。

河川環境の保全には鬼怒川・小貝川クリーン大作戦などへの市民ボランティア活動が不可欠であり、今後も活動の充実を促進する必要があります。

河川の利活用については、鬼怒川や小貝川の河川敷やその周辺は、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校など市民の身近な憩いとふれあいの場として利用されており、小貝川のフラワーフェスティバル、鬼怒川の花とふれあいまつり、Eボート大会などのイベントが実施されています。今後も利活用の充実を図る必要があります。

取 り 組 み の 方 針

国、県などの関係機関と連携し、自然環境を整備し、水害の発生を防止するための堤防の設置、河川の維持修繕を行い、河川の整備・保全を図ります。

図表-40 市内河川の状況 (Km)

| 区 分 | 総流路延長 | 下妻市区域延長 | 区 間 | 管理者 |
|------|-------|---------|---------|-------|
| 鬼怒川 | 176.7 | 12.3 | 平方～皆葉 | 国土交通省 |
| 小貝川 | 111.8 | 11.2 | 中郷～鯨 | |
| 糸織川 | 13.8 | 7.7 | 福田～比毛 | 茨城県 |
| 高木川 | 7.5 | 5.3 | 中郷～比毛 | |
| 北台川 | 6.5 | 5.2 | 江～前河原 | |
| 内沼川 | 1.6 | 0.5 | 福田～大宝 | |
| 山 川 | 9.3 | 1.3 | 村岡～村岡 | |
| 八間堀川 | 16.9 | 4.4 | 肘谷～鯨 | |
| 尻手川 | 3.2 | 3.2 | 平方～尻手 | 下妻市 |
| 宇坪谷川 | 0.6 | 0.6 | 宇坪谷～宇坪谷 | |
| 木田川 | 2.1 | 2.1 | 大木～福田 | |

出典：建設課

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 河川の整備・保全

一級河川の鬼怒川や小貝川の河川改修を国に強く要望するとともに、内沼川、八間堀川の早期改修を県に要望します。

また、市管理の準用河川の尻手川や宇坪谷川の整備を目指します。

河川環境の保全を図るため、関係機関と連携して市民ボランティア活動を支援するとともに、ゴミの不法投棄の防止など河川美化運動を市民、関係機関と連携し推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-----|
| 鬼怒川・小貝川クリーン大作戦 | 建設課 |

(2) 河川の利活用

「鬼怒川緊急対策プロジェクト+1（プラスワン）」として実施する「下妻市かわまちづくり事業」により、国、県、近隣市と連携してサイクリングロードの整備を推進します。

また、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校のイベントや余暇活動での利活用など、市民の身近な憩いとふれあいの場所として、河川の有効的な活用を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------------|---------|
| かわまちづくり事業（サイクリングロード等整備） | 建設課、企画課 |
| ★小貝川ふれあい公園に係る事業 | 都市整備課 |
| ★鬼怒川水辺の楽校に係る事業 | |
| ★青龍楽校 | 生涯学習課 |
| ★小貝川フラワーフェスティバル | 商工観光課 |
| ★花とふれあいまつり、Eボート大会 | |

市民の役割

● 身近な憩いとふれあいの場として河川を利用します。河川の美化活動にも取り組みます事業者は、河川を汚濁させないように、基準を守ります。

【Eボート大会】 人々が気軽に川に集まり、川で交流するために考え出された交流のためのボート大会。Eボートは、子どもから高齢者まで、誰もが簡単に操作できる10人乗りの手漕ぎボート。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策8 排水路

現 状 と 課 題

都市下水路は、市街地の雨水排除を目的に整備された施設です。本市における都市下水路の整備は完了し、本市と常総市との流域2市で整備を進めている江連都市下水路は、現在、下流部の常総市において整備中であり、その事業費の一部を負担しています。

市街地排水路は、栗山排水路、小野子排水路など多数存在しています。しかし、整備完了から年数が経過し、老朽化などにより排水能力の低下している排水路も一部見受けられます。

近年の宅地開発や台風、集中豪雨などにより水路の排水能力を上回る一時的な冠水が発生しており、排水能力の向上や適切な維持管理を図ることが必要となります。また、良好な環境を守るため、家庭や事業者などからの排水について、法令順守を求めていく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

都市下水路および市街地排水路の維持管理を適切に実施するよう努めます。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 都市下水路、市街地排水路の維持・管理

排水能力の低下防止および衛生美化を図るため、都市下水路、市街地排水路の適切な維持・管理を図るとともに、市民や事業者へ法令の周知を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-------|
| 都市下水路の維持管理事業 | 上下水道課 |
| 市街地排水路の維持管理事業 | 建設課 |

市民の役割

- 自宅や事業所などの敷地内においては、透水性舗装を使用したり、雨水浸透ますや雨水貯留槽を設置し、雨水を地下に浸透させ雨水排水の集中を緩和するよう取り組みます。また、雨水を散水用を使用するなど、雨水の再利用に努めます。
- 良好な環境を守るため、自宅や事業者などからの排水について、法令などの水質基準の順守に努めます。



愛宕都市下水路



竜沼都市下水路



江連都市下水路

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

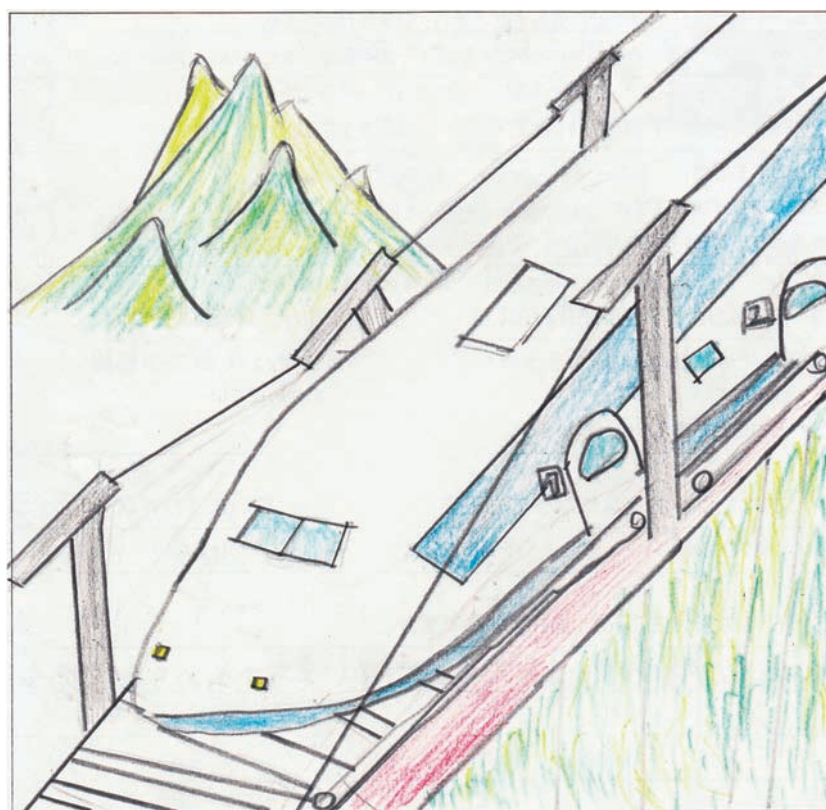
**基本計画⑤
都市基盤**

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

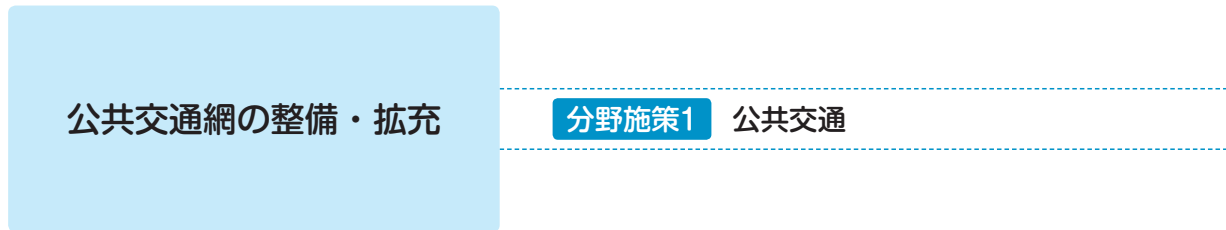
市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策3 公共交通網の整備・拡充（公共交通）

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|----------------|----------------|
| 下妻駅の乗降客数 | 1,655人/日 (H28) | 1,808人/日 (H34) |
| コミュニティバス「シモンちゃんバス」の利用者数 | 658人/月 (H28) | 1,200人/月 (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|-------------|-----|-----------|
| 地域公共交通網形成計画 | 企画課 | 平成28～32年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策1 公共交通

現 状 と 課 題

本市の鉄道は、関東鉄道常総線が国道294号に並行して市域のほぼ中央部を南北に縦断しています。市内には、北から騰波ノ江、大宝、下妻、宗道の4つの駅があり、そのうち下妻は快速停車駅となります。各駅前には「パーク＆ライド無料駐車場」の設置など利便性が向上しており、平成27年9月の関東・東北豪雨災害からの復旧後は、徐々に利用者が増加している傾向にあります。

市内の路線バスは、下妻駅と土浦駅を結ぶ路線と下妻駅とつくばセンター（つくばエクスプレス線つくば駅）を結ぶ2路線が主体で、関東鉄道と関鉄パープルバスが運行しています。近年では利用者の減少により減便措置がなされましたが、基幹的な公共交通として路線の維持に努める必要があります。

市では、「高齢者福祉タクシー利用料金助成事業」および「障害者福祉タクシー利用料金助成事業」を実施しており、高齢者や障害者の移動手段としてタクシーが活用されています。しかしながら、市内のタクシー運営会社は、利用者の減少や後継者不足などから減っています。タクシーは高齢者や障害者など交通弱者の重要な移動手段の一つであることから、今後も行政と民間の連携によりサービスを継続していくことが求められます。

コミュニティバス事業として、ビアスパークしもつまから中心市街地および下妻駅を經由し、小貝川ふれあい公園までの約9kmを1日当たり8往復16便で、平成29年1月から実証運行を開始しました。今後、市民ニーズを調査しながら、運行ルートや時刻表などの調整を行っていく必要があります。また、公共交通の発展は、市民の利便性が向上するとともに、地域の活性化にもつながることから、広域での地域公共交通網の拡充を関係機関と連携していくことが急務となります。

取 り 組 み の 方 針

地域の特性に適した移動手段の確保に努めるとともに、移動の利便性向上を図ります。



コミュニティバス「シモンちゃんバス」

【パーク＆ライド】 末端交通機関である自動車（または原付や軽車両）を郊外の公共交通機関乗降所（鉄道駅やバス停留所など）に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 公共交通網の整備・拡充

鉄道対策では、沿線自治体と連携する各種協議会、期成同盟会などに参画し、公共交通の整備促進・利用促進を推進するとともに、国、県に対し要望活動などを実施します。

路線バス対策として、沿線自治体やコミュニティバスとの連携を図りながら、現状路線の維持・確保に努めます。

コミュニティバスの市民ニーズに合わせ、運行ルートや時刻表を適宜変更して、本格運行を目指すとともに、市民の日常生活の移動を確保する地域公共交通について調査・検討を行います。

高齢者や障害者の移動手段の確保に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--|-----------|
| ★常総線活性化事業 | 企画課 |
| ★コミュニティバス運行事業 | |
| その他の公共交通に係る事業（高齢者福祉タクシー利用助成、障害者福祉タクシー料金助成制度など） | 福祉課、介護保険課 |

(2) 公共交通を支える仕組みづくり

市民などが手軽に公共交通の路線や運行状況が把握できるようにチラシやパンフレットの配布をはじめ、インターネットを通じたリアルタイムなバス運行情報など多様な媒体による情報提供を行います。

鉄道やバスから乗り継いで広い範囲を移動できるようにコミュニティサイクル（レンタサイクル）の整備、拡充を図ります。

コミュニティバスの導入を契機として、「過度に自動車に頼る状態」から自発的に公共交通や自転車、徒歩などへ転換してもらえるように、多様な手法でモビリティ・マネジメントを実施し、公共交通の利用を促進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------|-------|
| 公共交通の情報提供 | 企画課 |
| ★モビリティ・マネジメント事業 | |
| ★コミュニティサイクル事業 | 都市整備課 |

市民の役割

● 渋滞緩和や環境汚染対策、鉄道・バス路線維持のため、積極的に公共交通を利用します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

まちづくりの目標6 ▶ 市民協働、行財政運営

市民と共に次世代を築く「自立したまち」

● 基本方針

市民主体のまちを目指し、一人ひとりが地域やまちづくりの担い手として活動することにより、誰もが本市に誇りを持つことのできる協働のまちづくりへの取り組みを推進します。

また、公共の福祉、市民サービスの向上を図るため、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることで、開かれた市政と、安定した行財政運営への取り組みを推進します。

これにより、市民と共に未来を歩み、新たなまちを作り出すことのできる下妻市を掲げ、「市民協働、行財政運営」の向上を目指します。

● 目標体系



まち・ひと・しごと創生総合戦略

※総合戦略体系に基づく「具体的施策」

| | |
|------------------|-------------------------|
| 1-1-1 中心市街地の活性化 | 1-2-1 公共施設のマネジメント強化 |
| 1-3-1 市民協働のまちづくり | 2-3-2 ブランド戦略とシティプロモーション |

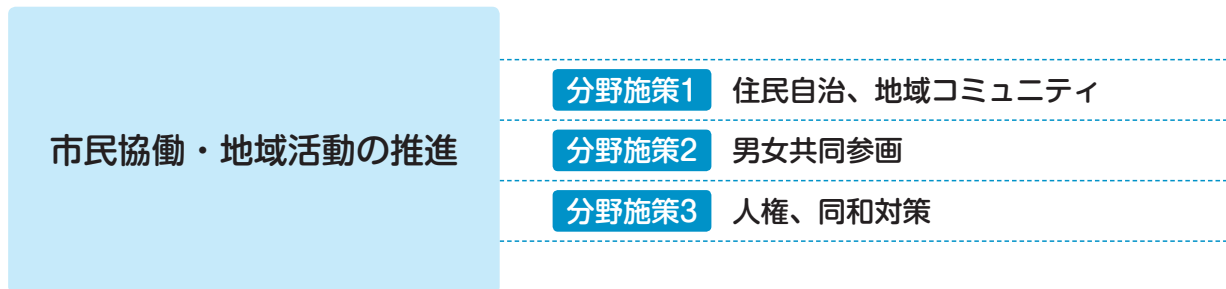
● 成果指標

アンケート指標（市民が思う割合）

| 指標名 | 現状値 (H28) | 目標値 (H34) |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 市民協働の施策に関する満足度（市民意識調査） | 21.5% | 40.0% |
| 行政に対する意見・提言のしやすさ（市民意識調査） | 22.6% | 40.0% |

基本施策1 市民協働・地域活動の推進 (市民協働、地域活動)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標（統計による指数）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|-------------|-------------|
| 市民協働のまちづくり推進交付金実施件数 | 6件 (H28) | 8件 (H34) |
| 審議会などへの女性の登用率 | 23.4% (H29) | 30.0% (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|-------------|-------|-----------|
| 男女共同参画推進プラン | 市民協働課 | 平成29～33年度 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策1 住民自治、地域コミュニティ

現 状 と 課 題

行政情報の周知や市民の意向を把握するために区長（自治区長、代表区長）を設置していますが、高齢化や防災、防犯などの身近な課題について、自治会などの地縁団体が果たす役割が重要になってきています。

市民のコミュニティ意識の高揚に伴い、協働のまちづくりを推進してきましたが、市民のまちづくりへの参画や多様な主体による公益的な活動が行われている一方で、人口減少による担い手不足や自治活動が困難になることが懸念されています。

「大好きいばらき県民会議」から委嘱を受けた「ネットワーカー（県民運動地域推進員）」は、「魅力あふれる下妻づくり」と「やさしさとふれあいのある茨城づくり」を目指し、活動しています。下妻市ネットワーカー等連絡協議会は「花とふれあいまつり」や「ふるさとまつり連合渡御」などのイベントに参加し、「住みよく魅力あふれる下妻」をアピールしていますが、人々の価値観やニーズの多様化に伴い、家庭や地域、職場におけるつながりや連帯感が希薄化する傾向にあります。

取 り 組 み の 方 針

自治会や市民団体などが行う公益的な活動を支援するとともに、身近な課題解決や地域の活性化につながる協働の取り組みを推進します。



別府コミュニティセンター運営委員会による
高齢者との「そば会」



下田自治会による環境美化活動

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 地域住民による自治活動の支援

地域の状況に応じ、自治会などのコミュニティ活動を支援するとともに、地域の要望や意見が市に届く仕組みづくりを進めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-------|
| 自治区長に関する事務事業 | 市民協働課 |
| 地域要望予算事業 | |
| 広報紙などの仕分け・配送事業 | |
| 地域集会施設整備事業 | |

(2) 市民協働のまちづくりの推進

市民一人ひとりの活躍の機会を創出するとともに、地域で活動する団体の公益的な取り組みを支援し、市民協働のまちづくりを推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|-------|
| ★市民協働のまちづくり事業 | 市民協働課 |
| 下妻市ネットワーカー支援事業 | |

市民の役割

- 市民一人ひとりが市民活動やまちづくり事業に協力、参画します。
- 自治会や市民活動団体、民間事業者などの多様な主体がお互いを尊重するとともに、お互いの得意分野を生かした活動を行うことで、地域課題の解決に取り組みます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策2 男女共同参画

現 状 と 課 題

少子高齢化の進展とともに労働力人口の減少や出生数の減少、未婚率の増加、30歳から34歳の女性の年齢階級別労働力率の低下（M字カーブ）、国際化など、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化による新たな課題に対応させるため、「第3次下妻市男女共同参画推進プラン（2017～2021）」が策定されました。男女の平等や性別役割分担意識については「男性の方が優遇されている」と感じている市民は多く、社会全体で意識改革へ取り組むことが必要となります。

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が10年間の時限立法として国会で成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、事業主（国や地方公共団体、民間企業など）は、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられました。

取 り 組 み の 方 針

市民、事業所などの多様な主体との連携・協働による実践的活動に取り組み、充実した心豊かな生活の実現を目指します。



ファミリークッキング事業
～祖父母とクッキング～

● 取り組みの概要

行政 の役割

(1) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会形成の推進を図るため、一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、市民、企業、学校、行政が一体となって男女共同参画社会を築いていく推進体制を整備し、意識の改革と相談体制の充実を図ります。

また、計画の策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」および茨城県の「男女共同参画基本計画」との整合性を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|-------|
| 下妻市女性団体連絡会事業 | 市民協働課 |
| 男女共同参画推進啓発事業 | |
| 男女共同参画推進事業 | |
| 男女共同参画推進プラン進行管理事業 | |

(2) 女性の活躍の場の拡大

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるよう支援し、豊かで活力あるまちづくりを目指します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-------|
| 女性活躍推進法推進啓発事業 | 市民協働課 |

市民 の役割

- 男女がともに個性を認め合い、理解して、家庭生活や地域の中で固定的な役割分担をなくし、お互いを尊重し合い活動します。
- 職場、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画に向けて取り組みます。
- 事業者や団体は、労働者の職業生活と家庭生活との両立が性別に関わりなく図られるようにするため、就労環境の整備に努めます。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策3 人権、同和対策

現 状 と 課 題

人権は、一人ひとりが幸せに生きるための権利です。日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。憲法をくらしに生かし、人権尊重に関する理解と認識を高め、信頼・尊重し合える社会を築いていくことがまちづくりの基本となります。

市民の人権に対する意識と理解は、高まってきている一方で、人権問題はますます多様化、複雑化しています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど人権に関する法令や諸施策が図られてきていますが、依然として、同和問題をはじめ、障害のある人、女性、高齢者、子どもなどに関するさまざまな人権問題が存在します。さらに、情報化社会の進展に伴い、インターネット上における差別的書き込みによる人権侵害など新たな人権問題が生じてきています。

こうした課題を解決するためには、市民一人ひとりが人権や人権問題について正しく理解するとともに、相手の立場を尊重できる豊かな人権感覚を身に付けることが必要となります。そのための、人権教育、人権啓発の推進がより一層必要となります。

市民のさらなる人権意識の定着、高揚に向けて、関係団体との連携をはかり、幅広い取り組みを実施する必要があります。

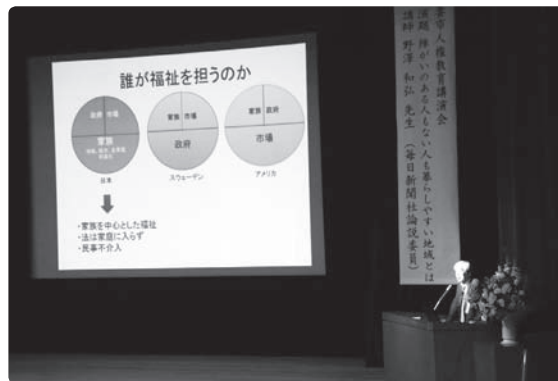
知的障害、精神障害、認知症などのため判断能力が十分でない方々の財産や権利を守る成年後見制度の必要性が高まっています。

取 り 組 み の 方 針

市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、差別のない明るい社会を目指します。



社会を明るくする運動



人権教育講演会

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 人権教育・人権啓発の推進

関係機関と連携を図り、適切な相談対応を図るとともに、学校教育や地域における社会教育・企業内教育など、あらゆる場面・活動を通じ、人権が尊重される明るい社会を実現するため、人権教育・啓発を行います。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|---------------|
| 人権教育・啓発事業 | 福祉課、生涯学習課、指導課 |

(2) 人権相談の充実

人権について、気軽に相談できる地域に根ざした人権相談を開催します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------|-----|
| 人権相談 | 福祉課 |

(3) 国、県などとの連携強化

人権を大切にするという共通の意識を高めるため、国、県などと連携を図り人権教育、人権啓発を総合的に推進します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----|
| 国、県などとの連携強化事業 | 福祉課 |

(4) 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の利用促進を図るため、より一層の普及啓発に取り組みます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----------|
| 成年後見制度の普及啓発事業 | 介護保険課、福祉課 |

市民の役割

- 市民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、生活の中で人権に配慮した態度や行動をとります。
- 事業者や団体は、人権の意義や重要性の認識を深めるため、従業員に対し研修会や講演会などへの参加を促し、業務に反映させるよう努めます。

【成年後見制度】 自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

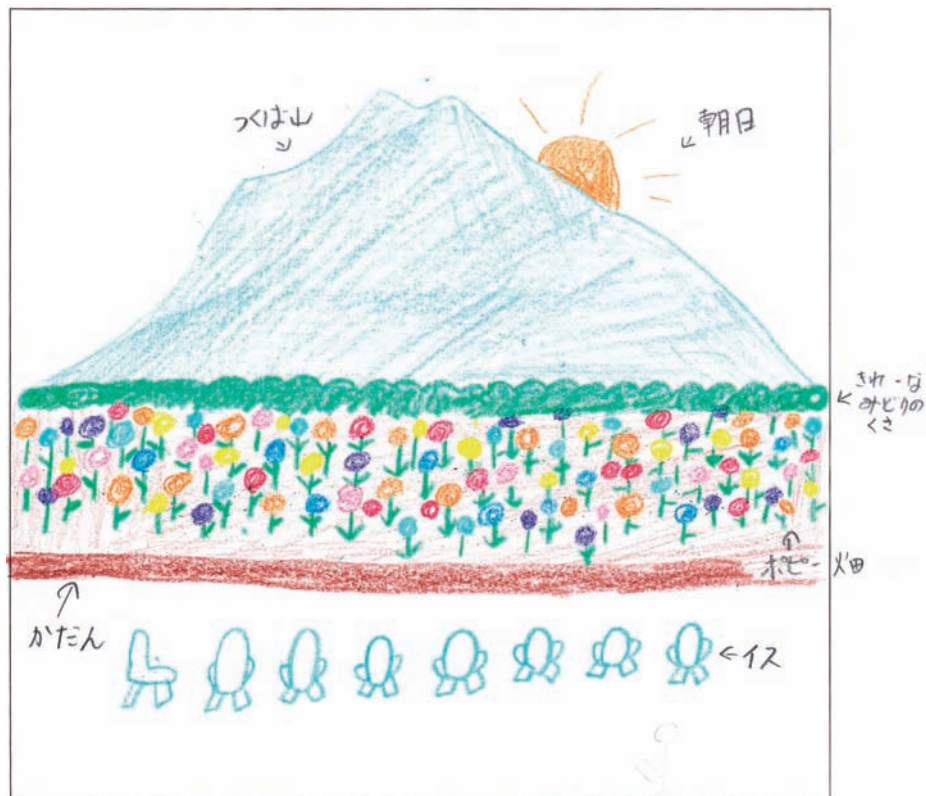
基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

基本施策2 自立した行財政運営 (広域連携、行財政運営)

● 施策体系



● 管理指標

統計指標 (統計による指数)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|---------------------------------------|--|
| ホームページへのアクセス件数 | 192,646件 (H28) | 230,000件 (H34) |
| 経常収支比率 | 92.0% (H28) | 90%以内 (H34) |
| 健全化判断比率 | 実質公債費比率 8.3% 将来負担比率 71.7% (H28) | 実質公債費比率 10%以内 将来負担比率 80%以内 (H34) |
| 市税徴収率 (現年分) | 98.9% (H28) | 99.0% (H34) |

● 関連する主な計画

| 計画名 | 担当課 | 計画期間 |
|---------------|-----|-----------|
| 公共施設等マネジメント計画 | 財政課 | 平成29～58年度 |
| 行政改革プラン | 企画課 | 平成30年度～ |
| 人材育成基本方針 | 総務課 | 平成21年度～ |
| 定員管理計画 | | 平成28～32年度 |

【健全化判断比率】 財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の総称。

● 主要な取り組みの概要

分野施策1 広報広聴、情報公開

現 状 と 課 題

本市への関心を深めてもらうことを目的に、ホームページやSNSなどにより行政情報や観光情報を提供し本市の魅力をアピールしていますが、常に最新の情報を提供することや、発信すべき内容を充実させることが課題となります。

行政による情報発信の必要性を職員が理解し、適切な情報提供を行うとともに、求められている情報と発信情報のマッチングなど、適切なニーズの吸い上げが必要となります。

広聴活動では、市長と区長との対話集会や市民団体とのタウンミーティング、パブリック・コメントなどにより、市民のさまざまな意見を聴取し、市政に反映させることで市民協働のまちづくりを推進してきました。今後も市民協働のまちづくりを推進するため、インターネットを活用した広聴機能・活動も拡充するなど、市民の市政への参加意識の向上や参加機会の拡大が求められています。

情報公開制度を適正に運用し、市民の理解と信頼のもとに、引き続き公正で開かれた市政を推進していく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

効果的な情報発信・情報収集を行うため、広報広聴機能の充実を図るなど情報提供施策を推進し、また、市民の請求に応じる情報公開制度の適正な運用に努めます。



下妻市公式facebook いやどうも下妻

【タウンミーティング】 主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする集会。一般には行政当局または政治家が実施する対話型集会。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 広報活動の強化

分かりやすく親しみのある「広報しもつま」や「広報しもつまお知らせ版」づくりに努め、インターネットを活用したSNSなどによる積極的な行政情報やまちづくり情報の発信に努めます。また、市民のアクセス利便の向上を図るため、新しいホームページ更新システムへの入替を検討するとともに、情報の適宜更新・発信、普及が進んでいるスマートフォンからのアクセスをより便利なものとしします。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|---------|
| 広報紙発行事業 | 秘書課 |
| 下妻市公式ホームページの企画・運営 | 秘書課、総務課 |

(2) 広聴活動の充実

複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、各部署において、身近で相談しやすい市民相談体制づくりを推進します。また、市民の意見が広く行政運営に反映されるよう、広聴体制の整備に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--|----------|
| ★インターネットによる広聴事業 (市公式ホームページ、フェイスブックなど) | 秘書課 |
| 行政相談の周知・広報事務 | |
| パブリック・コメントに関する事業 | 企画課、関係各課 |
| 市長と区長の対話集会 | 市民協働課 |
| 生き生き出前講座 | 生涯学習課 |

(3) 多様な情報媒体の活用

SNSによる情報拡散の有効性などを周知し、市職員が情報を自発的かつ積極的に発信していけるよう、研修や情報提供を行うとともに、市職員と市民投稿者による市民協働の情報発信を通じて、下妻の魅力を確認、再発見しながら、市職員全体および市民などの情報発信力を強化します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------------|---------|
| ★フェイスブック (Facebook) 利活用事業 | 秘書課 |
| 市PRビデオ短編版制作事業 (YouTube掲載) | |
| ツイッター (twitter) 利活用事業 | 総務課、秘書課 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

(4) 情報公開制度、個人情報保護制度の推進

情報公開制度、個人情報保護制度の適正な運用に加え、個人の権利利益の保護と情報の利活用が両立できるよう見直しを検討します。

また、ファイリングシステムに基づく適正かつ効率的な文書の管理を推進し、市民が必要とする文書の検索性を高め、情報公開制度の利便性の向上を図ります。

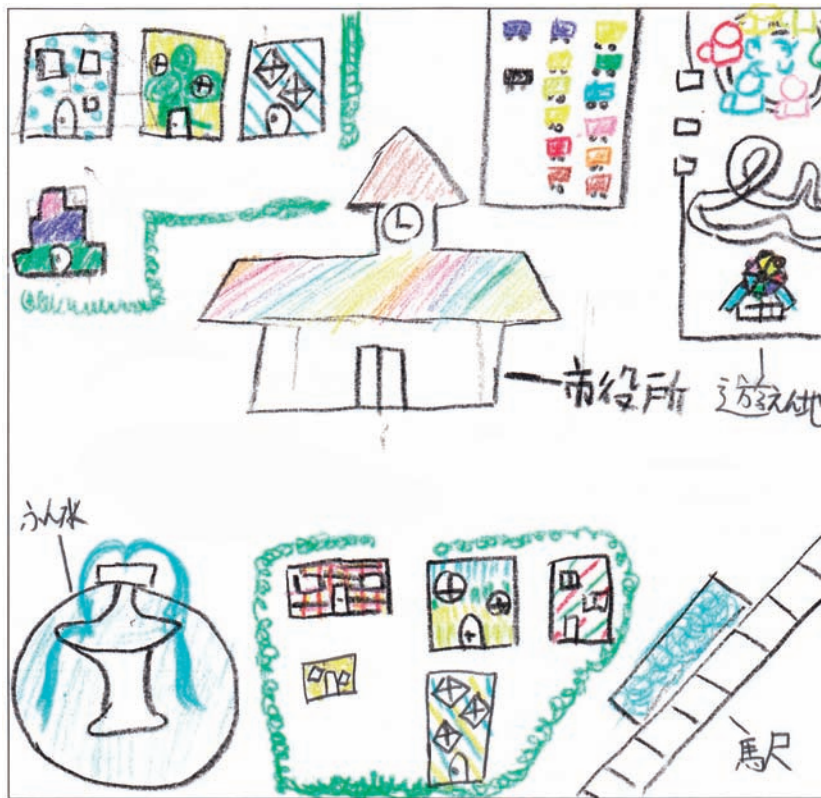
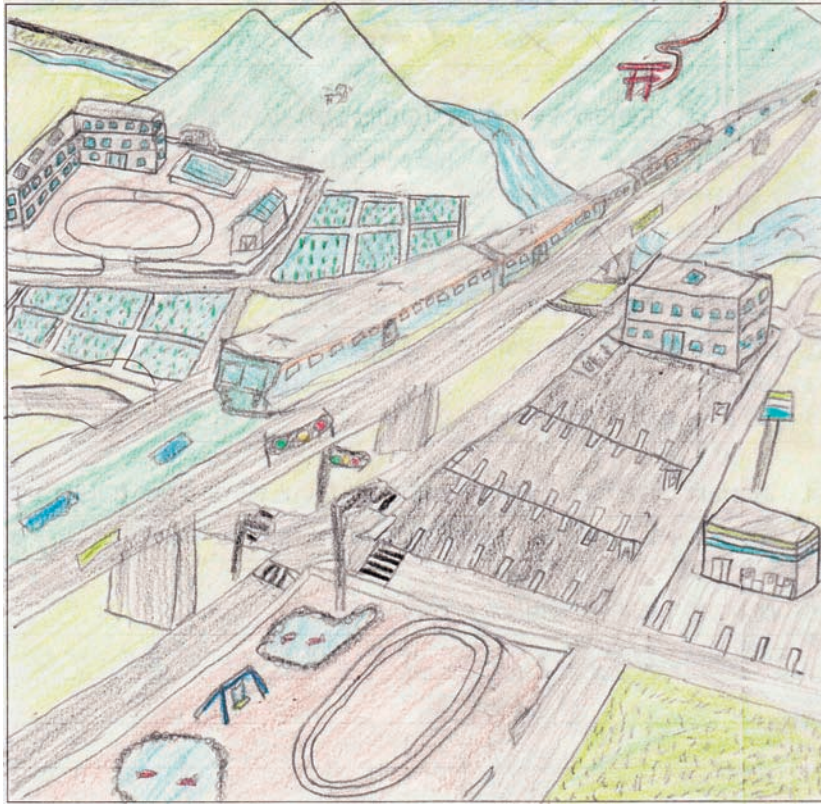
| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|-----|
| 情報公開、個人情報保護に関する事業 | 総務課 |
| 文書管理事業 | |

市民の役割

- 発信された行政情報やまちづくり情報を活用し、自立したまちづくりに参加します。
- さまざまな広聴機会を活用し、意見や要望などを述べ市政に参加します。

【ファイリングシステム】 文書を必要に応じ即座に利用できるよう体系的に整理して保管し、保存又は廃棄に至るまでの一連の制度。

市内小学4年生が希望する将来の下妻市のイメージ図



下妻市小学生ゆめまちづくりアンケートより

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

分野施策2 情報化

現 状 と 課 題

行政サービスの利便性向上を図るとともに、情報発信の迅速化や簡易化を図る上で、各種行政文書、通知などの情報化の推進が求められます。ICT（情報通信技術）を活用し、行政の効率化、公共サービスの向上などを実現するためには電子自治体を目指すことが必要となります。併せて情報漏洩や個人情報保護の観点から、適切な情報管理体制が必要となります。

平成28年1月から行政機関などによる個人番号（マイナンバー）の利用が始まり、平成29年7月からは地方公共団体間での情報連携が開始しています。本市では、制度面や情報システム面など庁内の体制整備がおおむね完了し、平成30年3月からは法定事務のほか、独自利用事務として「医療福祉費支給」と「生活に困窮する外国人に対する生活保護」に関する事務において情報連携に対応しています。今後は、さらなる独自利用事務に係る情報連携の対応を進めるとともに、マイナンバー制度およびマイナンバーカードの利活用について検討していく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

ICTの活用により、行政手続きの電子化を推進するとともに、情報のセキュリティ強化を図り、効率的で迅速な情報管理を行います。また、マイナンバーカードの利便性を調査、研究し、事務の効率化を図るとともに、活用方法を検討します。

【マイナンバー制度】 日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号。社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 情報化の推進

公共サービスにおける情報化を推進し、市民サービスの迅速化および利便性の向上を図るため、さまざまな分野でICTを活用するとともに、情報セキュリティの強化、情報通信基盤の利活用を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------------------------|----------|
| 情報セキュリティの強化 | 総務課 |
| 統合型地理情報システム (GIS) の利活用拡大 | |
| 公共無線LAN整備事業 (Wi-Fi環境整備) | 総務課、関係各課 |
| ごみ分別アプリの運用 | 生活環境課 |
| ★フェイスブック「いやどうも下妻」市民投稿アプリの運用 | 秘書課 |
| ★子育て支援メール「ママサポしもつま」配信事業 | 保健センター |
| ★防災メール配信事業 | 消防交通課 |

(2) マイナンバー制度の利活用

マイナンバー制度を活用し、行政の効率化、市民の利便性、公平・公正な社会の実現を目指します。また、マイナンバーカードにより公共施設や民間における各種サービスが受けられるよう、マイキープラットフォームの活用方法について検討します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------------|----------|
| マイナンバー制度の利活用拡大 | 企画課、関係各課 |

市民の役割

- 市が提供するICTを活用しながら、情報などを的確に受け取り、市政にも参加します。
- マイナンバーカードを取得し、身分証としての利用をはじめ、行政手続きなどのさまざまな場面で活用します。

【統合型地理情報システム(GIS)】 主に地方自治体内の部門において、使用する地図情報（道路、街区、建物、河川など）を統合・電子化し、一元的に維持管理することで、庁内横断型のデータ共用を可能にするシステム。
 【公共無線LAN】 無線通信を利用してデータの送受信を行う無線LANシステムを利用したインターネットへの接続を提供するサービス。
 【マイキープラットフォーム】 マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策3 行財政改革

現 状 と 課 題

少子高齢化の急速な進展に伴い、今後、市税などの収入が伸び悩むとともに、行政サービスに対する市民ニーズの多様化、需要の増加が予想されます。年々、地方分権により住民に最も身近な基礎自治体の役割と責任は増大すると見込まれ、これまで以上に効率的な行政運営が求められます。こうした状況の中、本市は4回にわたる行財政改革に取り組み、効率的かつ効果的な行政運営を目指し、持続可能な行政基盤を整えるべく努力してきました。しかし、これまで重点を置いて進めてきた、職員数の削減や経費の節減といった手法には限界があります。今後の行財政改革を推進していく上で、事務事業の見直しは基本となるものの、職員1人当たりの業務量は増加しており、職員数の削減や、組織の再編整備などによる量的な削減を抑制し、複雑化、多様化する行財政課題への対応に向け、「行政の質を高める改革」へと目を向けていくことも重要となります。機能的かつ効率的な行財政運営を引き続き目指し、時代の変化に対応できる人材育成や組織力強化の推進を図るための行財政改革に取り組むことが必要となります。

近年の社会情勢の変化は目まぐるしく、現在は効果的な施策であっても、数年後には同様の効果が期待できない施策となることが想定されます。全国の自治体では、このような問題に対して定期的に業務の総点検を行う行政評価を導入し解決を図っており、本市でも業務をミクロ的な視点で評価する事務事業評価を実施しています。しかしながら、各事務事業の有効性の検討や、効果的な業務体制の確立のためには、さらに大きな視点（マクロ的な視点）で評価を行う施策評価を実施し、行政評価を積極的に推進していくことが重要です。また、評価結果の市民への公表や職員へのフォローアップなども取り入れながら、継続して実施していく必要があります。

公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っています。一方で、その経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。本市でも平成10年度に設立した第三セクターの株式会社ふれあい下妻が道の駅しもつまとビアスパークしもつまを運営しており、経営の健全化が求められます。

取 り 組 み の 方 針

将来にわたって自主自立したまちづくりを進めていくため、適切な行財政運営を目指し、債務の適正な管理、歳入の確保などに引き続き努めます。

【第三セクター】 地域開発、都市づくりなどのため、国または地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立された事業体。公共的な事業に、民間の資金と能力を導入する民間活力活用の方式の一つ。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 行政改革の推進

第5次の行政改革に関する計画を策定し、行政改革に対する職員への意識付けや能力の向上、業務改善などを促進します。また、行政改革懇談会における外部評価により、PDCAサイクルを活用した改革を進めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-----|
| 行政改革推進事務 | 企画課 |

(2) 行政評価の拡充

内部の事務事業評価による事業の見直しだけでなく、施策評価や外部評価などの実施についても検討を進めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-----|
| 行政評価推進事務 | 企画課 |

(3) 第三セクターの適切な管理・指導

第三セクターの運営にあたり、市が出資している趣旨を十分考慮の上、経営の健全化に向けて経営状況を注視します。

市民の役割

- 行財政改革に対する理解を深め、その達成状況を評価します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

【PDCAサイクル】（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）は、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

分野施策4 財政

現 状 と 課 題

従来の会計では見えにくかった減価償却費などのコスト情報や資産、負債のストック情報を明らかにしていくため、企業会計的手法を取り入れた発生主義による公会計制度の推進に取り組んでおり、平成27年度からは統一的な基準による財務書類の作成、公表を行っています。

統一的な基準による財務書類により、経年比較、類似団体との財務指標の比較、分析を行うことで、市の財政状況の特徴や課題を明らかにするとともに、事業別、施設別の行政コストを算出し、受益者負担の適正化や施設の統廃合の検討、予算編成などに活用していく必要があります。

市民に対してもわかり易い財政状況の公表を行うことで、財政状況の透明性の確保や説明責任を果たすことが求められます。

歳入の根幹である市税は、これまでの企業立地の推進による成果もあり、平成28年度決算では55億7千万円と過去最高額となりました。人口の減少による減収が懸念されますが、当面は安定的に推移するものと予想しています。一方で、市税に次いで歳入に占める割合の高い普通交付税は、平成27年度までは合併による特例措置を受けて30億円以上を確保することができましたが、平成28年度は段階的な削減が開始となり29億2千万円に減少し、特例措置終了後の平成33年度は25億円程度になると見込まれます。

市債については、安全の確保を最優先に、学校施設耐震化事業を推進するとともに合併特例債を活用した幹線道路整備事業や中心市街地活性化事業などの重点施策の実施により、平成26年度から平成28年度においては毎年度20億円を超える借入額となりました。

歳出では、少子高齢社会の進行から扶助費などの社会保障関連経費は増加傾向にあり、市債の返済金である公債費においても借入額の増加により上昇が見込まれます。

自主財源の拡大を目指しながら、建設事業などの投資的な経費を抑制し、公債費負担の軽減を図ると同時に、事務事業の徹底した見直しによる経常的な経費の削減を図る必要があります。

取 り 組 み の 方 針

将来を見据えた財政の健全化を実現し、自主財源の確保を常に視野に入れながら、自立した都市、財政基盤を構築するための財政健全化を推進します。

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 財務書類の活用

施設ごとの行政コスト計算書を作成し、施設使用料の適正化や統廃合の検討を進めるとともに効率的な予算編成に活用します。

財務書類によるコスト分析や予算、決算に関する資料などの充実を図り、透明性、説明責任の観点から財政状況、将来見通しについても市民へ分かりやすく周知します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-------------------|-----|
| 統一的な基準による財務書類作成業務 | 財政課 |
| 財政状況の公表 | |

(2) 自主財源の確保

ふるさと納税による寄附金や企業広告など、多様な収入の確保に努めます。

新たな財源を積極的に発掘し、市の財政健全化に寄与します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--------------------|-----|
| 企業広告に関する事務 | 秘書課 |
| ふるさと下妻寄附制度（ふるさと納税） | 企画課 |
| 公有財産貸付事務 | 財政課 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

【ふるさと納税】 日本の個人住民税の制度の一つで、日本国内の任意の地方自治体（都道府県、市町村および特別区。以下同じ）に寄付することにより、寄付した額のほぼ全額が税額控除されるもの。

分野施策5 税政

現 状 と 課 題

市税の公平で適正な課税徴収は、市民から常に求められます。社会保障と税の一体改革など税を取り巻く環境の大きな変化に確実に対応していく必要があります。

近年、納税者の市税に対する関心が高まっており、課税の経緯を明確かつ詳細に説明することが求められていることから、資料をきめ細かく整備する必要があります。

滞納額については、滞納処分により縮減してきました。しかしながら、依然として多額となっていることから、早期着手や徹底した財産調査による滞納処分とそのノウハウの定着化を進めていく必要があります。

取 り 組 み の 方 針

公平かつ適正な課税、徴収により、市財政の安定を図ります。

図表-41 市税収入および徴収率

| 区 分 (平成) | 現年度分 | | | 滞納繰越分 | | | 合 計 | | |
|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 調定額 (千円) | 収入額 (千円) | 徴収率 (%) | 調定額 (千円) | 収入額 (千円) | 徴収率 (%) | 調定額 (千円) | 収入額 (千円) | 徴収率 (%) |
| 26年度 | 5,532,670 | 5,449,527 | 98.5 | 326,294 | 90,376 | 27.7 | 5,858,964 | 5,539,903 | 94.6 |
| 27年度 | 5,532,099 | 5,472,388 | 98.9 | 271,659 | 77,382 | 28.5 | 5,803,758 | 5,549,770 | 95.6 |
| 28年度 | 5,569,196 | 5,505,479 | 98.9 | 223,744 | 62,293 | 27.8 | 5,792,940 | 5,567,772 | 96.1 |

出典：収納課

● 取り組みの概要

行政の役割

(1) 公平かつ適正な税務行政の推進

環境変化に即応し、市税の課税から徴収まで一貫して公平かつ適正な事務を進めることができるよう税務課、収納課一体となって取り組んでいきます。

マイナンバー制度への確実な対応などにより、一層の公平かつ適正な課税徴収を行います。

課税に関する専門技術の活用などにより適正な決定を行います。

さらに、租税教室などを通して市民の税金に対する知識を深め、税務行政への理解を得られるよう努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|-----------|-----|
| 個人住民税課税事業 | 税務課 |
| 法人市民税課税事業 | |
| 固定資産税課税事業 | |
| 軽自動車税課税事業 | |
| たばこ税課税事業 | |
| 入湯税課税事業 | |
| 市民税申告受付事業 | |

(2) 税負担の公平性の確保

口座振替など便利で確実な納付手段の利用を促進するとともに、納付機会の拡大など納付しやすい環境の整備を進め、市民サービス向上と滞納発生防止を図ります。

また、生活困窮などの理由により納税できない方に対しては、分納や徴収猶予などの措置を講じる一方で、納税資力のある滞納者に対しては、財産差押などの滞納処分や茨城租税債権管理機構の活用を図り、滞納整理を進めていきます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------|-----|
| 納税推進事業 | 収納課 |
| 滞納処分事業 | |

市民の役割

- 適正な申告と期限内納税に努めます。
- 税に関する理解を深め、税務調査などに協力します。

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

分野施策6 行政経営

現 状 と 課 題

定員適正化計画に基づき職員数の削減に取り組んできましたが、国、県からの権限移譲に伴う事務量の増大に対応しつつ質の高い市民サービスを提供するためには、年齢構成などにおいて均衡のとれた定員管理を行う必要があります。

地方公共団体の役割が拡大し、自己決定・自己責任の原則に基づいた自治体経営が求められています。限られた財源の中で地域の特色を最大限活用するためには、政策形成の担い手となる職員の総合的な人材育成を行う必要があります。

窓口サービスについては、市民ニーズおよび法改正などによる行政事務が年々増大し、複雑化していることから、高度化、迅速化に対応できる効率的な事務処理のほか、分かりやすい窓口体制の構築など、質の高いサービスの検討、提供に努め、窓口サービスにおける正確性・迅速性・快適性を確保することにより、市民の満足度を高めていく必要があります。

交通や都市化の進展に伴い、市民の日常生活や経済活動が広域化しています。また市民ニーズや地域の課題が多様化、複雑化しており、厳しい財政状況の中で、単独の自治体でそのすべてに行政サービスに対応していくことは困難になります。このため関係自治体などとの連携による行政の広域化が進められています。

本市においても、一部事務組合により消防、救急やごみ処理などの事務で共同処理を行っているほか、県西地域総合振興協議会などの活動を通じた関係機関に対する要望活動や各種事業、つくば市を中心とした公共交通の広域連携に取り組んでいます。今後、さらなる行政サービスの効率化や地域の魅力創出、地域産業の活性化などを進めるため、「定住自立圏構想」など広域連携の推進について検討する必要があります。

まちなかのにぎわい創出や地域公共交通の整備など、活力あるまちづくりを進めるにあたり、筑波大学と連携しながら事業を展開してきました。今後、学生を含む若者など幅広い世代の声を反映させることや、企業や団体ともさまざまな分野においても協働し、産官学連携により各種事業を推進していくこと必要となります。

住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務、権限の市町村への移譲が進められており、住民に身近な行政手続きについては市町村において処理するものが増えています。

本市においても広い分野で多くの事務が移譲されています。このような状況の中、これまでの国主導の地方全体に共通する取り組みから、今後の地方分権改革は地方の個性を生かし自立した地方をつくることを目指し、地域における実情や課題に精通した地方の発意に根差した取り組みを行う改革スタイルへと転換しています。

取 り 組 み の 方 針

行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します。

【定住自立圏構想】 地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度の地方都市に都市機能を集約し、周辺市町村と連携しながら自立した広域定住圏をつくる構想。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 定員管理

定員管理計画に基づき部門別職員数の適正化と年齢構成の平準化に努めながら、計画的に職員を採用し、必要な職員数を確保します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|----------|-----|
| 計画的な職員採用 | 総務課 |

(2) 人材育成

人材育成基本方針に基づき各種職員研修を実施するとともに、適正な人事管理に努め、職員の資質と能力の向上を図ります。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------|-----|
| 効果的な職員研修・人事管理 | 総務課 |

(3) 窓口サービスの向上

市民にとってわかりやすく利用しやすい窓口サービスを目指し、市民ニーズに対応した迅速かつ質の高いサービスの提供に努めます。

窓口サービスにおける事務手続の迅速化・効率化や職員の接遇の向上、各種の窓口業務を統合化するための総合窓口サービスなどの検討、コンビニ交付事業の検討など、窓口体制の向上に取り組みます。

(4) 広域連携の推進

他自治体との広域連携を推進し、各種行政サービスを協力して実施します。また、鬼怒川・小貝川サイクリングロードなど地域の特性を生かしながら新たな取り組みとして広域観光にも取り組みます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|--|-------------------------|
| 一部事務組合で共同処理する事業 (消防、ごみ処理、し尿処理、葬祭場など) | 企画課、生活環境課 |
| 地域課題を共有する他自治体との連携事業 (公共交通、観光振興、災害時相互応援など) | 企画課、商工観光課、 消防交通課、建設課 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、
行財政運営

リーディング
プロジェクト

資料

(5) 産官学連携による事業の推進

さまざまな分野において、産官学の連携を強化し、幅広い提言やアイデアを取り入れながら、各種事業を推進します。

大学が持つ知的財産、企業が持つ技術や情報などを活用することで、地域社会の課題解決や活性化に取り組めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|-----------------|
| ★プレイスメイキングに関する事業 | 都市整備課 |
| ★スポーツによるエリアマネジメント事業 | 企画課、都市整備課、生涯学習課 |

(6) 地方分権の推進

市において処理できる事務や県の関連する事務の委任のうち、市民生活の向上が期待される事務や権限については積極的に移譲を求めることにより、より効率的で質の高い行政サービスを提供します。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------|----------|
| 権限移譲に関する事務 | 企画課、関係各課 |



元プロ野球選手から指導を受ける子どもたち
(産官学連携事業)

【エリアマネジメント】 特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組み。

図表-42 広域連携による共同処理の状況

| 名称 | 事業内容 | 構成市町 |
|------------------|---|-----------------------------|
| 茨城県市町村総合事務組合 | 退職手当、県民交通災害共済、非常勤職員公務災害 | 県内全市町村 |
| 茨城県租税債権管理機構 | 滞納処分など | 県内全市町村 |
| 茨城県後期高齢者医療広域連合 | 保険資格管理、保険給付 | 県内全市町村 |
| 茨城西南地方広域市町村圏事務組合 | 常備消防、救急業務、病院群輪番制、小児救急医療輪番制、養護老人施設(利根老人ホーム)、広域運動公園 | 下妻市、古河市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町 |
| 下妻市地方広域事務組合 | ごみ処理、葬祭場、し尿処理、最終処分場、環境整備 | 下妻市、常総市、筑西市、八千代町 |

出典：企画課（平成29年4月1日現在）

総論

基本構想

子育て、医療、社会福祉
基本計画①

教育、文化
基本計画②

観光、産業振興
基本計画③

生活、環境
基本計画④

都市基盤
基本計画⑤

市民協働、行財政運営
基本計画⑥

リーディングプロジェクト

資料

分野施策7 公共施設マネジメント

現 状 と 課 題

合併算定替の終了による地方交付税の削減に加え、今後、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念され、また、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加が予想されており、財政状況はさらに厳しくなるものと推測されます。このため、公共施設等マネジメント計画の各種施策による更新費用などの削減のほか、施設の維持管理および運営においても、限られた財源を効果的に活用していくとともに、機能の維持、向上を図っていく必要があります。

本市の公共施設は113施設、延べ床面積約14万㎡となりますが、建築後30年以上経過した施設が60.8%を占めており、建築後30年を目安に実施すべきである大規模改修を積み残している状況です。今後は、まず早急に積み残している不具合などを解消するとともに、中長期的な視点で、統廃合や合築による総量削減や適正配置のほか、長寿命化などを計画的に実施し、老朽化による市民サービスの低下を防ぐ必要があります。これらのことから、適切な行政サービス、公共施設の維持管理・運営を行っていくため、公共施設の保有量（延床面積）を今後30年間で30%削減していくことを目標とし、公共施設マネジメントを実施していく必要があります。

本庁舎は、平成8年度に実施した耐震診断の結果によると、Is値（構造耐震指標）の最小値が0.4となり、震度6強程度の地震で倒壊又は崩壊するという結果が出ています。さらに、耐震診断から約20年が経過し躯体の劣化が進んでいることや東日本大震災の影響を考慮すると、Is値はさらに低下していることが予想されています。また、自家発電設備が無いため災害による停電時に照明やパソコンなどの機器が使用出来なくなることや、庁舎が耐震化されていないため必要なデジタル方式への移行が実施できていないことから、早急に対策を実施する必要があります。

公の施設は、公共の利益のためにその適正な管理を確保することが必要とされています。また、近年では住民ニーズが多様化し、これらにより効果的・効率的に対応するためには、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用することが有効な手段の一つであると考えられます。公の施設の設置目的を十分に達成できるよう、管理経費の縮減、運営の効率化などの観点とともに、施設の安定性および継続性、利用の公平性などの観点に配慮するなど、指定管理者制度の適切な運用に努める必要があります。

取 り 組 み の 方 針

時代の変化に対応した市民サービスを提供するための場としての公共施設の整備を行い、持続可能な都市経営の基盤を整備します。

● 取り組みの概要

行政の役割

(★：リーディングプロジェクト事業)

(1) 公共施設マネジメントの推進

今後の人口動向や社会経済情勢の変化を的確に捉え、将来にわたって必要となる公共サービスの維持・継続や新たに必要とされる公共サービスの充足を図った『真に必要な公共サービス』の提供を目指すとともに、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を図り、必要最小限の施設量を最小のコストで継続していくことを目指します。

また、施設の統廃合により生じる跡地および現有する遊休資産の運用については、維持管理費の削減や財源の確保の観点から、さまざまな手法を検討します。

本庁舎の更新に合わせて、周辺施設や千代川庁舎との集約化・複合化を図り、公共施設を削減することによる将来負担の低減や、都市拠点形成に向けた取り組みを行い、さらに防災拠点機能を強化し、にぎわいの創出による市民に親しまれる市庁舎などの検討を進めていきます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|---------------------|-----|
| ★公共施設マネジメントの推進 | 財政課 |
| 庁舎などの再整備や遊休地活用に係る事業 | |

(2) 指定管理者制度の推進

公の施設の設置目的を十分に達成できるよう、指定管理者制度の適切な運用に努めます。

また、公の施設の設置目的に応じて民間事業者と公共的団体のそれぞれの特長を勘案し、民間事業者の活用を含めた、より効果的・効率的な施設の管理に努めます。

| 主要な関連事業 | 担当課 |
|------------|----------|
| 指定管理者制度の推進 | 総務課、関係各課 |

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

基本計画における リーディングプロジェクトの位置付け

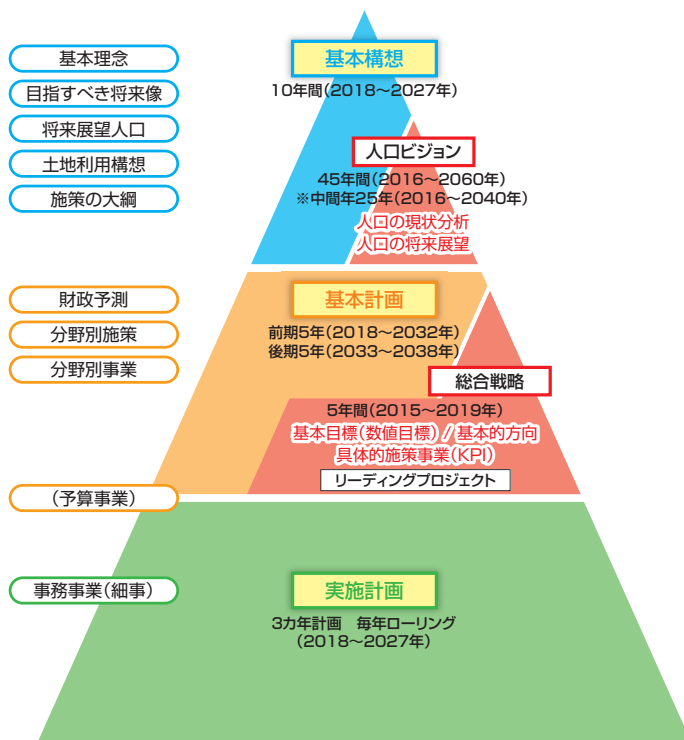
1 総合戦略と本計画の関係

①リーディングプロジェクトの位置付け

本計画では、総合戦略をリーディングプロジェクトとして基本計画に取り込むことで、地方創生との政策の一貫性および施策の相乗効果を高めることを企図しています。

総合戦略と本計画の関係は、右図のとおり、整理することができます。

なお、実施計画については、基本計画に基づき作成されます。



②リーディングプロジェクトの内容

リーディングプロジェクトとして取り組みを重点的に推進する事項は、次のとおりとなります。

1 地域づくり 市民が誇りと愛着をもって健康に暮らせるまちづくりを目指します

1. ぐらしやすい魅力的なまちをつくる
2. 人口規模に対応したまちをつくる
3. 市民力・地域力を活かしたまちをつくる

2 人の流れ 地域の魅力発信と新たな人の流れの受け皿づくりを目指します

1. 転出を抑制するための取り組みを強化する
2. 市外からの定住を促進する
3. 下妻市の魅力を発信する

3 希望を叶える 結婚・出産・子育ての希望の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します

1. 結婚や出産の希望をサポートする
2. 子ども・子育て支援の充実により楽しく子育てができる地域をつくる

4 雇用の創出 安定した雇用の創出と市内就業人口の増加を目指します

1. 安定した雇用環境の創出と新たな産業を育成する
2. 下妻市の基幹産業の1つである農業を次世代に継承する

※下妻市総合戦略を踏襲

2 「リーディングプロジェクト」と「まちづくり」の目標の構成

| リーディングプロジェクト「まち・ひと・しごと創生 総合戦略」 | | | | |
|--|--|---|---|---|
| | 地域づくり | 人の流れ | 希望を叶える | 雇用の創出 |
| | 市民が誇りと愛着をもって健康に暮らせるまちづくりを目指します | 地域の魅力発信と新たな人の流れの受け皿づくりを目指します | 結婚・出産・子育ての希望の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します | 安定した雇用の創出と市内就業人口の増加を目指します |
| まちづくり目標1 子育て、医療、社会福祉 誰もが健やかに暮らせる 「安心なまち」 | 健幸まちづくりの推進 中心市街地の活性化 | | 待機児童ゼロ・児童クラブの充実 希望する子どもの数実現への支援 利用者支援 子育て環境の充実 | |
| まちづくり目標2 教育、文化 人と文化を育む 「心豊かなまち」 | 健幸まちづくりの推進(再掲) 市民協働のまちづくり 地震や風水害など地域防災・防犯の強化 | | 質の高い教育環境の整備・充実 | |
| まちづくり目標3 観光、産業振興 にぎわいと活気を生み出す 「活力あるまち」 | 中心市街地の活性化(再掲) 社会・情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり | 市内定住のための受け皿の整備 観光資源の活用と魅力度アップ ブランド戦略とシティプロモーション | ワーク・ライフ・バランスの実現支援 | 優良企業の誘致と地元雇用の創出 新たな産業の創出・起業支援の促進 6次産業化推進、グローバル化への対応 担い手・新規就農者の育成支援 |
| まちづくり目標4 生活、環境 環境にやさしく災害に強い 「安全なまち」 | 地震や風水害など地域防災、防犯の強化(再掲) 公共交通・交通ネットワークの充実 | 市内定住のための受け皿の整備(再掲) ブランド戦略とシティプロモーション(再掲) 観光資源の活用と魅力度アップ(再掲) 市外からの転入への支援(定住促進) 空き家対策及び空き家の活用促進 | 出会いの場の創出 | |
| まちづくり目標5 都市基盤 自然と都市が共生する 「快適なまち」 | 中心市街地の活性化(再掲) 公共交通・交通ネットワークの充実(再掲) 市民協働のまちづくり(再掲) 社会・情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり(再掲) | 観光資源の活用と魅力度アップ(再掲) | 子育て環境の充実(再掲) | |
| まちづくり目標6 市民協働、行財政運営 市民と共に次世代を築く 「自立したまち」 | 市民協働のまちづくり(再掲) 公共施設のマネジメント強化 | ブランド戦略とシティプロモーション(再掲) | | |

総論

基本構想

基本計画①
 子育て、医療、社会福祉

基本計画②
 教育、文化

基本計画③
 観光、産業振興

基本計画④
 生活、環境

基本計画⑤
 都市基盤

基本計画⑥
 市民協働、行財政運営

リーディングプロジェクト

資料

3 リーディングプロジェクト（総合戦略）の概要

政策分野1 地域づくり

市民が誇りと愛着をもって 健康に暮らせるまちづくりを目指します

基本目標

下妻市の恵まれた地域資源、立地特性を活かし、市民が誇りと愛着をもって健康に暮らせる魅力的なまちづくりを目指します。同時に、人口規模に柔軟に対応した公共施設等のマネジメントを強化し、効率性と利便性を高めていきます。さらに、まちづくりの主役である市民力・地域力の活性化を図り、市民がまちづくりの活動を通して誇りと愛着を形成していくことができる環境をつくります。

基本方向1-1

くらしやすい魅力的なまちをつくる

本市の豊かな自然及び既存の施設を活用し、居心地のよいまちなか空間の形成など、中心市街地の活性化を促進するとともに、公共交通・交通ネットワークの利便性向上により、暮らしやすい魅力的なまちを目指します。

また、スポーツ・レクリエーションなどに参加しやすい環境を整え、暮らしの中で健康づくりを進めていける健幸まちづくりを目指します。さらに、地域ぐるみの防災対策など、地域防災の強化に取り組み、安心して暮らせるまちを目指します。

具体的施策1-1-1

中心市街地の活性化

まちの魅力を高めるためには、中心市街地の活性化は重要な課題です。本市のまちづくりの拠点である中心市街地において、既存の空き店舗や公有・民有の資産を有効に活用し、質の高いにぎわい空間を創出します。

また、まちのにぎわいづくりに欠かせない市民活動の活性化を促進し、市民に愛されるまちの魅力づくりを進めます。

具体的事業

- 起業家への空き店舗の提供・改修補助（商工観光課）
- ぷらっとほーむ事業（介護保険課）
- ストック活用事業（都市整備課）
- 都市再生整備計画事業（都市整備課）
- プレイスメイキング事業（都市整備課）
- まちづくりに関する市民活動助成（都市整備課）

具体的施策1-1-2 公共交通・交通ネットワークの充実

常総線の利便性向上と利用促進を図るとともに、公共交通網の総合的な管理計画のもと、路線バス、コミュニティバスなどを組み合わせながら、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。

また、環境負荷の少ない交通手段として、バス、電車のほか、電気自動車、コミュニティサイクルの可能性についても検討し、普及を図ります。

具体的事業

- 常総北線設備整備支援事業（企画課）
- 電気自動車普及促進事業（生活環境課）
- コミュニティバスの運行（企画課）
- バス・電車利用促進キャンペーン事業（企画課）
- コミュニティサイクル（都市整備課）

具体的施策1-1-3 健幸まちづくりの推進

砂沼周辺地区の豊かな自然環境、市内のスポーツ・レクリエーション施設などを活用し、子どもから高齢者まで、誰もが参加しやすい身近な健康づくりを支援します。

また、市の関連各機関が連携し、包括的な健康づくり推進のための仕組みをつくります。

具体的事業

- 健康な人づくり（介護保険課、保健センター、生涯学習課）
- 砂沼を中心とした健康づくり事業（保健センター、生涯学習課）
- 各種スポーツ教室・大会助成事業（生涯学習課）
- ラジオ体操普及事業（保健センター、生涯学習課）
- 下妻市健康づくり推進協議会の開催（保健センター）
- 健康ポイント事業（保険年金課、保健センター）

具体的施策1-1-4 地震や風水害など地域防災・防犯の強化

市民の生命と財産を守る地域防災については、既存の地域防災計画の見直しを適宜行い、地震や風水害等に対する課題に適切に対応していきます。

また、地域ぐるみの防犯体制の充実に努め、犯罪を未然に防ぐとともに、防犯意識の向上に努めます。

具体的事業

- 地域防災計画事業（消防交通課）
- 自主防災組織育成事業（消防交通課）
- 防災行政無線メール配信事業（消防交通課）
- 防災ラジオ普及事業（消防交通課）
- 防犯灯LED化事業（消防交通課）

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

基本方向1-2

人口規模に対応したまちをつくる

人口減少が進む社会情勢を踏まえながら、人口規模に即した柔軟な公共サービスのあり方を検討していきます。そのため、公共施設の適正な管理についての方針を定め、有効な活用を図っていきます。

具体的施策1-2-1

公共施設のマネジメント強化

公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な公共施設の更新・統廃合・長寿命化を進め、効率的な公共施設の管理を実施するとともに、新たな活用法を探り、地域の活性化につなげます。

具体的事業

- 公共施設等マネジメント計画の推進（財政課）
- 合併して廃校になった小学校の活用（企画課）

具体的施策1-2-2

社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応した都市構造への転換を図り、持続可能なまちづくりを目指します。

具体的事業

- 立地適正化計画策定事業（都市整備課）
- リノベーションまちづくり事業（都市整備課、商工観光課）

基本方向1-3

市民力・地域力を活かしたまちをつくる

市民が地域の課題を自ら解決し、主体的にまちづくりに参加していくことにより、地域への誇りと愛着を一層深め、様々な立場の人が、地域を支える一員として活躍できるまちを目指します。

具体的施策1-3-1

市民協働のまちづくり

市民団体、ボランティア団体、自治会等の多様な団体が、それぞれの特性を活かして地域社会との関わりを深めていく活動を支援します。

具体的事業

- 市民協働のまちづくり事業（市民協働課）
- スポーツによるエリアマネジメント事業（企画課、都市整備課、生涯学習課）
- 花のまちづくり推進（都市整備課）
- 買い物お助け隊事業（商工観光課）

政策分野2 人の流れ

地域の魅力発信と新たな人の流れの受け皿づくりを目指します

基本目標

人口の減少が避けられない時代において、本市が都市間競争で勝ち抜き、首都圏や周辺都市からも転入が見込めるよう、多様な受け皿の整備に取り組みます。定住促進のための応援制度、転入支援や空き家対策等の具体的施策とともに、ブランド戦略、シティプロモーションを展開し、本市の魅力に共感する人が生涯にわたって暮らしていきたいと思えるまちづくりを目指します。

基本方向2-1

転出を抑制するための取り組みを強化する

就職、結婚、転職等の生活の転換期を迎えた人が、本市に住み続けることを選択できるよう、既存の資産の活用等の支援を実施し、定住促進を図ります。

具体的施策2-1-1

市内定住のための受け皿の整備

ライフステージの転換期にあわせて住まいの形を変えていながら、本市に住み続けていくことができるよう、住宅の取得やリフォーム、設備投資にかかる費用の一部を補助します。幅広い年齢層の人が、快適に暮らしていける住まいづくりを進めていきます。

具体的事業

- 住宅リフォーム資金補助事業（商工観光課）
- 住宅用太陽光発電システム設置補助事業（生活環境課）
- 環境配慮型新エネルギー設備導入補助事業（生活環境課）
- 若者・子育て世代住宅取得応援制度（企画課）

基本方向2-2

市外からの定住を促進する

市外に住む人が、就職、結婚、転職等をきっかけに、本市に移住することを選択できるよう、ニーズにあった転入支援を行います。また、空き家の活用等を促進し、移住の受け皿の提供に努めます。

具体的施策2-2-1

市外からの転入支援（定住促進）－Uターン・Iターンの促進などー

移住に伴う相談を受け、生活に関する情報だけでなく、雇用や教育に関する情報等、必要な情報を提供できる総合的な窓口を設置し、U・Iターンの間口を広げます。

また、子育て世帯の移住者に対しては、住宅取得の応援制度を設け、首都圏や周辺都市からの移住者の獲得につなげます。

具体的事業

- U・Iターンワンストップ窓口設置事業（企画課）
- 若者・子育て世代住宅取得応援制度（企画課）

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、
行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

具体的施策2-2-2

空き家対策及び空き家の活用促進

適正な管理と情報提供のもと、市内の空き家を有効に活用し、移住に対する受け皿として整備を進めます。

具体的事業

- 空き家対策事業（企画課）

基本方向2-3

下妻市の魅力を発信する

本市の観光資源を活用し、効果的な集客イベントを実施することにより、より多くの来訪者に本市の魅力を伝えます。また、多様な媒体を使って、本市の豊かな自然、文化、住みやすさを積極的にPRし、移住・定住のきっかけとなるプロモーションの展開に努めます。

具体的施策2-3-1

観光資源の活用と魅力度アップ

多くの来訪者が訪れるとともに、市民が楽しめるまちを目指し、市内の既存の観光資源を活用したイベントの開催を積極的に支援するとともに、イメージキャラクターを活用した本市のPRや新たな観光資源となる魅力的なスポットの創出を進めます。

具体的事業

- 観光イベントの開催・支援事業（商工観光課）
- 花のまちしもつまフラワーイベントプロジェクト（商工観光課、都市整備課）
- シモンちゃん活用事業（企画課）
- サイクリングロード活用事業（企画課）

具体的施策2-3-2

ブランド戦略とシティプロモーション

体験型ツアーや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、パンフレット等、様々な媒体を通して、本市の豊かな自然、文化、伝統、住みやすさを積極的に広報していきます。

本市の特産品である農産物については、本市についてより多くの人に関心をもってもらう有効なツールの1つとして、国内外への販路の拡大を図ります。

具体的事業

- 下妻のPR・活性化活動事業（商工観光課）
- フェイスブック利活用事業（秘書課）
- 住みよいく下妻PR事業（企画課）
- 下妻ブランドの創出（農政課、商工観光課）

政策分野3 希望を叶える

結婚・出産・子育ての希望の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します

基本目標

結婚・出産・子育てにまつわる様々な不安や障害の解消に努め、希望する時期に、希望するあり方で結婚・出産・子育てが実現できるよう、若者世代からの意識啓発を積極的に推進するとともに、地域・企業・行政が連携して希望の実現に努めます。

また、仕事のあるなしに関わらず、希望する子育て支援を受けられるよう市民のニーズに即した子育て支援事業の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）の実現を目指し、子育て世代及び企業に対する支援・啓発に努め、安心して子育てできる地域づくりに取り組みます。

さらに、小中学校などの義務教育において、質の高い教育環境の整備・充実を図り、子育て世帯にとっての地域の魅力として、安心して子育てできる環境をつくります。

基本方向3-1

結婚や出産の希望をサポートする

人口ビジョンにおけるアンケート調査では、若者が結婚をしていない理由は、出会いがないからという回答が多くありました。結婚を希望する若者の相談を受ける体制を整えるとともに、多様なイベント等を通して出会いの機会を提供します。

また、結婚後の生活や出産に対する経済的な不安の軽減を図り、これから子どもを育てていこうとする若者が、安心して未来を築いていけるまちを目指します。

具体的施策3-1-1

出会いの場の創出

茨城県や市内の民間団体、NPO等と連携し、結婚のきっかけとなる出会いの場、相談窓口の充実に努めます。

具体的事業

- 出会いサポート協働事業（市民協働課）
- マリッジサポーター養成事業（市民協働課）
- 婚活イベント実施支援事業（市民協働課）
- 同窓会支援事業（市民協働課）

具体的施策3-1-2

希望する子どもの数実現への支援

妊娠・出産を希望するすべての人が、安心して診察や治療を受けられる環境づくりを行います。

具体的事業

- 妊産婦・未就学児の医療費無料化事業（保険年金課）
- 不妊治療費助成事業（保健センター）

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディングプロジェクト

資料

基本方向3-2

子ども・子育て支援の充実により 楽しく子育てができる地域をつくる

安心して子育てができる環境は、若い世代が希望する子どもをもつことを実現するため、重要な課題です。行政及び地域がきめ細やかな相談・支援に取り組み、子育て中の親子を支える環境づくりを目指します。

また、子育てをしながら充実した生活が送れるよう、働く男女や企業に向けて、意識啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

さらに、質の高い教育環境の整備を進め、子育て世代が下妻市で子育てしたいと思えるまちを目指します。

具体的施策3-2-1

待機児童ゼロ・児童クラブの充実

教育・保育施設の不足が育児の負担になり、若い世代が子どもをもつことを諦めてしまわないよう、ニーズに対応した教育・保育施設、学童保育施設等の充実と定員の確保を図ります。

具体的事業

- 教育・保育施設等の整備（子育て支援課）
- 学童保育事業（子育て支援課）

具体的施策3-2-2

利用者支援

子育てに関する支援を希望する妊婦または保護者等が、適切なサービスを円滑に受けられるよう、子育てに関する様々な情報を的確に提供する体制を整えます。

具体的事業

- 利用者支援事業（子育て支援課）
- 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

具体的施策3-2-3

子育て環境の充実

市内に住むすべての子どもを対象に、安心して医療を受けられる環境づくりを推進します。また、育児援助や、子育ての悩みや不安の相談、子育てに必要な情報の提供等、家庭だけでなく、地域全体で子どもたちを育み、子育てを支援していく体制を整えます。

また、公園等の整備を進め、屋外での体験的な遊び、自然にふれあうことのできる場所の提供を通してより豊かな環境で子どもたちの成長を育みます。

具体的事業

- 妊産婦・未就学児の医療費無料化事業（保険年金課）
- 児童・生徒の医療費助成事業（保険年金課）
- ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）
- 子育て支援センター事業（子育て支援課）
- ママサポしもつま（子育て支援メール配信サービス）の活用（保健センター）
- 地域組織活動事業（母親クラブ）（子育て支援課）
- 母子保健推進員制度（保健センター）
- 子育て世代包括支援センター（子育て支援課、保健センター）
- 公園整備事業（都市整備課）
- 母子寡婦福祉会の活動支援（子育て支援課）

具体的施策3-2-4

ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と生活のバランスに配慮し、充実した生活を送ることができるよう、講座や広報等を通して、ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成を図ります。

具体的事業

- 下妻市働く婦人の家の管理・運営（商工観光課）
- ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供（市民協働課）

具体的施策3-2-5

質の高い教育環境の整備・充実

国際化、ICT化等に柔軟に対応した教育を推進し、質の高い教育環境の更なる充実を図ります。耐震化など、施設面の整備については、安全性の向上の観点から着実に進め、安心して学習できる環境を整えます。また、子どもの教育について第一義的責任を有する家庭の役割を踏まえ、家庭教育を支援するとともに、家庭や地域社会の中で、子どもたちが、様々な体験を通して豊かな心を育み、健やかに成長していく取組みを進めます。

具体的事業

- 学力向上対策事業（国際化に対応できる英語力の強化など）（指導課）
- ICT教育の強化（学校教育課）
- 学校教育環境の整備充実（学校教育課）
- 家庭教育の充実（生涯学習課）
- 自然教育推進事業 青龍楽校少年団活動支援（生涯学習課）
- 英語検定料補助事業（指導課）
- 訪問型家庭教育支援事業（生涯学習課）

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、社会福祉

基本計画②
教育、文化

基本計画③
観光、産業振興

基本計画④
生活、環境

基本計画⑤
都市基盤

基本計画⑥
市民協働、行政運営

リーディング
プロジェクト

資料

政策分野4 雇用の創出

安定した雇用の創出と市内就業人口の増加を目指します

基本目標

本市での安定した生活を支えるためには、安定した雇用は欠かせません。多様な企業の誘致や新たな産業の育成により、地元での働きやすい環境の創出を目指します。

また、本市の基幹産業の1つである農業が、これからも市を支える産業として維持できるよう、6次産業化等の新たな取組みの促進、安定した農業を支えるための担い手の育成・確保に積極的に取り組みます。

基本方向4-1

安定した雇用環境の創出と新たな産業を育成する

広域的な産業立地動向を踏まえつつ、本市の工場立地に適した工業用地のポテンシャルを活かして優良企業の立地促進を図り、安定した雇用環境の創出に努めます。

また、新たな起業・就農に対して積極的な支援を行い、本市の地域特性を活かした新たな産業によるまちづくりを目指します。

具体的施策4-1-1

優良企業の誘致と地元雇用の創出

本市の工場用地の適性を広く発信し、多様な企業の誘致を推進します。また、立地企業に対しては、地元雇用を奨励するとともに、企業との連携を図りながら適切なサポートを行い、安定した雇用の確保に努めます。

具体的事業

- しごと創生事業（企画課）
- 固定資産税の課税免除制度（企画課）
- 雇用促進奨励金制度（企画課）
- 工場立地法に規定する緑地及び環境施設の面積割合の緩和（企画課）
- 立地企業のフォローアップ事業（企画課）

具体的施策4-1-2

新たな産業の創出・起業支援の促進

新規起業等に対して積極的な支援を行い、新たな雇用の創出につながる取組みを推進します。

具体的事業

- 新規起業家支援事業（商工観光課）
- 中小企業・小規模事業者及び起業予定者経営相談事業（商工観光課）

基本方向4-2

下妻市の基幹産業の1つである農業を次世代に継承する

本市の基幹産業の1つである農業の振興を図るため、ブランド力の高い農産物のグローバル展開を支援するとともに、農業と観光・商業などの連携を図る6次産業化を促進します。

また、多様な施策を検討しながら、新規就農者の育成に努め、安定した農業経営の実現を図り、高齢化や農業離れにより深刻化している担い手不足の問題に取り組みます。

具体的施策4-2-1

6次産業化推進・グローバル化への対応

6次産業化、会社経営化等に取り組む生産者を積極的に支援し、より収益性の高い農業経営を推進します。

具体的事業

- 6次産業化推進事業（農政課、商工観光課）
- 農業経営の法人化支援（農政課、農業委員会）
- 下妻ブランドの創出（農政課、商工観光課）

具体的施策4-2-2

担い手の育成支援・新規就農者の育成

将来の基幹産業を担う新規就農者や経営継承者の確保・育成を図るため、生活支援、マッチング、研修の開催など多様な支援を行います。

具体的事業

- 農業人材力強化総合支援事業（農政課）
- 地元名産に係る後継者育成事業（農政課）
- 農業後継者育成研修支援事業（農政課）
- 耕作放棄地対策事業（農政課、農業委員会）
- 新規就農者支援事業（農政課）

総論

基本構想

基本計画①
子育て、医療、
社会福祉基本計画②
教育、文化基本計画③
観光、産業振興基本計画④
生活、環境基本計画⑤
都市基盤基本計画⑥
市民協働、行財政運営リーディング
プロジェクト

資料

